



# SMBCダイレクト規定集

(2018年6月29日改定)

三井住友銀行

## 目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| SMBCダイレクト利用規定                | 1  |
| SMBCダイレクト ライト利用にかかる追加規定      | 25 |
| ワンタイムパスワードサービス利用にかかる追加規定     | 27 |
| グローバルサービス利用にかかる追加規定          | 29 |
| eレポートサービス利用にかかる追加規定          | 31 |
| バンク&トレード利用にかかる追加規定           | 32 |
| SMBCインターネット宝くじサービス利用にかかる追加規定 | 35 |
| 生体認証サービス利用にかかる追加規定           | 37 |
| SMBCダイレクト 外部連携サービスにかかる追加規定   | 41 |
| SMBC toto 特約                 | 43 |
| 残高等照会サービスにかかる追加規定            | 45 |
| SMBC ネットワークアプリ利用にかかる追加規定     | 47 |
| 三井住友銀行アプリサービス利用にかかる追加規定      | 50 |
| 電話約定サービス利用にかかる追加規定           | 54 |

## SMBCダイレクト利用規定

SMBCダイレクトを利用しようとするお客さま（以下「利用者」といいます。）は、初回にSMBCダイレクト（以下「本サービス」といいます。）を利用した時点で、利用者の安全確保のために当行が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した暗証番号等の不正使用等によるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、本サービスを利用することを承諾したものとします。

### 1. 適用範囲および関係

本利用規定は、本サービスを利用して行われる後記2.(3) に定めるサービス利用口座（以下「サービス利用口座」といいます。）に関するすべての取引、行為および手続、本サービスに含まれるすべてのサービスに関するすべての取引、行為および手続、ならびにその他本サービスを利用して行われるすべての取引、行為および手続（以下サービス利用口座に関するすべての取引、行為および手続、本サービスに含まれるすべてのサービスに関するすべての取引、行為および手続、ならびにその他本サービスを利用して行われるすべての取引、行為および手続をあわせて「本サービス利用行為」といいます。）についても適用されます。本サービス利用行為に関し本利用規定に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定、口座振替規定、定額自動送金規定、カードローン規定、三井住友ローン規定、外貨定期預金にかかる外国為替予約取引規定、外国送金取引規定、外貨自動積立サービス規定、投資信託総合取引約款、各投資信託にかかる投資信託約款・累積投資約款および投信自動積立規定、特定口座約款、公共債保護預り兼振替決済口座管理規定、残高別金利型普通預金規定、SMBCポイントパック規定、ファーストパック規定、SMBCデビット会員規約、普通預金に関する無利息特約、条件付為替予約付プレミアム円定期預金約定、条件付外貨定期預金<ハイクーポン>約定ならびにOne's Card（三井住友VISA）規定等により取り扱います。

### 2. 本サービス

#### (1) 本サービスの内容

本サービスとは、後記2.(5)に定める端末による利用者からの依頼にもとづく振込、振替、残高照会ならびに当行の所定する、届出事項の変更、情報の照会、商品の申込受付、電子メール等による情報の通知および預金口座にかかる手続等を提供するサー

ビスをいうものとします。ただし、当行は本サービスの内容を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。また、口座保有店により利用できる本サービスの内容は異なる場合があります。

#### (2) 利用者

利用者は、日本国内在住の個人に限るものとし、利用者が外国為替及び外国貿易法ならびに所得税等関連法令に定める非居住者（以下「非居住者」といいます。）となる場合、利用者は直ちに当行所定の書面により後記2.(3) に定めるサービス利用口座店宛に届け出るものとします。ただし、利用者が非居住者となる場合であっても、当行所定の条件を満たす場合に限り、別途当行の提供する「グローバルサービス」を利用することにより、引き続き本サービスの利用を継続することができるものとします。

#### (3) サービス利用口座・代表口座

利用者が本サービスにより振込・振替等の依頼をすることができる口座（以下「サービス利用口座」といいます。）は、当行の所定する普通預金口座で後記2.(3) または後記2.(3) のいずれによってもサービス利用口座から解除されまたは解除されたときみなされていない口座、および以下に定める口座で、後記2.(3) ないし後記2.(3) のいずれによってもサービス利用口座から解除されまたは解除されたときみなされていない口座をいうものとします。利用者は、サービス利用口座のうち当行が所定する種類の口座の一つを、当行所定の方法により、申込代表口座として届け出ることとします（以下申込代表口座として届け出られた口座を「申込代表口座」といいます。）

(ア) サービス利用口座が総合口座取引として利用されている場合、当該総合口座取引として利用されているすべての預金口座

(イ) サービス利用口座を返済用預金口座とするローン口座、およびローン口座がサービス利用口座の場合、当該ローン口座の返済用預金口座

(ウ) サービス利用口座を預金決済口座とする投資信託保護預り口座、および投資信託保護預り口座がサービス利用口座の場合、当該投資信託保護預り口座の預金決済口座

(エ) サービス利用口座を預金決済口座とする債券保護預り兼振替決済口座、および債券保護預り兼振替決済口座がサービス利用口座の場合、当該債券保護預り兼振替決済口座の預金決済口座

(オ) 後記2.(3) によりサービス利用口座として追加された口座

ただし、サービス利用口座とすることが可能な預金等の種類および本サービス利用行為において指定可能なサービス利用口座は当行所定のものに限るものとします。

なお、サービス利用口座は、その名義および住所が、申込代表口座の名義および住所とそれぞれ同一の口座に限るものとします。

後記2.(3)によりサービス利用口座が追加されたことにより、サービス利用口座が開設されている本支店(以下「サービス利用口座店」といいます。同一支店であっても、当行の定めるところにより複数の支店とみなす場合があります。)の数が、複数にわたる場合は、サービス利用口座店毎に代表口座を普通預金口座の中から1口座届け出るものとします。

ただし、当行がやむをえないものと認めて承諾する場合に限り当座勘定を代表口座として届け出ることができます。

利用者は、後記2.(5)に定める端末による届出の依頼および当行の承認、または当行所定の方法による届出および当行の承認にもとづき、当行所定のサービス利用口座店数に関する制限、当行所定の口座科目の制限、当行所定の届出方法に関する制限およびその他の当行所定の制限内において、利用者の指定する口座をサービス利用口座として追加することができます。またサービス利用口座を追加することにより、申込代表口座に関連付けられているサービス利用口座店の数が変動することとなる場合、利用者は、追加する当該口座が開設されている本支店に対し、利用者が当該本支店において保有する普通預金口座の後記3.(1)に定めるキャッシュカード暗証を、当行所定の方法により正確に伝達するものとします。なお、前記によりサービス利用口座に追加された口座が当該追加前に別の申込代表口座と関連付けられたサービス利用口座または別個の申込代表口座であった場合は、当該追加と同時に、追加した当該口座は、当該別の申込代表口座と関連付けられたサービス利用口座から解除され、別個の申込代表口座でもなくなったものとみなされます。

利用者は、後記2.(5)に定める端末による届出の依頼および当行の承認、または当行所定の方法による届出および当行の承認にもとづき、当行が所定する範囲内において、利用者の指定する口座をサービス利用口座から解除することができます。またサービス利用口座が解約された場合、解約された当該口座は、サービス利用口座から自動的に解除されたものとみなされます。前記によりサービス利用口座から特定の口座が解除されまたは解除されたものとみなされた場合、本サービスの全部または一部が利用停止されることがあります。なお、前記によりサービス利用口座から解除された口座については、当該口座のサービス利用口座店に開設されている利用者の普通預金口座でサービス利用口座として届け出られているものがないときには、前記2.(3)に定めるところにより、利用者は別の申込代表口座と関連付けられたサービス利用口座とすることができる場合があります。

前記2.(3)(ア)から前記2.(3)(エ)によりサービス利用口座とされた口座は、前記2.(3)(ア)から前記2.(3)(エ)においてその前提となったサービス利用口座である口座がサービス利用口座から解除された場合または当該前提となったサービス利用口座である口座が解約された場合、サービス利用口座から自動的に解除されることがあります。

申込代表口座が解約された場合、または申込代表口座がサービス利用口座から解除された場合、当該申込代表口座に関連付けられたすべてのサービス利用口座が、サービス利用口座から解除されたものとみなされます。これらの場合、利用者は、申込代表口座に関連付けられたすべての本サービスを利用できなくなり、また申込代表口座に関連付けられたすべての取引履歴などのデータも失われることになるほか、利用者として利用できていたすべてのサービス(ただし、当該申込代表口座に関連付けられたものに限り、)が利用できなくなることがあります。

代表口座が解約された場合、または代表口座がサービス利用口座から解除された場合、当該代表口座が開設されていたサービス利用口座店に開設されサービス利用口座となっていた他の預金口座は、サービス利用口座から解除されたものとみなされます。

#### (4) 出金指定口座・入金指定口座

##### 出金指定口座

「出金指定口座」とは、本サービス利用行為のうち、振込・振替等の資金の引き落としを伴う取引において、利用者が当該資金の引き落としを行う口座として指定したサービス利用口座をいうものとします。

##### 入金指定口座

「入金指定口座」とは、本サービス利用行為のうち、振替等の利用者のサービス利用口座への資金の入金を伴う取引において、利用者が当該資金の入金を行う口座として指定したサービス利用口座をいうものとします。

#### (5) 利用できる機器

本サービスのために利用できる機器は、当行所定の電話機および当行所定のブラウザソフト(WWW(ワールド・ワイド・ウェブ)閲覧用のソフトウェア)を備えた端末(以下あわせて「端末」といいます。端末には、当行員が携帯する本サービス専用のタブレット端末および当行国内本支店に設置された本サービス専用のタブレット端末を含みます。特に当行国内本支店の窓口に設置された本サービス専用の端末については以下「店頭パソコン」といいます。)に限るものとします。なお、端末の種類により本サービス利用行為の一部ができない場合があるほか、サービス利用口座店により、本サービスが利用できる端末が異なる場合があります。

#### (6) サービス取扱時間

本サービスの取扱時間は当行所定の時間内とします。

ただし、当行はこの取扱時間を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### (7) SMBCダイレクト利用手数料

本サービスの利用にあたっては、当行所定のSMBCダイレクト利用手数料（消費税を含みます。）をいただきます。

この場合、当行は当該手数料を、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込代表口座から、当行所定の日に自動的に引き落とすことができるものとします。

なお、当行はこのSMBCダイレクト利用手数料を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

### 3. 本人確認

#### (1) 本人確認方法

本サービスの利用については、第一暗証が必要です。第一暗証は、申込代表口座1つにつき1つ設定され、後記3.(3)の定めるところにより、当該申込代表口座に関連付けられた本サービスすべてにおいて共通に使用します。ただし、当行所定の本サービスの一部の利用については、後記3.(2)(ア)に定める暗証番号（パスワードカード方式）または後記3.(2)(ア)に定める暗証番号（暗証カード方式）も必要になることがあります。利用者は、希望する場合、当行所定の方法により、後記3.(2)(ア)に定める暗証カード方式から後記3.(2)(ア)に定めるパスワードカード方式に切り替えることができます。後記3.(2)(ア)に定めるパスワードカード方式から後記3.(2)(ア)に定める暗証カード方式への切り替えは、切り替えを必要とするやむを得ない理由があり、かつ当行が承認した場合に限り、当行所定の方法により切り替えることができるものとします。

前記3.(1)にかかわらず、端末が店頭パソコンの場合には後記3.(3)の定めるところにより、当行がキャッシュカード規定にもとづき利用者本人に発行したキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）および当該キャッシュカードの暗証番号（以下「キャッシュカード暗証」といいます。）等を入力することによっても、本サービスを利用することができます。

第一暗証は、利用者が、当行所定の方法により当行宛に届出を行うものとし、利用者が上記により届け出るまでは、当行所定の番号とします。

利用者は第一暗証の変更の依頼を書面または端末により随時行うことができます。ただし、利用者が第一暗証を失念した場合および後記3.(5)の取扱により本サービスの利用を停止している場合は、当行所定の方法による変更手続が必要となります。

#### (2) パスワードカード方式と暗証カード方式

##### パスワードカード方式

##### (ア) パスワードカード方式の利用

当行は、当行所定の本サービスの一部の利用にあたっては、後記3.(3)の定めるところにより、本サービスの本人の認証方法として、第一暗証に加え、当行が後記3.(2)(イ)によって利用者に交付する機器（以下「パスワードカード（カード版）」といいます。）または利用者が当行所定の方法で当行所定のスマートフォン（以下「スマートフォン」といいます。）にインストールしたパスワードカード（スマホアプリ版）（以下「パスワードアプリ」といいます。）パスワードカード（カード版）とパスワードアプリをあわせて「パスワードカード」といいます。）のいずれかにより生成され、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。また以下第一暗証とワンタイムパスワードをあわせて「暗証番号（パスワードカード方式）」といいます。）当該認証方法を「パスワードカード方式」といいます。）を用いることがあります。

##### (イ) パスワードカードの交付

パスワードカード方式で利用するパスワードカード（カード版）は、別途、利用者が当行所定の方法により申し込むことにより、当行より発行し、利用者の届出住所宛に郵便または宅配便で送付するほか、当行所定の方法により交付するものとします。また、パスワードアプリは利用者が当行所定の方法でスマートフォンにインストールすることで利用するものとします。このとき、利用者の届出住所が不正確であるためもしくは利用者が届出住所の変更の届出を怠ったために、当該郵便もしくは宅配便が当行に返戻された場合、または当該郵便もしくは宅配便が郵便局もしくは当行所定の運送事業者の留置期間経過等の理由で当行に返戻された場合は、利用者は後記3.(2)

(キ)により再発行を依頼するものとします。

##### (ウ) パスワードカードの所有権等

パスワードカード（カード版）の所有権、著作権その他の知的財産権は、当行に帰属するものとし、当行は、利用者にパスワードカード（カード版）を貸与するものとします。利用者は、パスワードカード（カード版）を、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。パスワードアプリの著作権その他の知的財産権は当行に帰属します。利用者は、本サービスの利用に限り、パスワードアプリを利用することができ、当行から請求があった場合、利用者は、速やかにスマートフォンのパスワードアプリを削除するものとします。また、利用者は、パスワードアプリおよび本サービスにより利用者のスマートフォンにダウンロードされた情報の転載・複製・転送・改変または改竄

等を行うことはできません。また本項の規定は、利用者が当行に無断でパスワードアプリをダウンロードした場合にも適用されるものとし、この場合、パスワードアプリに関連して利用者または第三者に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

#### (エ) パスワードカードの利用開始手続

当行がパスワードカード(カード版)の発行または再発行を行った場合は、利用者はパスワードカード(カード版)の利用に際し、当行に利用開始の依頼を行うとともに、当行所定の利用登録手続をしたうえ、当行所定の利用登録手続を行うものとします。利用者が当行にパスワードカード(カード版)の利用開始の依頼を行う場合に利用できる機器は、端末に限るものとします。パスワードカード(カード版)の利用登録に際しては、利用者は、当行宛にパスワードカード(カード版)に記載されているシリアル番号および当該手続時のワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に伝達するものとし、伝達した内容を当行が確認し、当行が認識したシリアル番号(以下「登録シリアル番号」といいます。)およびワンタイムパスワードが、当行が保有しているシリアル番号およびワンタイムパスワードとそれぞれ一致した場合には、当行は利用者からのパスワードカード(カード版)利用開始の依頼とみなします。パスワードカード(カード版)は、当行の所定の利用登録手続完了後の当行所定の時期に利用できるものとします。パスワードアプリの利用開始にあたっては、利用者は、当行所定の方式で、スマートフォンにパスワードアプリをインストールした上で、パスワードアプリの指示にしたがって、当行に利用開始の依頼を行うとともに、当行所定の利用登録手続をするものとします。

#### (オ) パスワードカードの起動用暗証番号

利用者は、パスワードカードに、ワンタイムパスワードを表示させるための当行所定の起動用暗証番号を設定することができます。利用者が一度、起動用暗証番号を設定した場合は、起動用暗証番号の設定がない状態に戻すことはできません。利用者が、設定した起動用暗証番号と異なる起動用暗証番号を当行所定の回数以上連続して入力した場合は、ワンタイムパスワードは表示されなくなります。利用者がワンタイムパスワードの再表示の依頼をする場合には、当行所定の方法により当行宛に届け出るものとします。

#### (カ) パスワードカード(カード版)の使用期間

パスワードカード(カード版)は、電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなると使用できません。利用者は、パスワードカード(カード版)のボタン押下時に電池残量が一定量以下となった旨が表示された場合、当行所定の方法によりパスワードカード(カード版)の再発行の依頼を行うものとします。なお、当行は、パ

スワードカード(カード版)の更新日を設定しており、更新日が近づくときと当行所定の方法により利用者に案内するものとし、利用者は、当行所定の方法により更新の手続を行うものとします。

#### (キ) パスワードカード(カード版)の再発行等

当行がパスワードカード(カード版)の再発行の依頼を受け付けた場合、当行は、パスワードカード(カード版)を再発行のうえ、利用者の届出住所宛に郵便または宅配便で送付するほか、当行所定の方法により交付します。これによりパスワードカード(カード版)の再発行を受けた利用者は前記3.(2) (エ)の利用開始手続を行うものとします。前記により当行がパスワードカード(カード版)を再発行する場合には、前記3.(2) (カ)のパスワードカード(カード版)の電池切れによる再発行のときを除き、利用者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。当行は前記による再発行手数料を、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込代表口座から、当行所定の日に自動的に引き落とすことができるものとします。

#### (ク) パスワードアプリの再ダウンロード・内容変更等

利用者がスマートフォンからパスワードアプリを削除等(利用者が利用中のスマートフォンの機種変更等を含む。)した場合、パスワードアプリを再度利用するためには、これを再ダウンロードするものとします。

当行は、パスワードアプリの内容を変更する場合があります。この場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知します。当該変更日以降は最新のパスワードアプリでなければ適切な動作が得られない場合があります。利用者は、パスワードアプリを最新の状態に保つものとし、最新のパスワードアプリを使用しないことにより利用者が損害を被ったとしても当行は責任を負いません。

また、パスワードアプリは、ダウンロード後に利用者のスマートフォンの設定その他のご利用環境の変更やパスワードアプリのアップグレード等が行われた場合には、利用できなくなる場合があります。この場合には、パスワードアプリを再ダウンロードする必要があります。

#### (ケ) パスワードアプリの注意

パスワードアプリの利用およびダウンロード(バージョンアップ等に伴う再ダウンロードを含みます。以下本項において同じ。)には別途通信料がかかり、利用者の負担となります。利用環境によってダウンロードに数分を要する場合があります。

利用者は、外国為替及び外国貿易法その他の関連する輸出関連法規類(日本国法および諸外国法にもとづく法令等のすべてを含みます。)を遵守し、かつ、それらにもと

づいて求められるすべての許可、認可および承認（以下「許認可等」といいます。）を利用者の責任において得るものとし、これらの必要な許認可等を得ることなくパスワードアプリを日本国外に持ち出しはなりません。利用者は、本項の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、利用者自身の責任でこれを解決するものとしします。

#### （コ）パスワードアプリの免責事項

パスワードアプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）スマートフォンに与える影響および利用者がパスワードアプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。また、パスワードアプリが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

##### 暗証カード方式

#### （ア）暗証カード方式の利用

当行は、当行所定の本サービスの一部の利用にあたっては、後記3.(3)の定めるところにより、本サービスの本人の認証方法として、第一暗証に加え、第二暗証および第三暗証（以下第一暗証から第三暗証までをあわせて「暗証番号（暗証カード方式）」といいます。なお、暗証番号（パスワードカード方式）と暗証番号（暗証カード方式）とをあわせて「暗証番号」といいます。）を用いることがあります（以下当該認証方法を「暗証カード方式」といいます。）。

#### （イ）暗証カードの交付

第二暗証および第三暗証を記載した暗証カードは当行が所定するところにしたがって、当行より発行し、利用者の届出住所宛に郵便または宅配便で通知するものとしします。このとき、利用者の届出住所が不正確であるためもしくは利用者が届出住所の変更の届出を怠ったために、当該郵便もしくは宅配便が当行に返戻された場合、または、当該郵便もしくは宅配便が郵便局もしくは当行所定の運送事業者の留置期間経過等の理由で当行に返戻された場合は、当該第二暗証および第三暗証は使用できなくなり、利用者は後記3.(2)（ウ）により再発行を依頼するものとしします。

#### （ウ）暗証番号（暗証カード方式）の変更および再発行

利用者は第三暗証の変更および第二暗証、第三暗証の再発行の依頼を書面または端末により随時行うことができます。当行が第二暗証および第三暗証の再発行の依頼を受け付けた場合、第二暗証および第三暗証を再発行のうえ、利用者の届出住所宛に郵便または宅配便で通知します。

#### （エ）第二暗証および第三暗証の使用開始

第二暗証および第三暗証の発行または再発行の依頼方法によっては、第二暗証および第三暗証の使用に際し、当行所定の使用開始の手続が必要となります。なお、その際の第二暗証および第三暗証の使用開始時期は、使用開始の依頼にもとづく当行の使用開始手続完了後の当行所定の時期とします。

#### （3）本人確認手続

##### 依頼手続

（ア）利用者が端末（端末が店頭パソコンの場合を除く。）を使用して、本サービス利用行為の依頼を行う場合は、利用者は、後記Aの方法からCの方法までのいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかざる情報のすべてを、当行宛に、当行所定の方法により正確に伝達するものとしします。

##### Aの方法

#### i）サービス利用口座の口座保有店の支店番号

）i）で入力した口座保有店の普通預金口座のうち、サービス利用口座である口座の口座番号

）第一暗証（ただし、当行所定の一部の本サービス利用行為の依頼を行う場合は、暗証番号（パスワードカード方式）または暗証番号（暗証カード方式））

##### Bの方法

）契約者番号

）第一暗証（ただし、当行所定の一部の本サービス利用行為の依頼を行う場合は、暗証番号（パスワードカード方式）または暗証番号（暗証カード方式））

##### Cの方法

）利用者が本サービス利用行為の依頼に使用する当行所定の端末の固有情報（以下「端末固有情報」といいます。）

）第一暗証（ただし、当行所定の一部の本サービス利用行為の依頼を行う場合は、暗証番号（パスワードカード方式）または暗証番号（暗証カード方式））

（イ）利用者が店頭パソコンを使用して、本サービス利用行為の依頼を行う場合は、利用者は、前記3.(3)（ア）Aの方法、前記3.(3)（ア）Bの方法または後記Dの方法のいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかざる情報のすべてを、当行宛に、当行所定の方法により正確に伝達するものとしします。

##### Dの方法

）サービス利用口座のうち、普通預金口座のキャッシュカード情報（キャッシュカードそのものを店頭パソコンに挿入する方法による）

）キャッシュカード暗証（ただし、当行所定の一部の本サービス利用行為の依頼を行う場合は、追加の本人確認資料）および店頭パソコンに挿入されたキャッシュ

カードに生体情報が登録されている場合における当該生体情報（ただし、当行所定の一部の本サービス利用行為の依頼を行う場合は、追加の本人確認資料）

（ウ）前記3.（3）（ア）の定めにかかわらず、利用者が端末（端末が店頭パソコンの場合を除く。）を使用して、申込代表口座と関連付けられていない普通預金口座のうち、当行所定の口座に関して本サービス利用行為の依頼を行う場合は、利用者は、後記Eの方法にかかげる情報のすべてを、当行宛に、当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

Eの方法

i) 当該普通預金口座の口座保有店の支店番号

）当該普通預金口座の口座番号

）当該普通預金口座のキャッシュカード暗証（ただし、当行所定の一部の本サービス利用行為の依頼を行う場合は、暗証番号（パスワードカード方式）または暗証番号（暗証カード方式））

）利用者の生年月日

（エ）前記3.（3）（イ）の定めにかかわらず、利用者が店頭パソコンを使用して、申込代表口座と関連付けられていない普通預金口座のうち、当行所定の口座に関して本サービス利用行為の依頼を行う場合は、利用者は、後記Fの方法またはGの方法のいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかげる情報のすべてを、当行宛に、当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

Fの方法

i) 当該普通預金口座の口座保有店の支店番号

）当該普通預金口座の口座番号

）当該普通預金口座のキャッシュカード暗証（ただし、当行所定の一部の本サービス利用行為の依頼を行う場合は、暗証番号（パスワードカード方式）または暗証番号（暗証カード方式））

Gの方法

）当該普通預金口座のキャッシュカード情報（キャッシュカードそのものを店頭パソコンに挿入する方法による）

）キャッシュカード暗証（ただし、当行所定の一部の本サービス利用行為の依頼を行う場合は、追加の本人確認資料）および店頭パソコンに挿入されたキャッシュカードに生体情報が登録されている場合における当該生体情報（ただし、当行所定の一部の本サービス利用行為の依頼を行う場合は、追加の本人確認資料）

受付手続

（ア）前記3.（3）（ア）により、利用者が端末（端末が店頭パソコンの場合を除く。）を使用して、前記3.（3）（ア）のいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかげる情報のすべてを正確に伝達し、当行が確認したこれら情報が、利用者により当行に届け出られまたは当行が交付した情報とそれぞれ一致した場合には、当行は利用者からの取引の依頼とみなし、受付手続を行います。

（イ）前記3.（3）（イ）により、利用者が店頭パソコンを使用して、前記3.（3）

（イ）のいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかげる情報のすべてを正確に伝達し、当行が確認したこれら情報が、利用者により当行に届け出られまたは当行が交付した情報とそれぞれ一致した場合には、当行は利用者からの取引の依頼とみなし、受付手続を行います。

（ウ）前記3.（3）（ウ）により、利用者が端末（端末が店頭パソコンの場合を除く。）を使用して、前記3.（3）（ウ）のEの方法にかかげる情報のすべてを正確に伝達し、当行が確認したこれら情報が、利用者により当行に届け出られまたは当行が交付した情報とそれぞれ一致した場合には、当行は利用者からの取引の依頼とみなし、受付手続を行います。この場合、利用者は暗証番号（暗証カード方式）を利用することはできません。またこの場合、伝達された情報にもとづき、以下の届出がなされたものとみなされるものとします。

）前記3.（3）（ウ）Eの方法）の口座保有店内に利用者が保有する口座のうち、当行の所定する範囲内の口座が、サービス利用口座とされたこと。

）前記3.（3）（ウ）Eの方法）の普通預金口座が、前記3.（3）（ウ））で届出されたサービス利用口座の中から、申込代表口座とされたこと。

）前記3.（3）（ウ）Eの方法）により伝達されたキャッシュカード暗証が、前記3.（3）（ウ））で届出された申込代表口座に設定される第一暗証とされたこと。

）振込上限金額として、当行所定の金額が届出されたこと。

（エ）前記3.（3）（エ）により、利用者が店頭パソコンを使用して、前記3.（3）

（エ）Fの方法または前記3.（3）（エ）Gの方法のいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかげる情報のすべてを正確に伝達し、当行が確認したこれら情報が、利用者により当行に届け出られまたは当行が交付した情報とそれぞれ一致した場合には、当行は利用者からの取引の依頼とみなし、受付手続を行います。この場合、利用者は暗証番号（暗証カード方式）を利用することはできません。またこの場合、伝達された情報にもとづき、以下の届出がなされたものとみなされるものとします。

- ）前記3.(3) (エ)の普通預金口座が開設されている口座保有店内に利用者が保有する口座のうち、当行所定する範囲内の口座が、サービス利用口座とされたこと。
  - ）前記3.(3) (エ)の普通預金口座が、前記3.(3) (エ) で届出されたサービス利用口座の中から、申込代表口座とされたこと。
  - ）前記3.(3) (エ) Fの方法 ) またはGの方法 ) により伝達されたキャッシュカード暗証が、前記3.(3) (エ) で届出された申込代表口座に設定される第一暗証とされたこと。
  - ）振込上限金額として、当行所定の金額が届出されたこと。
- (4) 当行が確認する所定事項および本人確認方法  
前記3.(3) による本人確認に必要な所定事項および本人確認方法の技術的要件等は当行が定めるものとし、当行が必要と認める場合、都度変更することができるものとします。
- (5) 暗証番号の管理、セキュリティ等  
前記3.(3) の依頼手続に使用する暗証番号、契約者番号、端末固有情報、キャッシュカード情報、生体情報およびキャッシュカード暗証（以下あわせて「暗証番号等」といいます。）は利用者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。
- 利用者は、利用者が当行宛に届出を行った端末固有情報を有する端末を用いて第三者が本サービスを利用しないように、利用者自身の責任において厳重に管理するものとします。
- 暗証番号等または端末（ただし店頭パソコンを除く。）に関し、偽造、変造、盗用または不正使用その他がなされ、不正な本サービス利用行為がなされるおそれがある場合は、利用者は直ちに当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当行は直ちに本サービスの利用の停止措置その他の措置を講ずることができるものとします。この場合、利用者は、生じうる事象に応じて適切な範囲で当行宛に直ちに暗証番号の変更および再発行の依頼、キャッシュカードの再発行の依頼ならびにキャッシュカード暗証の変更および再発行の依頼等をするものとします。
- 当行宛に届出を行った端末固有情報に変更があったときは、利用者は直ちに当行所定の方法により当行宛に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。
- 前記3.(3) の依頼手続において、利用者が当行宛に届出を行った暗証番号もしくは利用者が当行に届出を行ったキャッシュカード暗証と異なる番号を、利用者がそ

れぞれ当行所定の回数以上連続して入力した場合、または前記3.(3) の依頼手続において、当行所定の取引に必要な認証について各情報等と異なる情報等を、利用者がそれぞれ当行所定の回数以上連続して入力した場合は、本サービスの全部もしくは一部が利用停止もしくは制限されることがあります。利用者以外の者により、同様の行為がなされた場合にも、本サービスの全部または一部が利用停止または制限されることがあります。

前記3.(5) により本サービスを利用停止または制限された利用者が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当行所定の方法により当行宛に届け出るものとします。

#### 4. 本サービス利用行為の依頼

##### (1) 本サービス利用行為の依頼の方法

利用者は、前記3.(3) による本人確認手続を経た後、必要な所定事項を当行所定の方法により正確に伝達することで、本サービス利用行為を依頼するものとします。

##### (2) 本サービス利用行為の依頼の確定

前記4.(1) により本サービス利用行為の依頼がなされ、当行が本サービス利用行為の依頼を受け付けた場合、端末に利用者の依頼内容を表示しますので、利用者はその内容を確認のうえ正しい場合には、当行所定の方法により確認した旨を通知するものとします。前記の依頼内容の確認、通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、本サービス利用行為の依頼が確定したものと、当行は、原則、依頼が確定した日に当行所定の方法により手続を行います。

前記により、本サービス利用行為の依頼が確定したときには、当行はその旨を利用者に通知するものとし、この通知が回線障害等の理由で届かない場合には、利用者は当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

また、特に定めのない限り、利用者は、本サービス利用行為の依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

##### (3) 資金の引き落とし

利用者が出金指定口座より資金の引き落としを伴う本サービス利用行為を行う場合については、前記4.(2) による本サービス利用行為の依頼が確定した後、当行は、利用者から支払依頼を受けた金額を、当該本サービス利用行為にかかる手数料その他の費用（消費税を含みます。）とともに、出金指定口座にかかる各種規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは当座小切手等の提出なしに出金指定口座より引き落としを行うものとします。

##### (4) 取引依頼の不成立

以下の場合、当行は、利用者からの本サービス利用行為の依頼はなかったものとして取り扱います。この場合、当行は利用者に対して本サービス利用行為の依頼が不成立となった旨を通知しませんので、利用者自身で取引の成否を確認するものとします。なお、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。

前記4.(3)による資金の引き落とし時において、引き落とし金額(手数料、諸費用がある場合はそれらを含みます。)が出金指定口座から払戻すことができる金額(当行が定める一部の本サービス利用行為については、当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます。)を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じです。)を超えると

き。  
なお、資金の引き落とし日において、出金指定口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が出金指定口座から払戻すことができる金額を超える場合、当行は、そのいずれを引き落とすべきものとするかは任意に選択することができ、本サービス利用行為の依頼を成立させる義務を負うものではありません。ただし、当行が、本サービス利用行為にかかる引き落としを任意に選択した場合は、前記にかかわらず、本サービス利用行為の依頼が成立します。

出金指定口座が解約済のとき。

利用者より出金指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の

手続をとったとき。

振込において、受取人口座への入金ができない場合。

入金指定口座への入金ができない場合。

差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。

災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったと当行が判断したとき。

当行、または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引不可能となったとき。

#### (5) 取引内容の確認

本サービス利用行為の依頼にもとづき、当行が、出金指定口座より資金の引き落としを実行した後、利用者は速やかに本サービスの口座情報照会、出金指定口座にかかる預金通帳への記入、別途送付する取引明細書等により取引内容を照合するものとします。万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、利用者は直ちにその旨を当行まで連絡するものとします。

当該連絡がなかったことによって利用者が生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

また、取引内容、残高に相違がある場合において、利用者 と 当行 と の 間 で 疑 義 が 生 じ た と き は、当行の機械記録の内容をもって取り扱うものとします。

#### (6) 依頼内容の記録・保存

利用者の本サービス利用行為の確定した依頼内容はすべて記録され、当行に相当期間保存されます。

#### (7) 外貨預金取引

外貨預金の取引を依頼する場合は、利用者は外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることを承認したものとし、差損については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

外貨預金の取引を依頼する際に当該外貨預金の通貨以外の通貨への換算を行う場合は、当行所定の外国為替相場により取り扱います。なお、利用者が利用する端末の種類、取引内容により適用される外国為替相場は異なることがあります。

外国為替市場において外国為替取引が行なわれない場合等には、外貨預金の取引ができなくなることがあります。また、為替相場動向等から当行所定の外国為替相場を当日見直すことがあり、その場合一時お取引を停止させていただくことがあります。

利用者が外貨預金の取引を依頼する際に、当行は、当行のリスク管理の目的から、当行所定の手順・時間内で締結可否の判断を行います。外国為替相場提示後の為替変動が当行所定の基準を超過する(当行の有利・不利を問いません。)等の状況が生じ、当行が締結不可と判断した場合は、取引は不成立となります。

#### 5. 免責事項等

##### (1) 本人確認

前記3.(3)による本人確認手続を経た後、本サービス利用行為が実行された場合は、当該本サービス利用行為は、利用者本人により行われたものとみなされ、暗証番号等または端末(ただし店頭パソコンを除く。)について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。ただし、損害の発生が、盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等(以下「不正な振込等」といいます。)に起因するものである場合、利用者は、後記6.による補てんの請求を申し出ることができるものとします。また、店頭パソコンが使用された場合で、かつ、損害の発生が偽造カードまたは変造カードによるものである場合の当行の責任については、後記7.によるものとします。

##### (2) 通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、本サービス利用行為の取扱が遅延し、または取扱が不能となったとき。

当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した本サービス利用行為の情報の誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。

#### (3) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより利用者の暗証番号等、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいささいの責任を負いません。ただし、前記により漏洩した暗証番号等の盗用により損害が発生した場合、利用者は、後記6.による補てんの請求を申し出ることができるものとします。

#### (4) 印鑑照合等

利用者が届け出た書面等を使用した印影（または署名）を、当行が届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、印章（または署名）またはそれらの書面に偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行はいささい責任を負いません。

#### 6. 暗証番号の盗用等による振込等

(1) 本サービスを利用して行われた不正な振込等については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対して後記6.(2)による補てん対象額の請求を申し出ることができます。

暗証番号等の盗取または不正な振込等に気づいてから速やかに、当行への通知が行われていること。

当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること。

利用者が、当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗取にあったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること。

(2) 前記6.(1)の申出がなされた場合、不正な振込等が利用者の故意または重過失による場合でなく、かつ、利用する端末の安全対策や暗証番号等の管理を十分に行っている等、利用者が無過失である場合、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを利用者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する

金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします（なお、利用者が無過失と認められない場合にも一部を補てんすることがあります。）。

(3) 前記6.(1)および前記6.(2)は、前記6.(1)による当行への通知が、暗証番号等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記6.(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんを行いません。

不正な振込等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

A 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人によって行われたこと。

B 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

暗証番号の盗用等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

(5) 当行が前記6.(2)による補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった預金（以下「対象預金」といいます。）について、利用者が、当行以外の者より損失の補償等を受けているときは、この補償等を受けた額の限度において、補てんは行わないものとします。また、利用者が、不正な振込等を行った者から、当該不正な振込に関して損害の賠償または不当利得の返還を受けた場合も、その受けた賠償金または返還金の限度において同様とします。

(6) 当行が前記6.(2)により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、利用者は対象預金に関する権利に係る支払の請求を行うことはできません。

(7) 当行が前記6.(2)により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して利用者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を、別段の意思表示を要せず、利用者から譲り受けたこととなるものとします。

(8) 利用者は、当行が求めたときは、前記6.(7)により当行に譲り渡した損害賠償請求権または不当利得請求権の譲渡について、当行が対抗要件を具備するよう、当行の求める適切な措置をとるものとします。

#### 7. 端末が店頭パソコンの場合の偽造カード等による振込等

店頭パソコンを使用して、偽造カードまたは変造カードによる払戻等が実行されたときは、利用者の故意による場合または当該払戻等について当行が善意かつ無過失であってかつ利用者に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その払戻等は効力を生じないものとします。この場合、利用者は、当行所定の書類を提出し、キャッシュカードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

#### 8．利用停止

##### (1) 都合による利用停止

本サービスは当事者の一方の都合で、通知によりいつでも利用停止することができます。

なお、利用者からの利用停止の通知は当行所定の方法によるものとします。

##### (2) 本サービスの利用停止

利用者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、利用者に対する事前の通知をせず、本サービスを利用停止することができます。なお、後記しないし、については、当該事由が消滅した場合は、当行は本サービスの利用停止を解除します。

当行に支払うべき本サービスの手数料を2か月連続して支払わなかったとき  
住所変更の届出を怠る等により、当行において利用者の所在が不明となったとき  
支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立て、または、今後制定される倒産手続開始の申立てがあったとき

相続の開始があったとき

1年以上にわたり本サービスの利用がないとき

本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

利用者が本利用規定に定める利用者の義務のほか、利用者が当行との間の契約にもとづき当行に対して負担する義務の一に違反したとき

犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令による本人確認が適切に行えないと当行が認めるとき、または犯罪による収益の移転防止に関する法律における取引時確認が必要と当行が判断したとき

その他当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき

(3) 前記8.(1)または前記8.(2)による利用停止時点で当行が既に取引の依頼を受け付けている場合、当行は本利用規定および関係法令にしたがい、当該取引については、手続を行うものとします。

(4) 前記8.(1)または前記8.(2)により、特定の申込代表口座に関連付けられた本サービスが利用停止されたときは、利用者は当該申込代表口座に関連付けられたすべての本サービスが利用できなくなるとともに、利用者として利用できていたすべてのサービス(ただし、当該申込代表口座に関連付けられたものに限り、)を利用できなくなることがあります。

#### 9．届出の変更等

本サービスにかかる印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があったときは、利用者は直ちに当行所定の書面により申込代表口座が開設されているサービス利用口座宛に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

ただし、届出事項のうち、当行所定の事項の変更については、利用者は、本サービスを利用して届け出ることができます。

#### 10．通知等の連絡先

(1) 当行は利用者に対し、本サービス利用行為等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、利用者が当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

(2) 当行が前記10.(1)の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、前記9.による届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とします。

#### 11．成年後見等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときは、利用者は、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面によって申込代表口座の口座保有店に届け出るものとします。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、利用者は、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって申込代表口座の口座保有店に届け出るものとします。

(3) すでに補助、保佐、後見開始の審判をうけている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、利用者は、申込代表口座の口座保有店に届け出るものとします。

(4) 前記 1 1 . (1) から 1 1 . (3) までの届出事項に取消または変更等が生じた時にも同様に、利用者は、申込代表口座の口座保有店に届け出るものとします。

(5) 前記 1 1 . (1) から 1 1 . (4) までの届出前に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

#### 1 2 . 規定の変更等

(1) 本利用規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記 1 2 . (1) の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 1 3 . 準拠法・管轄

本利用規定および本サービス利用行為の準拠法は日本法とします。本利用規定および本サービス利用行為に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

#### 1 4 . 振込サービス

##### (1) 振込サービスの内容

振込サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定した日（以下「振込指定日」といいます。）に、出金指定口座より利用者の指定する金額を引き落としのうえ利用者の指定する当行の国内本支店、または当行の承認する金融機関の国内本支店の預金口座宛に、国内円での振込を行うサービスをいうものとします。

振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税を含みます。）をいただきます。

##### (2) 振込サービスの上限金額の設定

1 日あたりの、振込サービスの振込金額と Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスの払込資金の合計額は、利用者が申込書または当行所定の方法により当行宛に届け出た振込上限金額の範囲内とします。利用者は、申込書または当行所定の方法によりこの振込上限金額を変更することができます。

ただし、振込上限金額は当行所定の上限金額を超えないものとします。

また、当行はこの上限金額を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

##### (3) 振込指定日

振込指定日としては、依頼日当日ならびに依頼日当日から当行所定の期限内の当行所定の日を指定することができます。

なお、振込指定日を指定しない場合は、依頼日当日を振込指定日とします。

また、サービス利用口座店により、振込指定日を依頼日当日から当行所定の期限内の当行所定の日を指定することができない場合があります。

#### (4) 振込サービスの手続

振込資金および前記 1 4 . (1) の振込手数料の引き落としならびに振込は、原則、振込指定日当日に当行所定の方法により手続をします。

ただし、振込指定日が依頼日当日の場合で、振込依頼が当行所定の時限以降に確定したときは、振込の手続は依頼のあった日の翌日以降に行うものとします。

#### (5) 振込依頼の確定後の取消、変更、組戻し

振込依頼が確定した後の取消、変更、組戻しはできません。

ただし、振込指定日を依頼日の翌日以降に指定した場合は、当行所定の時限までに当行所定の方法により取消の依頼を行うことができるものとします。

また、当行がやむをえないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は利用者から端末による依頼を受け付けただうえで、その手続を行うものとします。

ただし、この場合、前記 1 4 . (1) の振込手数料は返却しません。

当行が、利用者から端末による組戻しの依頼を受け付け、受取人の承諾を得たうえで、振込先の金融機関から振込資金が返却された場合、当行は、当該振込資金を出金指定口座に入金し、その時点で、当行所定の組戻手数料（消費税を含みます。）を出金指定口座より引き落とすものとします。

なお、この場合、前記 1 4 . (1) の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料はいただきません。

利用者から端末による変更の依頼を受け付けた場合、当行所定の変更手数料（消費税を含みます。）を出金指定口座より引き落とします。

振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、変更または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議するものとします。

当行が利用者の依頼にもとづき発信した振込通知について、振込先金融機関にて入金できなかった場合、当行は利用者には通知することなく、振込資金を出金指定口座に入金します。この場合、前記 1 4 (1) の振込手数料は返却しません。なお、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。振込先の金融機関等から照会があったときは、当行は依頼内容について利用者に照会することがあります。この場合は速やかに回答するものとします。

#### 1 5 . 振替サービス

##### (1) 振替サービスの内容

振替サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定する二つのサービス利用口座間で利用者の指定する金額を振り替えるサービス、および利用者の指定する種類の預金の新規口座の開設を行ったうえで、出金指定口座より利用者の指定する金額を当該新規口座へ振り替えるサービスをいうものとします。

#### (2) 振替サービスによる口座開設

利用者から振替サービスによる預金の新規口座開設の依頼を受け付けた場合は、申込代表口座の口座保有店に利用者名義の新規口座を開設するものとします。

このとき開設した新規口座の届出の印鑑（または署名鑑・暗証）は申込代表口座の届出の印鑑（または署名鑑・暗証）を使用するものとし、また、キャッシュカードの暗証番号を登録する必要がある場合は、申込代表口座のキャッシュカードの暗証番号を登録します。

ただし、このとき開設した新規口座が総合口座定期預金の場合、開設した口座の届出の印鑑（または署名鑑・暗証）は総合口座普通預金の届出の印鑑（または署名鑑・暗証）を使用するものとします。

この場合、開設した口座はサービス利用口座として自動的に登録されます。

定期預金の口座開設にあたっては、当行所定の方法により通帳不発行方式と通帳発行方式のいずれかの形態を選択するものとします。

また、通帳の発行形態は、当行所定の方法により変更することができるものとします。

#### (3) 通帳不発行方式とした定期預金口座にかかる取引

定期預金口座を通帳不発行方式にする場合（通帳発行方式を通帳不発行方式に変更する場合を含みます。）当行は所定の基準にもとづき、預金者がこの預金口座と同一の取引店で利用している当該定期預金口座以外の預金口座についても通帳不発行方式に変更することができるものとします。また、この場合に通帳不発行方式に変更する預金口座は当行の任意とします。

定期預金口座を通帳不発行方式から通帳発行方式へ変更する場合は、この預金および前記15.(3)により通帳不発行方式に変更した預金口座について通帳を再発行するものとし、預金者は当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。

通帳不発行方式とした定期の払戻しおよび解約は、後記18.定期預金の解約サービスによるほか、当行の店頭でも行うことができます。通帳不発行方式とした定期預金を当行の店頭で払戻すときまたは解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）し、預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。また、期限前解約の場合には加えて、申込代表口座の通帳またはキャッシュカードを提出してください。

前記15.(3)の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。

#### 16. 定額自動送金《きちんと振込》サービス

##### (1) 定額自動送金《きちんと振込》サービスの内容

定額自動送金《きちんと振込》サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定する日に出金指定口座より、利用者の指定する金額を引き落としのうえ、利用者の指定する当行の国内本支店または当行の承認する金融機関の国内本支店の預金口座宛に、利用者の指定する一定期間（指定可能な期間は当行所定の期間に限りまゝ。）定期的に振込を行うサービスとします。

定額自動送金《きちんと振込》サービスの利用にあたっては、振込の都度、当行所定の振込手数料および定額自動送金取扱手数料（各々消費税を含みます。）をいただきます。

##### (2) 定額自動送金《きちんと振込》の開始時期

定額自動送金《きちんと振込》による振込の開始時期は、当行所定の手続完了後とします。

#### 17. 積立型預金の条件照会・変更サービス

積立型預金の条件照会・変更サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者が指定するサービス利用口座の積立型預金について当行と契約している事項のうち、振替払出口座、振替日、振替金額等の当行所定の事項について情報を提供し、利用者の指定する内容への条件変更や積立の中止等を行うサービスをいうものとします。なお、積立型預金のうち、利用者が積立型預金の条件照会・変更サービスにより条件照会・変更ができる積立型預金は、当行所定のものに限りまゝ。

#### 18. 定期預金の解約サービス

##### (1) 定期預金の解約サービスの内容

定期預金の解約サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座に預入された個別の各定期預金等のうち利用者の指定する定期預金等に対して解約、期限前解約、満期日における取扱方法の変更または利用者が指定した元利金入金口座の変更等を行うサービスをいうものとします。

ただし、対象となる定期預金等の種類および通貨の種類は当行所定のものに限りまゝ。

##### (2) 解約

利用者が解約を依頼した場合は、利用者の指定する定期預金等を満期日当日に解約し、元利金を入金指定口座、または当行所定の口座へ振り替えます。

ただし、期日指定定期預金の場合は、預入日（継続をしたときはその継続日）の1年後の応当日以降はこの取扱ができるものとし、自動継続期日指定定期預金規定および期日指定定期預金規定にかかわらず、この取扱がなされた日を、当該期日指定定期預金に対して満期日が指定された日とします。

#### （3）期限前解約

利用者が期限前解約を依頼した場合は、利用者の指定する定期預金等を満期日前に解約し、元利金を入金指定口座、または当行所定の口座へ振り替えます。

#### （4）満期日における取扱方法の変更

利用者が、利用者の指定する定期預金等につき、満期日における取扱方法の変更を依頼した場合は、利用者の指定する満期日における取扱方法（ただし、当行所定の取扱方法に限り、）に変更します。

#### （5）元利金入金口座の変更

利用者が定期預金等の元利金入金口座の変更を依頼した場合は、利用者の指定する定期預金等の元利金入金口座を利用者の指定するサービス利用口座へ変更します。

### 19．新型通知預金の解約サービス

#### （1）新型通知預金の解約サービスの内容

新型通知預金の解約サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座に預入された個別の各新型通知預金等のうち利用者の指定する新型通知預金等に対して解約、据置期間中の解約を行うサービスをいうものとします。ただし、対象となる新型通知預金等は当行所定のものに限り、ます。

#### （2）解約

利用者が解約を依頼した場合は、利用者の指定する新型通知預金等を解約し、元利金を入金指定口座、または当行所定の口座へ振り替えます。

なお、新型通知預金の解約サービスにより新型通知預金等を解約する場合、新型通知預金《Can》規定、ならびに新型外貨通知預金《Can》規定にかかわらず、当行に対し解約する旨の事前通知を行う必要はありません。

#### （3）据置期間中の解約

利用者が据置期間中の解約を依頼した場合は、利用者の指定する新型通知預金等を据置期間中に解約し、元利金を入金指定口座、または当行所定の口座に振り替えます。

### 20．財産形成預金の解約サービス

#### （1）財産形成預金の解約サービスの内容

財産形成預金の解約サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座として登録された財産形成預金口座より利用者の

指定する金額を解約し、元利金を入金指定口座、または当行所定の口座に振り替えるサービスをいうものとします。

なお、財産形成年金預金および財産形成住宅預金は、財産形成預金の解約サービスの対象外とします。

また、財産形成預金の解約サービスによる財産形成預金、財産形成年金預金および財産形成住宅預金への入金はできません。

#### （2）事業主からの依頼書の提出

財産形成預金の解約サービスは、利用者の事業主から「財産形成預金・財産形成年金預金・財産形成住宅預金に関するSMBCダイレクト利用申込書」が提出されている場合にのみ提供します。

### 21．照会サービス

#### （1）照会サービスの内容

照会サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座について、残高照会、振込入金明細照会、入出金明細照会、取引明細照会、ローン借入明細照会等の口座情報を提供するサービスをいうものとします。

#### （2）回答後の取消、変更

利用者からの照会を受けて当行から回答した内容について、当行がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 22．届出事項変更サービス

届出事項変更サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者が当行に届出を行っている事項のうち、当行所定の事項について、利用者の指定する内容への変更を行うサービスをいうものとします。

### 23．預金口座振替サービス

#### （1）預金口座振替サービスの内容

預金口座振替サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座を引き落とし口座として、当行所定の収納企業についての諸料金等の支払に関し、当行所定の口座振替規定にもとづく預金口座振替契約を締結するサービスをいうものとします。

#### （2）収納企業への届出

各収納企業への届出書は利用者に代わって当行が届け出ます。

#### （3）口座振替の開始時期

収納企業による振替の開始時期は、各収納企業の手続完了後とします。

#### （4）収納企業への通知

当行所定の収納企業についての当行と利用者との間の預金口座振替契約締結に関する依頼の確定または不成立に関し、当行は当該収納企業にかかる情報を送信することがあります。また、依頼が確定し、預金口座振替契約を締結した場合、当行は利用者の口座振替申込に関する情報を利用者に代わって当該収納企業に送信することがあります。当行が当該収納企業に送信を行うことにつき、利用者はあらかじめ同意するものとします。

#### 24. ローン申込受付・契約サービス

##### (1) ローン申込受付・契約サービスの内容

ローン申込受付・契約サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、ローンの申込の受付、審査、契約締結等を行うサービスをいうものとします。

ただし、対象となるローンの種類は当行所定のものに限り、(ローン契約の締結については、当行所定の端末から申し込まれたカードローンに限るものとします。)

##### (2) 個人情報情報の利用

利用者は、ローン申込受付・契約サービスにおいてローンの申込を利用するにあたって、以下の事項を承認するものとします。

当行および当行所定の保証会社(以下「保証会社」といいます。)が本申込に関して取引上の判断をするにあたって、各々の加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関(以下あわせて「個人情報情報機関」といいます。)を利用し、利用者の信用情報を照会すること。

当行および保証会社が利用者に関して個人情報情報機関を利用した事実、またその利用した日等が当該個人情報情報機関に登録され、当該個人情報情報機関の加盟会員に登録日から6か月を超えない期間、それを取引上の判断のために利用すること。

##### (3) ローンの申込および審査

当行は利用者より伝達された事項にもとづいて審査を行います。伝達された内容が事実と異なる場合には、ローン契約の締結をお断りすることがあります。

当行は利用者より申込を受け付けた際に伝達された事項を確認するために、利用者の勤務先等へ連絡することがあります。

返済用預金口座は申込代表口座に限るものとします。

##### (4) 審査結果の通知

審査の結果は、電話等により利用者に通知します。その通知は届出のあった連絡先に行うこととします。この審査結果の通知はあくまで利用者より伝達された内容にもとづく仮審査とします。(当行所定の端末から申し込まれたカードローンについてのみ当該審査結果をもって正式な審査結果とします。)

なお、後記24.(5)のローン契約の締結を経るまで当行の融資義務は発生しません。

##### (5) ローン契約の締結

利用者は銀行から審査の結果の通知を受けた後、当行所定の期間内に、当行所定の方法により、ローン契約の締結を行うものとします。

なお、当行所定の端末から申し込まれたカードローンについてのみ、ローン申込受付・契約サービスにより契約を締結することができるものとします。この場合、当行は、本利用規定に定めのない事項については、カードローン規定により取り扱います。

カードローン口座を開設した場合は、印紙代、当行所定の手数料(消費税を含みます。)等の費用をいただきます。また、当該カードローン口座の届出の印鑑(または署名鑑・暗証)は、申込代表口座の印鑑(または署名鑑・暗証)を使用するものとし、当該カードローン口座はサービス利用口座として自動的に登録されます。

##### (6) カードの不着

前記24.(5)のローン契約にもとづいて発行したカードローンカードが郵便不着等の理由で当行に返戻された場合は、当行からの通知等がなくてもローン契約は解約されたものとします。

#### 25. 住宅ローン繰り上げ返済サービス・金利種類の変更サービス

##### (1) 住宅ローン繰り上げ返済サービス

###### サービスの内容

(ア)住宅ローン繰り上げ返済サービスとは、利用者が操作する端末による依頼および当行の承認にもとづき、利用者が当行で借入れた住宅ローンについて、債務を期限前に繰り上げて返済することができるサービスをいうものとします。

(イ)住宅ローン繰り上げ返済サービスの利用による繰り上げ返済が可能な住宅ローンの種類は、当行所定のものとします。

(ウ)前記25.(1)(イ)にかかわらず、当該住宅ローン、当行で借入れたその他ローンの元利金の返済の状況等によっては、住宅ローン繰り上げ返済サービスを利用できない場合があります。

(エ)住宅ローン繰り上げ返済サービスに関し、本利用規定に定める事項については、住宅ローンに関し利用者とは当行との間で締結した、または今後締結する金銭消費貸借契約証書およびその付帯書類(以下「原住宅ローン契約書」といいます。)の定めにかかわらず、特段の合意がない限り本利用規定が適用されるものとし、本利用規定に定めのない事項については原住宅ローン契約書の定めによるものとします。

###### サービスの利用

住宅ローン繰り上げ返済サービスに関し、繰り上げ返済が可能な日は、原住宅ローン契約書の定めにかかわらず、当行所定の日(以下「繰り上げ返済日」といいます。)とし、利用者は、住宅ローン繰り上げ返済サービス利用時には、端末に表示される繰

り上げ返済の内容、または変更契約の内容を承認のうえ、原住宅ローン契約書の定めにかかわらず、繰り上げ返済日の当行所定の時限までに利用者が操作する端末により取引に必要な当行所定の事項を当行所定の方法により正確に伝達することで取引を依頼するものとします。当行は、依頼された内容を確認のうえ、確認した内容にもとづき繰り上げ返済手続を行うものとします。

利用者が住宅ローン繰り上げ返済サービスの利用による繰り上げ返済により借入条件の変更を行う場合には、住宅ローン繰り上げ返済サービスの利用をもって内容を確定し変更契約するものとし、変更契約の効力は繰り上げ返済手続が完了した日に生じるものとします。

本変更契約は、債務の同一性を損なうものではなく、本変更契約により変更される条項を除くほかは、原住宅ローン契約書の定めにしたがうものとします。

なお、当行は、変更後の毎回返済額（元金、利息の内訳）を別途書面にて通知するものとします。

資金の引き落とし

（ア）当行は、住宅ローン繰り上げ返済サービス受付時に当行所定の計算方法により算出のうえ通知する、繰り上げ返済できる元金、支払うべき利息の額、繰り上げ返済手数料（消費税を含みます。）および印紙代等住宅ローン繰り上げ返済サービス利用に関するいっさいの費用につき、登録済の当該住宅ローンの返済用預金口座を出金指定口座とみなして、前記４．（３）により繰り上げ返済日に引き落としのうえ、手続します。

（イ）残高不足等の理由により前記２５．（１）（ア）の一つでも引き落としができない等の場合には、前記４．（４）の定めるところにより取り扱います。

（２）住宅ローン金利種類の変更サービス

サービスの内容

（ア）住宅ローン金利種類の変更サービスとは、利用者が操作する端末による依頼および当行の承認にもとづき、利用者が当行で借入れた住宅ローンについて、借入条件のうち金利種類を変更することができるサービスをいうものとします。なお、金利種類の変更とは、次のＡまたはＢに定めるものとします。

Ａ 当該住宅ローンの原住宅ローン契約書に定める変動金利が適用されている場合は、利用者が選択する当行所定の固定金利および固定金利期間を適用すること。

Ｂ 当該住宅ローンの原住宅ローン契約書に定める固定金利が適用されている場合は、その固定金利期間終了日以降における、利用者が選択する当行所定の固定金利および固定金利期間を適用すること。

（イ）住宅ローン金利種類の変更サービスの利用による金利種類の変更が可能な住宅ローンの種類は、当行所定のものとします。

（ウ）前記２５．（２）（イ）にかかわらず、当該住宅ローン、当行で借入れたその他ローンの元金返済状況等によっては、住宅ローン金利種類の変更サービスを利用できない場合があります。

（エ）住宅ローン金利種類の変更サービスに関し、原住宅ローン契約書の定めにかかわらず、特段の合意がない限り本利用規定が適用されるものとし、本利用規定に定めのない事項については原住宅ローン契約書の定めによるものとします。

サービスの利用

（ア）住宅ローン金利種類の変更サービスに関し、金利種類の変更が可能な日は、当行所定の日（以下「金利種類の変更手続日」といいます。）とし、利用者は、住宅ローン金利種類の変更サービスの利用時には、端末に表示される変更契約の内容を承認のうえ、金利種類の変更手続日の当行所定の時限までに利用者の端末により、取引に必要な当行所定の事項を当行所定の方法により正確に伝達することで、取引を依頼するものとします。当行は、依頼された内容を確認のうえ、確認した内容にもとづき金利種類の変更手続を行うものとします。

利用者が住宅ローン金利種類の変更サービスの利用により金利種類の変更を行う場合には、住宅ローン金利種類の変更サービスの利用をもって内容を確定し変更契約するものとし、変更契約の効力は当行の金利種類の変更手続が完了した日に生じるものとします。

本変更契約は、債務の同一性を損なうものではなく、本変更契約により変更される条項を除くほかは、原住宅ローン契約書の定めにしたがうものとします。

なお、当行は、変更後の利率・毎回返済額（元金・利息の内訳）などを書面にて通知するものとします。

（イ）住宅ローン金利種類の変更サービス利用により、借入条件の変更契約の効力が生じ、固定金利期間の適用が開始された場合には、固定金利期間中は、変動金利への変更、適用利率の変更、ならびに固定金利期間の変更はできないものとします。また、固定金利期間中に繰り上げ返済を行う場合には、当行所定の固定金利期間中の繰上返済手数料を支払うものとします。

資金の引き落とし

（ア）当行は、住宅ローン金利種類の変更サービス受付時に当行所定の計算方式により算出のうえ通知する、条件変更手数料（消費税を含みます。）および印紙代等住宅ローン金利種類の変更サービス利用に関するいっさいの費用につき、登録済の当該住

宅ローンの返済用預金口座を出金指定口座とみなして、前記4.(3)により金利種類の変更手続日に引き落としのうえ、手続します。

(イ)残高不足等の理由により前記25.(2) (ア)の一つでも引き落としができない等の場合には、前記4.(4)の定めるところにより取り扱います。

#### (3) 依頼内容の変更・取消

本利用規定の定めによる繰り上げ返済および金利種類の変更は、当行所定の時限以降は、当該依頼内容の取消、変更はできないものとします。

#### (4) 住宅ローン繰り上げ返済サービス・金利種類の変更サービスの利用上の制限

当行は、住宅ローン繰り上げ返済サービスおよび金利種類の変更サービスの利用回数その他当行が必要と認める事項について、利用上の制限を設けることができるものとします。

#### 26. 為替予約サービス

為替予約サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座に預入された個別の各外貨定期預金等のうち利用者の指定する外貨定期預金等(対象となる外貨定期預金等の種類および通貨の種類は当行所定のものに限りまゝ)について、将来の満期日において当該外貨定期預金等の税引後の元利金を円貨に交換する外国為替相場の予約(以下「満期時為替予約」といいます。)を締結し、当該外貨定期預金等を満期日当日に解約し、税引後の元利金を当該満期時為替予約により円貨に交換のうえ、利用者の指定する円貨のサービス利用口座へ振り替えるサービスをいうものとします。

#### 27. 外貨自動積立サービス

外貨自動積立サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、外貨自動積立契約を新たに申し込むサービス、利用者が外貨自動積立契約の諸条件のうち、指定引落金額等の当行所定の事項について利用者の指定する内容への条件変更を行うサービス、および外貨自動積立契約の中止を行うサービスをいうものとします。なお、外貨自動積立サービスのうち、利用者が外貨自動積立サービスにより新規申込、条件変更および中止ができる通貨の種類は、当行所定のものに限りまゝ。

外貨自動積立契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも中止することができるものとします。利用者からのこの中止の通知は当行所定の方法によるものとします。

#### 28. 投資信託サービス

##### (1) 投資信託サービスの内容

投資信託サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、投資信託にかかる設定・変更および解約の注文を当行が受け付け、その注文を投資信託委託会社に

取り次ぐサービス、および当行に対する投資信託にかかる買取の申込を当行が受け付け、その約定を行うサービスをいうものとします。

なお、投資信託サービスの利用は、利用者が投資信託保護預り口座をサービス利用口座として届け出ている場合に限るものとし、また利用者が投資信託サービスにおいて設定・変更・解約の注文、および買取の申込ができる投資信託の範囲ならびに依頼できる取引の内容は、当行所定のものに限りまゝ。

##### (2) 自己責任の原則等

利用者が投資信託サービスを利用するときは、投資信託総合取引約款、および各投資信託にかかる投資信託約款・目論見書等の内容を十分に理解したうえで利用者自らの判断と責任において行うとともに、投資信託総合取引約款、および累積投資約款等を遵守するものとします。

投資信託は、その基準価額の変動により、資産価値が減少する等、利用者が損失を受けることがあります。利用者は、この損失を受けるリスクがあることを確認したうえで、投資信託サービスを利用するものとします。当行は、この損失については、当行に責めがある場合を除き、いっさい責任を負いません。

##### (3) 投資信託サービスにおける注文または申込の取消、変更

投資信託にかかる設定・変更・解約の注文、および買取の申込について取消、変更を行う場合は、当行所定の時限までに当行所定の方法により取消、変更の依頼をするものとします。

#### 29. 投信自動積立申込受付サービス

投信自動積立申込受付サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、投信自動積立契約を新たに申し込むサービス、利用者が投信自動積立について当行と契約している事項のうち、指定引落金額等の当行所定の事項について利用者の指定する内容への条件変更を行うサービス、および投信自動積立契約の解約を行うサービスをいうものとします。

なお、投信自動積立契約のうち、利用者が投信自動積立申込受付サービスにより新規申込、条件変更および解約ができる投資信託は、当行所定のものに限りまゝ。

#### 30. 投資信託総合取引申込受付および投資信託保護預り口座開設サービス

(1) 投資信託総合取引申込受付および投資信託保護預り口座開設サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、投資信託総合取引の申込を受け付け、当行所定の手続により申込代表口座の口座保有店に利用者名義の投資信託保護預り口座を開設するサービス、当該投資信託保護預り口座について、特定口座約款に定める特定口座開設、非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款に定める非課税口座開設の届出を受け付けるサービス(ただし、当該投資信託保護預り口座開設

と同時に受け付けるものとします。) および投資信託総合取引に預金決済口座を追加指定するサービスをいうものとします。

(2) 投資信託総合取引申込受付および投資信託保護預り口座開設サービスにより投資信託保護預り口座を開設する場合、投資信託総合取引における邦貨建の預金決済口座は、申込代表口座とします。

また、開設した新規口座の届出の印鑑(または署名鑑・暗証)は申込代表口座の届出の印鑑(または署名鑑・暗証)を使用するものとし、開設した口座はサービス利用口座として自動的に登録します。

(3) 投資信託総合取引申込受付および投資信託保護預り口座開設サービスにより開設される投資信託保護預り口座(または既にサービス利用口座として登録されている投資信託保護預り口座)に関し、外国投資信託の設定に必要な外貨建の預金決済口座を指定する場合、利用者は、既にサービス利用口座として届け出ている当行所定の外貨普通預金口座から選択して外貨建の預金決済口座の指定申込を行うものとします。ただし、既にサービス利用口座として届け出ている当行所定の外貨普通預金口座がない場合、利用者は、投資信託保護預り口座の開設店(または保有店)に利用者名義の外貨普通預金口座を新しく開設し、外貨建の預金決済口座として指定するものとします。

この場合、開設した外貨普通預金口座の届出の印鑑(または署名鑑・暗証)は、当該投資信託総合取引における邦貨建の預金決済口座の届出の印鑑(または署名鑑・暗証)を使用するものとし、開設した口座はサービス利用口座として届け出られたものとみなされるものとします。

### 3 1 . 国際キャッシュカードサービス再発行・解約サービス

国際キャッシュカードサービス再発行・解約サービスとは、国際キャッシュカードサービスを利用している利用者に対し、その利用者が操作する端末による依頼にもとづき、国際キャッシュカードサービスを利用している口座について専用カードの再発行および国際キャッシュカードサービスの解約を受け付けるサービスをいうものとします。

なお、専用カードの再発行にあたっては、当行所定の手数料(消費税を含みます。)をいただきます。

### 3 2 . 喪失届・発見届受付サービス、再発行サービス

#### (1) 喪失届・発見届受付サービスの内容

喪失届・発見届受付サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座について、通帳、キャッシュカード等当行所定のものの喪失届または発見届を受け付けるサービスをいうものとします。

#### (2) 再発行サービスの内容

再発行サービスとは、当行所定の場合に、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座について、通帳、キャッシュカード等当行所定のものの再発行の申込を受け付けるサービスをいうものとします。

なお、再発行サービスの受付にあたっては、当行所定の手数料(消費税を含みます。)をいただきます。

#### (3) 通帳・キャッシュカード等の交付

再発行サービスによって再発行する通帳、キャッシュカード等は、利用者の届出住所宛に郵送または店頭交付します。

### 3 3 . ジェイデビットカードサービスの利用停止および利用限度額変更サービス

#### (1) ジェイデビットカードサービスの利用停止および利用限度額変更サービスの内容

ジェイデビットカードサービスの利用停止および利用限度額変更サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座について、ジェイデビットカードサービスの利用停止および利用限度額変更の申込を受け付けるサービスをいうものとします。

#### (2) 銀行休業日の受付

当行がジェイデビットカードサービスの利用停止および利用限度額の変更の申込を銀行休業日に受け付けた場合は、当行は翌営業日に手続きをすることがあります。

### 3 4 . ウェブ振込サービス

#### (1) ウェブ振込サービスの内容

ウェブ振込サービスとは、利用者がインターネット等のネットワーク上で当行が指定する加盟店(以下「加盟店」といいます。)から利用者が商品購入等を行う場合に、当行が当該加盟店から代金決済に必要な情報を受領し、これを端末に表示したうえで、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、前記1 4 . に定める振込サービスを用いて商品購入代金等相当額を加盟店の指定する口座宛に振り込むサービスをいうものとします。

当行は、ウェブ振込サービスによる振込依頼が確定したか否かにつき加盟店または加盟店から業務の委託を受けた第三者(以下あわせて「加盟店等」といいます。)に対して通知するものとします。

ただし、加盟店があらかじめかかる通知を不要としている場合を除きます。

また、加盟店から問い合わせがあった場合、当行は振込依頼が確定したか否かにつき通知するものとします。

前記34.(1) にもとづき、当行が加盟店等に対して振込依頼の確定の有無を通知することにつき、利用者はあらかじめ同意するものとします。

#### (2) 振込指定日の制限

ウェブ振込サービスの振込指定日は、前記14.(3)の規定にかかわらず、原則依頼日当日となります。ただし、振込依頼が当行所定の時限以降に確定した場合は、依頼日の翌日以降が振込指定日となります。

#### (3) 原因行為からの無因性

ウェブ振込サービスの原因となる契約の内容等は、ウェブ振込サービスにもとづく振込委託契約の成立に影響を与えないものとします。原因となる契約については、利用者が直接加盟店へ問い合わせるものとします。

#### 35. SMBCポイントパック申込受付サービス

SMBCポイントパック申込受付サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座についてSMBCポイントパックに関する申込を受け付けるサービスをいうものとします。

#### 36. ファーストバック・One's Card申込・解約受付サービス

##### (1) ファーストバック・One's Card申込・解約受付サービスの内容

ファーストバック・One's Card申込・解約受付サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座についてファーストバックの申込を受け付けるサービスおよび当行所定の範囲内でファーストバックまたはOne's Cardの解約を受け付けるサービスをいうものとします。

##### (2) 個人情報情報の利用

利用者は、ファーストバック・One's Card申込・解約受付サービスにおいてファーストバックの申込を利用するにあたって、以下の事項を承認するものとします。

三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます。）が本申込に関し、取引上の判断をするにあたって、三井住友カードの加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関（以下あわせて「個人情報情報機関」といいます。）を利用し、利用者の信用情報を照会すること。

三井住友カードが利用者に関して個人情報情報機関を利用した事実、またその利用した日等が当該個人情報情報機関に登録され、当該個人情報情報機関の加盟会員が登録日から6ヶ月を超えない期間、それを取引上の判断のために利用すること。

すでに当行へ届出をしている属性等の情報および本申込にて届出をする属性等の情報について、当行および三井住友カードにて利用し、また、相互に提供すること。

##### (3) クレジットカードの申込および審査

利用者がファーストバックを申し込んだ場合、三井住友カードは利用者より伝達された事項にもとづいてクレジットカードの審査を行います。伝達された内容が事実と異なる場合には、ファーストバック契約の締結をお断りすることがあります。三井住友カードは利用者より申込を受け付けた際に伝達された事項を確認するために、利用者の勤務先等へ連絡することがあります。

#### (4) 預金口座振替契約（クレジットカード利用代金等口座振替）

利用者がファーストバックを申し込んだ場合、利用者の指定するサービス利用口座を引き落とし口座として、三井住友カードのクレジットカード利用代金等の支払いに関し、当行所定の口座振替規定にもとづく預金口座振替契約を締結することとします。

口座振替の開始時期は、三井住友カードの手続完了後とします。

#### (5) 解約

利用者がファーストバックまたはOne's Cardの解約を依頼した場合、当行は、当行所定のキャッシュカードの発行を行います。また、三井住友カードは利用者より伝達された事項にもとづいてクレジットカードの発行または解約を行います。

#### 37. SMBCデビット申込受付サービス

##### (1) SMBCデビット申込受付サービスの内容

SMBCデビット申込受付サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座についてSMBCデビットの申込を受け付けるサービスをいうものとします。

##### (2) SMBCデビットの利用開始時期

SMBCデビットの利用開始時期は、当行所定の申込手続完了後の当行所定の日とします。

#### 38. Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービス

##### (1) Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスの内容

Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスとは、利用者が当行所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込を行うため、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、払込資金を出金指定口座から引き落とすサービスをいうものとします。

Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスには、利用者が操作する端末において、収納機関から利用者宛別途通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）確認番号その他当行所定の事項を入力し、収納機関に対する納付情報または請求情報（以下「納付情報等」といいます。）の照会を当行に依頼する方式と、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報等を確認したうえで、料金等の支払方法としてPay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスを選択し、当該納付情報等を当行に引き継ぐ方式とがあります。

Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスの受付にあたっては、当行所定の払込手数料（消費税を含みます。）をいただくことがあります。

（２）Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスの上限金額の設定

１日あたりの、振込サービスの振込金額とPay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスの払込資金の合計額は、利用者が申込書または当行所定の方法により当行宛に届け出た振込上限金額の範囲内とします。利用者は、申込書または当行所定の方法によりこの振込上限金額を変更することができます。ただし、振込上限金額は、当行所定の上限金額を超えないものとします。また、当行はこの上限金額を利用者に通知することなく変更する場合があります。

（３）料金等の払込にかかる取引依頼の不成立

前記４．（４）の取引依頼の不成立の場合のほか、当行が収納機関より納付情報等について当行所定の確認をできない場合、当行は利用者からの取引の依頼はなかったものとして取り扱います。

（４）料金等の払込にかかる取引依頼の確定後の取消、変更

料金等の払込にかかる取引依頼が確定した後の取消、変更はできません。

ただし、収納機関からの連絡にもとづき取り消される場合は、この限りではありません。

（５）領収書の発行

当行は、料金等の払込にかかる領収書（領収証書）を発行しません。納付情報等の内容、収納機関における収納手続の結果、その他収納等に関する照会については、利用者が直接収納機関に問い合わせるものとします。

（６）Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスの利用停止

利用者が当行または収納機関所定の回数を超えて所定の項目の入力を誤った場合は、Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスの利用が停止されることがあります。Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスの利用を再開するには、利用者は、当行または収納機関所定の手続を行うものとします。

（７）Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスの原因行為からの無因性

Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスの原因となる契約の内容等は、Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスにもとづく払込の委託契約の成立に影響を与えないものとします。原因となる契約については、利用者が直接収納機関へ問い合わせるものとします。

３９．お取引レポート表示サービス

（１）お取引レポート表示サービスとは、当行所定の条件を満たす利用者が当行における預金、債券等の保護預りおよび借入等の取引の内容の一覧を、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、端末上に表示するサービスをいうものとします。

（２）お取引レポート表示サービスの表示対象となる取引（以下「対象取引」といいます。）は、次の条件をすべて満たす当行所定の取引に限るものとします。なお、対象取引および表示内容は、諸般の事情により変化することがあります。

サービス利用口座店における取引であること。

届出の氏名・住所等すべて一致し、かつ、当行にて名寄せ処理がなされていること。

（３）お取引レポート表示サービスは、当行所定の条件を満たす利用者が端末により申し込んだ場合に利用できるものとし、また、当該利用者は、当行所定の端末により解約できるものとします。

（４）お取引レポート表示サービスにおいて表示する内容は、毎月月末を基準日として作成し、その翌月の当行所定日以降に閲覧可能となります。

４０．電子メールお知らせサービス

（１）電子メールお知らせサービスの内容

電子メールお知らせサービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定する電子メールアドレス宛に、振込入金、口座引き落とし、もしくはキャッシュカード出金に関する当行所定の事項を、電子メールにてお知らせする以下のサービスをいうものとします。

振込入金のお知らせ

当行は、申込代表口座および利用者の指定するサービス利用口座に振込の入金があった場合、利用者の指定する電子メールアドレス宛に当該振込入金に関する当行所定の事項を電子メールにてお知らせします。

口座引き落としの事前お知らせおよび未処理お知らせ

申込代表口座および利用者の指定するサービス利用口座の口座引き落としに関する当行所定の事項を引落日以前の当行所定の時間に利用者の指定する電子メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

また、事前にお知らせした引落明細が残高不足により未処理となった場合に当行所定の事項を当行所定の時間に利用者の指定する電子メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

なお、口座引き落としの事前お知らせおよび未処理お知らせの通知対象となる取引の種類は、当行所定のものとします。

キャッシュカード出金のお知らせ

申込代表口座および利用者の指定するサービス利用口座からキャッシュカードでの出金があった場合、利用者の指定する電子メールアドレス宛に当該キャッシュカード出金に関する当行所定の事項を電子メールにてお知らせします。

なお、「キャッシュカード出金のお知らせ」の通知対象となる取引の種類は、当行所定のものとします。

#### (2) 電子メールお知らせサービス利用料

電子メールお知らせサービスの利用にあたっては、当行所定の電子メールお知らせサービス利用料（消費税を含みます。以下「電子メールお知らせサービス利用料」といいます。）をいただきます。

この場合、当行は電子メールお知らせサービス利用料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込代表口座から、当行所定の日に自動的に引き落としします。

当行が一旦引き落としした電子メールお知らせサービス利用料については、電子メールお知らせサービスの解約その他事由のいかんを問わず返却しないものとします。

当行は電子メールお知らせサービス利用料を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### (3) 電子メールアドレスの登録

利用者が電子メールお知らせサービスにおいて登録する電子メールアドレスについて、利用者は、利用者が操作する端末による依頼にもとづき指定した電子メールアドレスを、当行所定の方法により一旦仮登録電子メールアドレスとして登録し、当行所定の方法により利用者自身による確認を経たうえで、利用者が操作する端末による依頼にもとづき正式な電子メールアドレスとして登録するものとします。

当行所定の期間内に、正式な電子メールアドレスとして登録がなされない場合、当行は仮登録電子メールアドレスを削除するものとします。

#### (4) 電子メールアドレスの管理、セキュリティ等

利用者は、前記40.(3)にもとづいて登録された電子メールアドレスを利用者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者が使用できない電子メールアドレスを登録するものとします。

電子メールアドレスの登録に関し、利用者は、利用者が正当な使用権限を有する電子メールアドレスのみを登録するものとします。

利用者は、登録した電子メールアドレスの利用を終了した場合またはかかる電子メールアドレスの使用権限を喪失した場合には、速やかにかかる電子メールアドレスの

登録を、当行所定の手続により抹消するものとし、新たに電子メールアドレスを登録する場合は、前記40.(3)にしたがって手続するものとします。

利用者が前記40.(4) から前記40.(4) に違反した場合および電子メールの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があった場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

当行は、当行が必要と認める場合、電子メールアドレスの登録を抹消することができるものとします。

#### (5) 電子メールお知らせサービスの利用開始時期

電子メールお知らせサービスの利用開始時期は、当行所定の申込手続完了後の当行所定の日とします。

#### (6) 電子メールお知らせサービスの申込内容の変更

利用者は、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者が指定した電子メールお知らせサービスの申込内容について、当行所定の範囲内で利用者の指定する内容に変更できるものとします。

#### (7) 電子メールお知らせサービスの解約

電子メールお知らせサービスに関する契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。

この場合、本解約の効力は、電子メールお知らせサービスに関するものに限り、生じるものとします。

なお、利用者からのこの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

#### (8) 電子メールお知らせサービスの利用停止

本利用規定に別に定める場合に加えて、利用者が当行に支払うべき電子メールお知らせサービス利用料を支払わなかった場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなく電子メールお知らせサービスの利用を停止することができるものとします。

なお、当該事由が消滅した場合は、当行は、電子メールお知らせサービスの利用停止を解除します。

前記40.(8) において相当期間、電子メールお知らせサービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当行は電子メールお知らせサービスに関する契約を解約することができます。

この場合、利用者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を前記10.(1)の連絡先にあてて発信した時に電子メールお知らせサービスに関する契約は解約されたものとし、本解約の効力は、電子メールお知らせサービスに関するものに限り、生じるものとします。

#### (9) 電子メールの不着・遅延等

当行が前記40.(3)にもとついて登録された電子メールアドレスにあてて電子メールを発信した場合、以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当該電子メールが延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

この場合、当行は、一旦引き落としした電子メールお知らせサービス利用料を返却しません。

また、電子メールの延着、不着のために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいさいの責任を負いません。

前記9.の届出の変更を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由があったとき。

当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等があったとき。

#### (10) 電子メールお知らせサービスの利用上の制限

当行は、電子メールお知らせサービスの電子メールのお知らせ回数その他当行が必要と認める事項について、利用上の制限を設けることができます。

振入入金のお知らせにおいて、振込依頼人から振込の取消・変更・組戻しがあった場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、電子メールでお知らせした入金の明細と実際の手続の内容とが異なる場合があります。

口座引落しの事前お知らせにおいて、引落日当日に残高不足、預金取引停止等の理由により引き落としができなかった場合、または利用者もしくは収納企業等より、引落処理前に「引落停止依頼」「訂正依頼」があった場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、電子メールにてお知らせした引落明細と実際の手続の内容とが異なる場合があります。

また、なんらかの理由で収納企業等からの連絡でお取り引きの支店にて直接「引落処理」をする場合、または収納企業等からの引落明細の提出が遅れた場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、当行は電子メールで明細をお知らせすることができません。

口座引落しの未処理お知らせにおいて、口座引き落としが未処理になった直後から電子メールでお知らせするまでの間に、当該口座への入金および引落依頼等により、引落処理がなされたにもかかわらず、当行は電子メールで未処理明細をお知らせする場合があります。

また、口座引落しの事前お知らせ後に預金取引停止になった場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、当行は電子メールで未処理明細をお知らせすることができません。

キャッシュカード出金のお知らせにおいて、自動出金機の故障が発生した場合、デビットカードの端末が故障した場合、その他当行所定の条件を満たさない場合は、電子メールが到着せず、またはキャッシュカード出金のお知らせの内容と実際の手続内容とが異なる場合があります。なお、キャッシュカード出金のお知らせは、申込代表口座および利用者の指定するサービス利用口座からのキャッシュカード出金にかかる事実を前記条件において単に通知するものであり、当行と利用者との間の預金に関する権利義務を生じさせるものではありません。

利用者は、電子メールお知らせサービスによる電子メールを受けた場合、本サービスを利用しての口座情報照会、当該メールに記載された預金口座にかかる預金通帳への記入、別途送付する当座勘定ご利用明細または取引明細書等の閲覧により正しい取引内容を確認するものとします。

利用者は、当行より電子メールお知らせサービスで発信した電子メールに対する返信・照会を行わないものとします。

利用者は、前記40.(10) から前記40.(10) にかかげる内容を了承のうえ、電子メールお知らせサービスを利用するものとし、前記40.(10) から前記40.(10) のために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいさいの責任を負いません。

#### 41. キャッシュカードご利用限度額変更サービス

キャッシュカードご利用限度額変更サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座について、キャッシュカードの1日あたりの払戻し・振込限度額変更の申込を受け付けるサービスをいうものとします。

#### 42. 証券取引仲介サービス

##### (1) 証券取引仲介サービスの内容

証券取引仲介サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、証券総合取引の申込を受け付け、当行所定の証券会社（以下「指定証券会社」といいます。）において利用者の証券総合口座を開設するサービス、および証券総合口座開設後、利用者が証券取引を行うため、指定証券会社に取り次ぐサービスをいうものとします。証券総合口座を開設する場合、証券取引仲介における邦貨建の預金入金口座を任意のサービス利用口座となっている普通預金から選択するものとします。

また、開設した新規口座の届出の印鑑（または署名鑑・暗証）は申込代表口座の届出の印鑑（または署名鑑・暗証）を使用するものとします。

##### (2) 個人情報の取扱

利用者が証券取引仲介サービスを利用するにあたっては、利用者がすでに当行へ届出をしている属性等の情報、および利用者の証券取引にかかる情報その他の当行および

指定証券会社が保有する利用者に関する情報を当行および指定証券会社が相互に提供するものとします。

#### (3) 自己責任の原則等

利用者が証券取引仲介サービスを利用するときは、証券総合取引約款、および各証券取引仲介にかかる約款・目論見書等の内容を十分に理解したうえで利用者自らの判断と責任において行うとともに、証券総合取引約款を遵守するものとします。

有価証券は、その価額の変動により、資産価値が減少する等、利用者が損失を受けることがあります。利用者は、この損失を受けるリスクがあることを確認したうえで、証券取引仲介サービスを利用するものとします。当行は、この損失については、当行の責めがある場合を除き、いっさいの責任を負いません。

#### 4 3 . 決済用普通預金申込受付サービス

決済用普通預金申込受付サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座について、決済用普通預金への切替の申込（「普通預金に関する無利息特約」の申込）を受け付けるサービスをいうものとします。

ただし、申込が可能なサービス利用口座は当行所定のものに限りします。

#### 4 4 . プレミアム預金サービス

##### (1) プレミアム預金サービスの内容

プレミアム預金サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、条件付為替予約付プレミアム円定期預金または条件付外貨定期預金＜ハイクーポン＞にかかる新規口座の開設および資金の振替を行うサービスをいうものとします。

ただし、プレミアム預金サービスを利用可能な預金は当行所定のものに限るものとします。

(2) プレミアム預金サービスによる条件付為替予約付プレミアム円定期預金の口座開設および資金の振替

プレミアム預金サービスにより条件付為替予約付プレミアム円定期預金の作成および新規口座の開設を依頼する場合、利用者は、申込代表口座の口座保有店に利用者名義の条件付為替予約付プレミアム円定期預金の新規口座を開設し、同時に入金指定口座より資金を振り替えるものとします。また、利用者は、当行所定のサービス利用口座の中から、条件付為替予約付プレミアム円定期預金の円建および外貨建の元利金の入金指定口座を指定するものとします。この場合、開設した新規口座の届出の印鑑（または署名鑑・暗証）は申込代表口座の届出の印鑑（または署名鑑・暗証）を使用するものとし、開設した新規口座はサービス利用口座として自動的に登録されます。

外貨建の元金の入金指定口座として指定可能な当行所定のサービス利用口座がない場合、利用者は、申込代表口座の口座保有店に利用者名義の外貨預金口座を新たに

開設し、外貨建の元金の入金指定口座として登録するものとします。この場合、開設した新規口座の届出の印鑑（または署名鑑・暗証）は申込代表口座の届出の印鑑（または署名鑑・暗証）を使用するものとし、開設した口座はサービス利用口座として自動的に登録されます。

##### (3) プレミアム預金サービスによる条件付外貨定期預金＜ハイクーポン＞の申込

プレミアム預金サービスにより条件付外貨定期預金＜ハイクーポン＞を申し込む場合、利用者は、当行所定のサービス利用口座の中から、条件付外貨定期預金＜ハイクーポン＞作成のために資金を振り替える口座を指定し、同時に入金指定口座より資金を振り替えるものとします。また、利用者は、当行所定のサービス利用口座の中から、条件付外貨定期預金＜ハイクーポン＞の円建および外貨建の元利金の入金指定口座を指定するものとします。

条件付外貨定期預金＜ハイクーポン＞作成のため資金を振り替える口座として指定可能な当行所定のサービス利用口座がない場合、利用者は、前記4 4 . (3) で指定した円建の元利金の入金指定口座の口座保有店に利用者名義の新規口座を新たに開設し、同時に入金指定口座より資金を振り替えるものとします。この場合、開設した新規口座の届出の印鑑（または署名鑑・暗証）は、利用者が指定した円建の元利金の入金指定口座の届出の印鑑（または署名鑑・暗証）を使用するものとし、開設した口座はサービス利用口座として自動的に登録されます。

##### (4) 自己責任の原則等

利用者がプレミアム預金サービスを利用するときは、条件付為替予約付プレミアム円定期預金規定または条件付外貨定期預金＜ハイクーポン＞規定の内容を十分に理解したうえで利用者自らの判断と責任において行うものとします。

条件付為替予約付プレミアム円定期預金、条件付外貨定期預金＜ハイクーポン＞は、外国為替相場動向などにより、払戻し時の円貨相当額が預入れ時の円貨相当額を下回る等、利用者が損失を受けることがあります。利用者は、この損失を受けるリスクがあることを確認したうえで、プレミアム預金サービスを利用するものとします。当行は、この損失については、当行に責めがある場合を除き、いっさい責任を負いません。

#### 4 5 . ATMオートロックサービス

##### (1) ATMオートロックサービスの内容

ATMオートロックサービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、利用者の指定するサービス利用口座について、キャッシュカードによる取引を制限し、もしくは制限を解除することができるサービスをいうものとします。なお、ATMオートロックサービスの対象取引の種類（以下「ロック対象取引」といいます。）は、キャ

キャッシュカードを利用した自動出金機による預金の払戻し、振込機による振込、デビットカード取引その他当行所定のものとします。

利用者は、利用者の指定するサービス利用口座について、当行所定の方法により、キャッシュカードによるロック対象取引を停止（以下「ロック設定」といいます。）もしくは、停止を解除する設定を行うことができるものとします。

利用者は、ロック設定されたサービス利用口座に関するキャッシュカードによるロック対象取引を希望する場合には、出金回数その他の当行所定の条件（以下「自動ロック条件」といいます。）を指定したうえ、当行所定の方法によりロック設定を一時的に解除することができるものとします（以下「一時ロック解除」といいます。）

自動ロック条件を満たした場合、または一時ロック解除を行った日の24:00が到来した場合には、一時ロック解除されたサービス利用口座について、自動的にロック設定がなされるものとします。なお、自動ロック条件が満たされていない場合、または一時ロック解除を行った日の24:00が到来していない場合であっても、利用者は、当行所定の方法により、一時ロック解除されたサービス利用口座について再度ロック設定を行うこともできるものとします。

#### （2）ご利用上の制限等

利用者は、一時ロック解除されたサービス利用口座について行ったロック対象取引につき取消等が発生した場合には、実際の取引結果が自動ロック条件に正しく反映されない場合があることを了承するものとします。

前記45.(1) から前記45.(1) までに定める方法による場合、および当行がやむをえないものと認めて承諾する場合を除き、利用者は、ロック設定の解除および一時ロック解除を依頼することはできないものとします。

通信機器、回線およびコンピュータの障害等により当行がATMオートロックサービスの依頼を受け付けられない場合、当行は、利用者に事前に通知することなく、ロック設定されたサービス利用口座について、一時ロック解除、再度のロック設定その他必要な措置をとることができるものとします。

本サービスを利用停止する場合、ATMオートロックサービスの状態は利用停止時の状態を保つものとし、ATMオートロックサービスの利用停止の解除には当行所定の手続が必要となります。

ATMオートロックサービスの利用により生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は、いっさいの責任を負わないものとします。

#### 46. 個人向け国債サービス

##### （1）個人向け国債サービスの内容

個人向け国債サービスとは、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、個人向け利付国庫債券（以下「個人向け国債」といいます。）にかかる購入および売却の注文を、当行が受け付け、その約定を行うサービスをいうものとします。

##### （2）債券保護預り兼振替決済口座の内容

個人向け国債サービスの利用には、公共債保護預り兼振替決済口座管理規定に定める取引残高報告書方式の債券保護預り兼振替決済口座（以下「債券口座」といいます。）をサービス利用口座として当行に届け出ている必要があります。

##### （3）ご利用上の制限

当行は、個人向け国債の購入の注文については、当行が別途定める申込受付期間においてのみ受け付けるものとします。また、個人向け国債の売却の注文については、当行は、売却対象の当該個人向け国債の利払日もしくは償還日までの当行所定の一定期間は受け付けを行わないものとします。

##### （4）資金の引き落とし、入金

当行は、個人向け国債の購入の注文については、当行所定の手続により、公共債保護預り兼振替決済口座管理規定に定める「お客さまが指定した預金口座」から当行所定の払込金額を引き落とすものとします。

当行は、個人向け国債の売却の注文については、当行所定の手続により、公共債保護預り兼振替決済口座管理規定に定める「お客さまが指定した預金口座」に当行所定の計算方法による当行所定の受渡金額を入金するものとします。

##### （5）注文内容の変更・取消

個人向け国債の購入の注文および売却の注文は、当行所定の時限以降は、当該注文内容の取消、変更はできないものとします。

##### （6）自己責任の原則等

利用者が、個人向け国債サービスを利用するときは、商品説明書、重要事項説明書等の内容を十分に理解したうえで利用者自らの判断と責任において行うとともに、公共債保護預り兼振替決済口座管理規定を遵守するものとします。

個人向け国債は、中途換金時には元利金より中途換金調整額が差引かれ元金部分が元本割れする等、利用者が損失を受けることがあります。利用者は、この損失を受けるリスクがあることを確認したうえで、個人向け国債サービスを利用するものとします。当行は、この損失については、当行の責めがある場合を除き、いっさいの責任を負いません。

#### 47. 電子メール配信サービス

##### （1）電子メール配信サービスの内容

電子メール配信サービスとは、利用者が操作する端末または、当行所定の書面による依頼にもとづき、利用者の指定する電子メールアドレス宛に、当行が定める情報（前記40.に定めるものを除く。）を提供するサービスをいうものとします。

当行が後記47.（2） から後記47.（2） にもとづいて登録された電子メールアドレスにあてて発信した電子メール情報が原因で、損害が生じても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

#### （2）電子メールアドレスの管理、セキュリティ等

電子メールアドレスの登録に関し、利用者は、利用者が正当な使用権限を有する電子メールアドレスのみを登録するものとします。

利用者は、登録した電子メールアドレスの利用を終了した場合、またはかかる電子メールアドレスの使用権限を喪失した場合には、速やかに当行所定の手续により、電子メールアドレスを変更または削除するものとします。

利用者が前記47.（2） から前記47.（2） に違反した場合または電子メールの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があった場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

当行は、当行が必要と認める場合、当行は利用者に通知することなく電子メールアドレスの登録抹消および電子メール配信サービスの利用停止をすることができるものとします。

### 48. 外国送金サービス

#### （1）外国送金サービスの内容

外国送金サービスとは、利用者が操作する端末の依頼にもとづき、送金受取人口座情報の事前登録（以下「事前登録」といいます。）および事前登録を行った口座への外国送金の受付を行うサービスをいうものとします。

#### （2）本人確認手続

外国送金サービスの利用にあたっては、あらかじめ利用者本人を確認できる当行所定の資料を提出するものとします。

#### （3）電子メールアドレスの登録

外国送金サービスの利用にあたっては、あらかじめ電子メールアドレスの登録をするものとします。

#### （4）送金受取人口座情報の事前登録の方法

事前登録の依頼にあたっては、受取人取引銀行名・店舗名、受取人名、受取人口座番号、受取人の住所等取引に必要な当行所定の事項（以下あわせて「事前登録依頼データ」といいます。）を、当行所定の方法により、当行に伝達するものとします。

#### （5）送金受取人口座情報の事前登録の実行

事前登録依頼データが当行所定の時限までに当行内の当行所定の機器に到達した場合、当行所定の方法により事前登録手続を行います。

事前登録手続実行後は、事前登録依頼データの変更はできないものとします。

なお、当行は、事前登録の依頼が外国為替及び外国貿易法や米国財務省外国資産管理室による規制、その他日本および外国の法令・勧告・慣習、ならびに関係銀行所定の手続上実行可能なものであることを確認できない場合等は、事前登録手続を行わないものとします。

そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### （6）外国送金依頼の方法

送金の依頼は、次により取り扱います。

送金の依頼にあたっては、事前登録を行った送金受取人口座を選択し、支払方法、送金金額、関係銀行手数料の負担者区分等取引に必要な当行所定の事項（以下「送金依頼データ」といいます。）を当行所定の方法により当行に伝達するものとします。この場合の送金金額は、当行所定の上限金額を超えないものとします。

当行は前号により伝達された事項を依頼内容とします。

#### （7）外国送金手続の実行

送金依頼データが当行所定の時限までに当行内の所定の機器に到達した場合、当行所定の方法により送金手続を行います。

なお、当行は、送金の依頼が外国為替及び外国貿易法や米国財務省外国資産管理室による規制、その他日本および外国の法令・勧告・慣習、ならびに関係銀行所定の手続上実行可能なものであることを確認できない場合等は、送金手続を行わないものとします。

そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### （8）送金委託契約の成立

送金委託契約は、当行が送金の依頼を承認し、当行所定の時限までに送金資金等を受領した時に成立するものとします。

#### （9）依頼内容の変更

送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、送金依頼データの変更に必要な当行所定の事項（以下「変更依頼データ」といいます。）を当行所定の方法により当行に伝達するものとします。

この場合の送金金額は、当行所定の上限金額を超えないものとします。

#### （10）依頼内容の変更の実行

変更依頼データが当行所定の時限までに当行内の当行所定の機器に到達した場合、当行所定の方法により依頼内容の変更手続を行います。

#### (11) 組戻し

送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、組戻しを行う送金依頼データを特定するために必要な当行所定の事項（以下「組戻し依頼データ」といいます。）を当行所定の方法により当行に伝達するものとします。

#### (12) 組戻しの実行

組戻し依頼データが当行所定の時限までに当行内の当行所定の機器に到達した場合、当行所定の方法により組戻し手続を行います。

#### (13) 外国送金サービスの利用停止

当行は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相応の事由がある場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、外国送金サービスのすべてまたは一部の利用を停止できるものとします。

#### 4.9. サービス利用口座追加サービス

サービス利用口座追加サービスとは、利用者が操作する端末による届出の依頼および当行の承認にもとづき、利用者の指定する口座をサービス利用口座として追加することができるサービス、および、利用者のサービス利用口座店にない支店を、サービス利用口座店として新規に追加することができるサービスをいうものとします。

以 上

(2018年6月11日現在)

#### SMBC ダイレクト ライト利用にかかる追加規定

SMBCダイレクト ライトの利用に際しては、後記1. から6. までの追加規定（以下「SMBCダイレクト ライト追加規定」）を適用します。

なお、SMBCダイレクト ライト追加規定においては、SMBCダイレクトのことを「SMBCダイレクト」といい、またSMBCダイレクトを利用して行われるサービス利用口座に関するすべての取引、行為および手続、SMBCダイレクトに含まれるすべてのサービスに関する取引、行為および手続、ならびにその他SMBCダイレクトを利用して行われるすべての取引、行為および手続のことをあわせて、「SMBCダイレクト利用行為」という点を除き、特段の定めのない限り、SMBCダイレクト利用規定における定義はSMBCダイレクト ライト追加規定においても適用されるものとします。

##### 1. SMBCダイレクト ライト

SMBCダイレクト ライト（以下「ライトサービス」といいます。）とは、SMBCダイレクトの内容のうち、残高照会、入出金明細照会等の当行所定の内容に限定して（その余

のSMBCダイレクトの内容は提供されなくなります。）提供するサービスをいいます。なお、利用者が使用する端末の種類により、利用できるサービス内容の範囲が異なることがあります。

ただし、当行はライトサービスの内容を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

##### 2. サービス利用対象者および申込手続

(1) ライトサービスを利用できる者は、当行所定の方法により通帳不発行方式とした定期預金口座、ATMオートロックサービス、外国送金サービス、バンク&トレード等、当行所定のサービスを利用する利用者を除く利用者に限るものとします。

(2) ライトサービスは、前記2. (1) の条件を満たす利用者が、当行所定の期日までに、当行所定の方法により申し込むものとします。

##### 3. 本人確認

ライトサービスを利用している利用者は、この項に定める本人確認方法および本人確認手続による必要があります。

###### (1) 本人確認方法

ライトサービスの利用にあたっては、第一暗証が必要であり、後記3. (2) の定めるところにより使用します。ただし、端末が店頭/パソコンの場合には、後記3. (2) の定めるところにより、キャッシュカードおよびキャッシュカード暗証等を入力することによっても、ライトサービスを利用することができます。

###### (2) 本人確認手続

###### 依頼手続

(ア) ライトサービスを利用している利用者が端末（端末が店頭/パソコンの場合を除く。）を使用して、SMBCダイレクト利用行為の依頼を行う場合は、利用者は、後記Aの方法からCの方法までのいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかぎる情報のすべてを、当行宛に、当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

###### Aの方法

###### i) サービス利用口座の口座保有店の支店番号

) i) で入力した口座保有店の普通預金口座のうち、サービス利用口座である口座の口座番号

) 第一暗証

###### Bの方法

) 契約者番号

) 第一暗証

###### Cの方法

）利用者がSMBCダイレクト利用行為の依頼に使用する端末固有情報

）第一暗証

（イ）ライトサービスを利用している利用者が店頭パソコンを使用して、SMBCダイレクト利用行為の依頼を行う場合は、利用者は、前記3.(2)（ア）Aの方法、前記3.(2)（ア）Bの方法または後記Dの方法のいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかげる情報のすべてを、当行宛に、当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

Dの方法

）サービス利用口座のうち、普通預金口座のキャッシュカード情報（キャッシュカードそのものを店頭パソコンに挿入する方法による）

）キャッシュカード暗証（ただし当行所定の一部のSMBCダイレクト利用行為の依頼を行う場合は、追加の本人確認資料）および店頭パソコンに挿入されたキャッシュカードに生体情報が登録されている場合における当該生体情報（ただし当行所定の一部のSMBCダイレクト利用行為の依頼を行う場合は、追加の本人確認資料）

受付手続

（ア）前記3.(2)（ア）により、利用者が端末（端末が店頭パソコンの場合を除く。）を使用して、前記3.(2)（ア）のいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかげる情報のすべてを正確に伝達し、当行が確認したこれら情報が、利用者により当行に届け出られまたは当行が交付した情報とそれぞれ一致した場合には、当行は利用者からの取引の依頼とみなし、受付手続を行います。

（イ）前記3.(2)（イ）により、利用者が店頭パソコンを使用して、前記3.(2)

（イ）のいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかげる情報のすべてを正確に伝達し、当行が確認したこれら情報が、利用者により当行に届け出られまたは当行が交付した情報とそれぞれ一致した場合には、当行は利用者からの取引の依頼とみなし、受付手続を行います。

（3）SMBCダイレクト利用行為の依頼の方法

ライトサービスを利用している利用者は、前記3.(2)による本人確認手続を経た後、当行所定の事項を当行所定の方法により正確に伝達することで、SMBCダイレクト利用行為を依頼するものとします。

（4）免責事項

前記3.(2)による本人確認手続を経た後、ライトサービスを利用してSMBCダイレクト利用行為が実行された場合は、当該SMBCダイレクト利用行為は、利用者本人により行われたものとみなされ、端末（ただし店頭パソコンを除く。）および暗証番号等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害

については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。ただし、SMBCダイレクト利用規定6.および同7.が準用されるものとします。

4. ライトサービスの解約等

（1）都合による解約

ライトサービスは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。本項によりライトサービスを解約した場合、利用者は、SMBCダイレクトを引き続き利用できるものとします。なお、利用者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

（2）ライトサービスの強制解約

利用者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、利用者への通知の到着のいかにかわらず、当行が解約の通知を、SMBCダイレクト利用規定10.(1)に定める連絡先にあてて発信した時にライトサービスは強制解約されます（本項によるSMBCダイレクトの強制解約の通知については、SMBCダイレクト利用規定10.(2)の定めは適用されないものとします。）

当行に支払うべきライトサービスの手数料を2か月連続して支払わなかったとき  
住所変更の届出を怠る等により、当行において利用者の所在が不明となったとき  
支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立て、または、今後制定される倒産手続開始の申立てがあったとき

相続の開始があったとき

1年以上にわたりライトサービスの利用がないとき

ライトサービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

利用者がSMBCダイレクト利用規定またはSMBCダイレクト ライト追加規定に定める利用者の義務のほか、利用者が当行との間の契約にもとづき当行に対して負担する義務の一に違反したとき

その他当行がライトサービスの強制解約を必要とする相当の事由が生じたとき  
前記によりライトサービスが強制解約された場合は、SMBCダイレクト利用規定8.(2)

の事由が生じたものとみなされ、同項により、SMBCダイレクト自体が利用停止されるものとします。

（3）前記4.(1)または前記4.(2)による解約時点で当行が既に取引の依頼を受け付けている場合、当行はSMBCダイレクト利用規定および関係法令にしたがい、当該取引については、手続を行うものとします。

5. 規定等の準用

SMBCダイレクト ライト追加規定に定めのない事項については、SMBCダイレクト利用規定により取り扱います。

#### 6. SMBCダイレクト ライト追加規定の変更等

(1) SMBCダイレクト ライト追加規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの記載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記6.(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上  
(2018年3月19日現在)

#### ワンタイムパスワードサービス利用にかかる追加規定

ワンタイムパスワードサービスの利用に際しては、後記1. から5. までの追加規定（以下「ワンタイムパスワード追加規定」といいます。）を適用します。なお、ワンタイムパスワード追加規定においては、SMBCダイレクトのことを「SMBCダイレクト」といい、またSMBCダイレクトを利用して行われるサービス利用口座に関するすべての取引、行為および手続、SMBCダイレクトに含まれるすべてのサービスに関する取引、行為および手続、ならびにその他SMBCダイレクトを利用して行われるすべての取引、行為および手続のことをあわせて、「SMBCダイレクト利用行為」という点を除き、特段の定めのない限り、SMBCダイレクト利用規定における定義はワンタイムパスワード追加規定においても適用されるものとします。

##### 1. ワンタイムパスワードサービス

(1) ワンタイムパスワードサービスとは、暗証カード方式を利用する利用者が、端末（端末が店頭パソコンの場合を除く。）を使用して、SMBCダイレクトを利用するに際し、後記1.(5)の定めるところにより、後記1.(5)Aの方法からCの方法のいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかざるすべての情報に加え、当行が利用者に交付する機器（以下「パスワード生成機」といいます。）により生成され、表示された可変的なパスワード（SMBCダイレクト利用規定3.(2)（ア）に定めるワンタイムパスワードとは異なるものです。以下においてワンタイムパスワードというときは、このパスワード生成機により生成され、表示された可変的なパスワードを指すものとします。）を用いることにより、利用者本人の認証を行うサービスをいいます。

(2) ワンタイムパスワードサービスを利用できる者は、利用者に限るものとします。ワンタイムパスワードサービスは、当行所定の期日までに当行所定の方法により申し込み、当行の承諾を得た利用者のみが利用することができます。

(3) パスワード生成機の所有権は、当行に帰属するものとし、当行は、利用者にパスワード生成機を貸与するものとします。

パスワード生成機は、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

(4) 利用者が当行にワンタイムパスワードサービスの利用開始の依頼を行う場合は、端末（ただし店頭パソコンを除く。）を通じて行うものとします。このとき、利用者は、当行宛にパスワード生成機に記載されているシリアル番号および当該手続時のワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

伝達した内容を当行が確認し、当行が認識したシリアル番号（以下「登録シリアル番号」といいます。）およびワンタイムパスワードが、当行が保有しているシリアル番号およびワンタイムパスワードとそれぞれ一致した場合には、当行は利用者からの利用開始の依頼とみなし、利用開始手続を行います。

なお、ワンタイムパスワードサービスは、利用開始手続完了後の当行所定の時期に利用できるものとします。

##### (5) 本人確認手続

ワンタイムパスワードサービスを利用している利用者が、端末（端末が店頭パソコンの場合を除く。）を使用して、SMBCダイレクト利用行為を依頼しようとするときは、この項に定める本人確認方法および本人確認手続による必要があります。

##### 依頼手続

ワンタイムパスワードサービスを利用している利用者が端末（端末が店頭パソコンの場合を除く。）を使用して、SMBCダイレクト利用行為の依頼を行う場合は、利用者は、後記Aの方法からCの方法までのいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかざる情報のすべてに加え、ワンタイムパスワードを、当行宛に、当行所定の方法により正確に伝達するものとします。ただし、当行が相当と認める限度において、後記1.(8)に定めるパスワード生成機の有効期限到来後、当行所定の期間中に、ワンタイムパスワードサービスを利用している利用者が端末（端末が店頭パソコンの場合を除く。）を使用して、SMBCダイレクト利用行為の依頼を行う場合は、利用者は、後記Aの方法からCの方法までのいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかざる情報のすべてに加え、前記1.(4)で登録した登録シリアル番号を、当行宛に、当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

##### Aの方法

i) サービス利用口座の口座保有店の支店番号

) i) で入力した口座保有店の普通預金口座のうち、サービス利用口座である口座の口座番号

) 第一暗証(ただし当行所定の一部のSMBCダイレクト利用行為の依頼を行う場合は、暗証番号(暗証カード方式))

Bの方法

) 契約者番号

) 第一暗証(ただし当行所定の一部のSMBCダイレクト利用行為の依頼を行う場合は、暗証番号(暗証カード方式))

Cの方法

) 利用者がSMBCダイレクト利用行為の依頼に使用する端末固有情報

) 第一暗証(ただし当行所定の一部のSMBCダイレクト利用行為の依頼を行う場合は、暗証番号(暗証カード方式))

受付手続

前記1.(5)により、利用者が端末(端末が店頭パソコンの場合を除く。)を使用して、前記1.(5)のいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかざる情報のすべてに加え、ワンタイムパスワードまたは登録シリアル番号を正確に伝達し、当行が確認したこれら情報が、利用者により当行に届け出られまたは当行が交付した情報、および当行が保有しているワンタイムパスワードとそれぞれ一致した場合には、当行は利用者からの取引の依頼とみなし、受付手続を行います。

(6) SMBCダイレクト利用行為の依頼の方法

利用者は前記1.(5)による本人確認手続を経た後、当行所定の事項を当行所定の方法により正確に伝達することで、SMBCダイレクト利用行為を依頼するものとします。ただし、前記1.(5)により、依頼手続において登録シリアル番号を伝達した場合は、利用者が依頼できるSMBCダイレクト利用行為は、当行所定の範囲に限定されるものとします。

(7) 免責事項

前記1.(5)による本人確認手続を経た後、SMBCダイレクト利用行為が実行された場合は、当該SMBCダイレクト利用行為は、利用者本人により行われたものとみなされ、端末(ただし店頭パソコンを除く。)または暗証番号等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。ただし、SMBCダイレクト利用規定6.および同7.が準用されるものとします。

(8) パスワード生成機の有効期限は当行が定める期限までとします。

(9) 利用者は、パスワード生成機を失ったとき、パスワード生成機が偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、ただちに当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当行はただちにワンタイムパスワードサービスの利用の停止措置を講じます。

前記1.(9)の場合、利用者は、当行所定の方法によりワンタイムパスワードサービスの解約を依頼するものとします。

2. 免責事項等

(1) ワンタイムパスワードおよびパスワード生成機は、利用者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。

(2) ワンタイムパスワードおよびパスワード生成機につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、利用者は当行に対してただちにその旨を申し出るものとし、当行はSMBCダイレクトの利用停止措置を行うものとします。この場合、利用者は、当行所定の方法によりワンタイムパスワードサービスの解約を依頼するものとします。

ワンタイムパスワード、パスワード生成機または登録シリアル番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

(3) 当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードまたは当行が保有するシリアル番号と異なる登録シリアル番号がそれぞれ当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行は利用者に対するワンタイムパスワードサービスおよびSMBCダイレクトの利用を停止します。この場合、利用者は、当行所定の方法により、ワンタイムパスワードサービスの解約を依頼するものとします。SMBCダイレクトの再開についてはSMBCダイレクト利用規定3.(5)の定めるところによるものとします。

3. ワンタイムパスワードサービスの解約等

(1) ワンタイムパスワードサービスは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、ワンタイムパスワードサービスに関するものに限り、生じるものとします。なお、利用者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

(2) 利用者が当行との取引約定に違反した場合等、当行がワンタイムパスワードサービスの解約または利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなくワンタイムパスワードサービスを解約または利用停止することができるものとします。

(3) 利用者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、ワンタイムパスワードサービスを解約することができます。この場合、利用者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知をSMBCダイレクト利用規定10.(1)に定める連絡先にあてて発信した時にワンタイムパスワードサービスは解約されたものとします。

住所変更の届出を怠る等により、当行において利用者の所在が不明となったとき  
支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立て、または、今後制定される倒産手続開始の申し立てがあったとき

相続の開始があったとき

1年以上にわたりワンタイムパスワードサービスの利用がないとき

パスワード生成機の有効期限が到来したとき

前記2.(2)または2.(3)に定める事由が生じたと認められる場合

(4) 前記3.(1)から3.(3)の解約、利用停止時点で当行が既に取引の依頼を受け付けている場合、当行はSMBCダイレクト利用規定および関係法令により、当該取引については、手続を行うものとします。

(5) SMBCダイレクトが利用停止された場合、ワンタイムパスワードサービスも自動的に利用停止されます。

#### 4. 規定等の準用

ワンタイムパスワード追加規定に定めのない事項については、SMBCダイレクト利用規定により取り扱います。

#### 5. ワンタイムパスワード追加規定の変更等

(1) ワンタイムパスワード追加規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの記載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記5.(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上  
(2018年3月19日現在)

#### グローバルサービス利用にかかる追加規定

グローバルサービスの利用に際しては、後記1.から12.までの追加規定(以下「グローバルサービス追加規定」)を適用します。なお、グローバルサービス追加規定に

おいては、SMBCダイレクトのことを「SMBCダイレクト」といい、またSMBCダイレクトを利用して行われるサービス利用口座に関するすべての取引、行為および手続、SMBCダイレクトに含まれるすべてのサービスに関する取引、行為および手続、ならびにその他SMBCダイレクトを利用して行われるすべての取引、行為および手続のことをあわせて、「SMBCダイレクト利用行為」という点を除き、特段の定めのない限り、SMBCダイレクト利用規定における定義はグローバルサービス追加規定においても適用されるものとします。

#### 1. グローバルサービス

グローバルサービスとは、後記2.に定める申込者からの依頼にもとづき、SMBCダイレクトのうち当行所定の内容に限り(その他のSMBCダイレクトの内容は提供されなくなります。)提供するサービスをいいます。なお、当行はグローバルサービスの対象となる取引を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。また、口座保有店によりグローバルサービスの内容は異なる場合があります。

#### 2. 申込者および申込手続

(1) グローバルサービスの申込者は、利用者のうち、本邦人で企業派遣又は留学等により、非居住者となる者もしくは非居住者となる予定の者ならびにその同伴家族(以下あわせて「申込者」といいます。)に限りします。

(2) 申込者は、あらかじめ利用者本人を確認できる当行所定の資料を提出のうえ、当行所定の方法によりグローバルサービスを申し込むものとします。

(3) 申込者は、グローバルサービスの申込に際して、SMBCポイントバック、電子メールお知らせサービス、ワンタイムパスワードサービスの利用がある場合は、あらかじめ解約するものとします。

(4) グローバルサービスを利用する者はパスワードアプリを利用することができないものとし、パスワードカード方式(パスワードカード(カード版)によるものに限る。)または暗証カード方式のみを利用できるものとします。

#### 3. 利用開始日

グローバルサービスの利用開始日は、利用者の出国予定日以降、当行所定の方法により利用者の海外住所の届出が行われ、当行がサービス利用開始を相当と認めて当行所定の方法により利用開始登録手続を行った日とします。

#### 4. 電子メールアドレスの登録

利用者がグローバルサービスを用いて振込サービスおよび外国送金サービスを利用するにあたっては、あらかじめ利用者の電子メールアドレスを当行所定の方法により届け出るものとします。

#### 5. 取引

(1) 振込指定日については、依頼日の翌営業日を振込指定日とします。

(2) 当行は、振込依頼が外国為替及び外国貿易法や米国財務省外国資産管理室による規制、その他日本および外国の法令・勧告・慣習、ならびに関係銀行所定の手続上実行可能なものであることを確認できない場合等は、振込手続を行わないものとします。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) グローバルサービスを利用したSMBCダイレクト利用行為については、当行は日本時間を基準として取り扱うものとします。また当行は、システムメンテナンスも同様に日本時間を基準にして実施します。

#### 6．取引明細の通知

申込代表口座にかかる取引明細等については、利用者の届出住所宛に送付するものとします。

#### 7．グローバルサービス利用料

(1) グローバルサービスの利用にあたっては、当行所定のグローバルサービス利用料（消費税を含みます。以下「グローバルサービス利用料」といいます。）をいただきます。この場合、当行はグローバルサービス利用料を、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込代表口座から、当行所定の日に自動的に引き落とします。

(2) 当行が一旦引き落とししたグローバルサービス利用料については、グローバルサービスの解約その他事由のいかなを問わず返却しないものとします。

(3) 当行はグローバルサービス利用料を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### 8．暗証番号の変更および再発行

(1) グローバルサービスを利用し、かつ暗証カード方式を利用する利用者が第二暗証および第三暗証の再発行の依頼を当行所定の方法により行い、当行が第二暗証および第三暗証の再発行の依頼を受け付けた場合、利用者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。この場合、当行は再発行手数料を、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込代表口座から、当行所定の日に自動的に引き落とすことができるものとします。

(2) グローバルサービスを利用し、かつパスワードカード方式を利用する利用者がパスワードカード（パスワードアプリを除く。）の再発行の依頼を当行所定の方法により行い、当行がパスワードカード（パスワードアプリを除く。）の再発行の依頼を受け付けた場合、利用者本人の認証方法は、パスワードカード方式から暗証カード方式に切り替わるものとし、当行は、当行所定の方法により、第二暗証および第三暗証を発行のうえ、利用者の届出住所宛に送付します。

#### 9．グローバルサービスの利用停止

当行は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相応の事由がある場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、グローバルサービスを停止し、または解約できるものとします。

#### 10．グローバルサービスの解約等

(1) グローバルサービスは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、本解約の効力はグローバルサービスに関するものに限り、生じるものとします。なお、利用者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。前記によりグローバルサービスが解約された場合、利用者が非居住者であるときは、SMBCダイレクト利用規定2.(2)により、SMBCダイレクトも利用できなくなります。

(2) 利用者が当行に支払うべきグローバルサービス利用料を支払わなかった場合、利用者が当行の取引約定に違反した場合等、当行がグローバルサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなくグローバルサービスを利用停止または制限することができるものとします。この場合、グローバルサービスが利用停止となることがあります（利用者が非居住者であるときは、SMBCダイレクト利用規定2.(2)により、SMBCダイレクトも利用できなくなることがあります。）。なお、当該事由が消滅した場合は、当行は、グローバルサービスの利用停止を解除できます。

(3) 前記10.(2)にかかわらず利用者が相当期間、当該サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当行はグローバルサービスを解約することができます。この場合、利用者への通知の到着のいかにかわらず、当行が解約の通知をSMBCダイレクト利用規定10.(1)に定める連絡先にあてて発信した時にグローバルサービスは解約されたものとし、解約の効力は、グローバルサービスに関するものに限り、生じるものとします。前記によりグローバルサービスが解約された場合、利用者が非居住者であるときは、SMBCダイレクト利用規定2.(2)により、SMBCダイレクトも利用できなくなります。

(4) 利用者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、グローバルサービスを解約することができます。この場合、利用者への通知の到着のいかにかわらず、当行が解約の通知をSMBCダイレクト利用規定10.(1)に定める連絡先にあてて発信した時にグローバルサービスは解約されたものとします。前記によりグローバルサービスが解約された場合、利用者が非居住者であるときは、SMBCダイレクト利用規定2.(2)により、SMBCダイレクトも利用できなくなります。

住所変更の届出を怠る等により、当行において利用者の所在が不明となったとき

支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立て、または、今後制定される倒産手続開始の申し立てがあったとき

相続の開始があったとき

1年以上にわたりグローバルサービスの利用がないとき

居住所が海外から日本国内に変更になったとき

その他グローバルサービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき

(5) SMBCダイレクトが利用停止された場合、グローバルサービスも自動的に利用停止されます。

#### 11. 規定等の準用

グローバルサービス追加規定に定めのない事項については、SMBCダイレクト利用規定により取り扱います。

#### 12. グローバルサービス追加規定の変更等

(1) グローバルサービス追加規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの記載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記12.(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2018年3月19日現在)

#### eレポートサービス利用にかかる追加規定

eレポートサービスの利用に際しては、後記1.から8.までの追加規定(以下「eレポートサービス追加規定」)を適用します。なお、eレポートサービス追加規定においては、SMBCダイレクトのことを「SMBCダイレクト」といい、またSMBCダイレクトを利用して行われるサービス利用口座に関するすべての取引、行為および手続、SMBCダイレクトに含まれるすべてのサービスに関する取引、行為および手続、ならびにその他SMBCダイレクトを利用して行われるすべての取引、行為および手続のことをあわせて、「SMBCダイレクト利用行為」という点を除き、特段の定めのない限り、SMBCダイレクト利用規定における定義は、eレポートサービス追加規定においても適用されるものとします。

#### 1. eレポートサービス

(1) eレポートサービスとは、当行が後記3.(1)で定める書面(以下「対象書面」といいます。)のすべてまたは一部について、紙媒体に代えて、端末を通じて、利用者に対し、電子的に交付(以下「電子交付」といいます。)するサービスをいうものとします。当行が対象書面を変更する場合は、事前に利用者が閲覧可能な状態で端末に表示するものとします。なお、利用者が使用する端末の種類により、サービスを受けられない場合があり、また利用できるサービス内容の範囲が異なることがあります。

(2) eレポートサービスの表示対象となる取引(以下「対象取引」といいます。)は、次の条件をすべて満たす当行所定の取引に限るものとします。なお、対象取引および表示内容は、諸般の事情により変更することがあります。

サービス利用口座店における取引であること。

届出の氏名・住所等すべて一致し、かつ、当行にて名寄せ処理がなされていること。

#### 2. 申込者および申込手続

(1) eレポートサービスを利用する者は、インターネットが利用でき、かつ端末においてPDF閲覧ソフトが利用可能な利用者に限るものとします。

(2) eレポートサービスにおいては、利用者が、eレポートサービスの対象として申し込んだ商品についてのみ、対象書面が電子交付されるものとします。

(3) eレポートサービスを利用しようとする者は、当行所定の方法によりeレポートサービスを申し込むものとします。

(4) 利用者は、前記2.(2)によりeレポートサービスの対象として申し込んだ商品の範囲を、当行所定の限度で変更することができます。

#### 3. 対象書面

(1) eレポートサービスにおいて、当行が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法その他の関係法令等により規定されている書面、および当行が提供するその他の報告書等のうち、当行が定め、端末上に掲げる書面とします。なお、当行が対象書面を変更する場合は、事前に利用者が閲覧可能な状態で端末に表示するものとします。

(2) 法令の変更、監督官庁の指示、または当行が合理的と判断した場合には、当行は、eレポートサービスの利用期間中であっても、電子交付ではなく、紙媒体により対象書面の交付を行うことがあります。

(3) 前記2.(4)によりeレポートサービスの対象の範囲から除外された商品にかかる対象書面については、当行は利用者のSMBCダイレクト利用規定10.(1)に定める連絡先に郵送するものとします。

#### 4. 電子交付の方法

(1) eレポートサービスにおける電子交付は、利用者が端末上で対象書面を閲覧可能な状態にすることにより行うものとします。

(2) 当行は、利用者が対象書面をプリンター等で出力し書面の作成が可能な状態で電子交付を行うものとします。

#### 5. 閲覧可能期間

対象書面は、閲覧可能となった日から当行が別途定める期間において閲覧できるものとします。また、定期または不定期のメンテナンスのために当行のシステムが停止する場合などには、一時的に対象書面の閲覧ができないことがあります。

#### 6. eレポートサービスの解約等

(1) eレポートサービスは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、eレポートサービスに関するものに限り、生じるものとします。なお、利用者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

(2) 利用者が当行の取引約定に違反した場合等、当行がeレポートサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなくeレポートサービスを利用停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当行はeレポートサービスの利用停止を解除できます。

(3) 利用者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、eレポートサービスを解約することができます。この場合、利用者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知をSMBCダイレクト利用規定10.(1)に定める連絡先にあてて発信したときにeレポートサービスは解約されたものとします。

住所変更の届出を怠る等により、当行において利用者の所在が不明となったとき。

支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立て、または、今後制定される倒産手続開始の申し立てがあったとき。

相続の開始があったとき。

その他eレポートサービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。

(4) eレポートサービスが解約された場合、利用者に対して電子交付は行われず、利用者は、対象書面の閲覧もできません。eレポートサービスが利用停止された場合、利用者に対して紙媒体での通知は当然には再開されません。紙媒体での通知の再開を希望する利用者は、eレポートサービスを解約する必要があります。

(5) 利用者より対象書面の消去の申し出があった場合、当行は当該対象書面を消去することができるものとします。

(6) eレポートサービス解約後は、当行は対象書面を利用者のSMBCダイレクト利用規定10.(1)に定める連絡先に郵送するものとします。

(7) SMBCダイレクトが利用停止された場合、eレポートサービスも自動的に利用停止されます。前記によりeレポートサービスが利用停止されたとしても、eレポートサービスは解約されません。eレポートサービスの解約には当行所定の手続が必要です。

#### 7. 規定等の準用

eレポートサービス追加規定に定めのない事項については、SMBCダイレクト規定により取り扱います。

#### 8. eレポートサービス追加規定の変更等

(1) eレポートサービス追加規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの記載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記8.(1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2018年3月19日現在)

#### バンク&トレード利用にかかる追加規定

バンク&トレードの利用に際しては、後記1.から9.までの追加規定(以下「バンク&トレード追加規定」)を適用します。なお、バンク&トレード追加規定においては、SMBCダイレクトのことを「SMBCダイレクト」といい、またSMBCダイレクトを利用して行われるサービス利用口座に関するすべての取引、行為および手続、SMBCダイレクトに含まれるすべてのサービスに関する取引、行為および手続、ならびにその他SMBCダイレクトを利用して行われるすべての取引、行為および手続のことをあわせて、「SMBCダイレクト利用行為」という点を除き、特段の定めのない限り、SMBCダイレクト利用規定における定義は、バンク&トレード追加規定においても適用されるものとします。

#### 1. バンク&トレード

バンク&トレードとは、利用者が端末(ただし、当行および当行所定の証券会社(以下「指定証券会社」といいます。))所定のブラウザソフト(WWW(ワールド・ワイド・ウェブ)閲覧用のソフトウェア)を備えた端末に限り、以下「特定端末」といいます。)を使用して、後記1.(1)から(6)に規定するサービスを利用することを可能とするサービスです。

(1) シングルログインサービスとは、利用者が当行または指定証券会社所定の方法で利用者本人の認証を行うことにより、特定端末を利用して各種取引を行うサービス

(以下「証券オンライントレード」といいます。)について、都度利用者本人の認証を行うことなく相互にログインできるサービスをいうものとします(ただし、SMBCダイレクトおよび証券オンライントレードのサービス内容により、当行および指定証券会社所定の本人確認手続きが別途必要となる場合があります。)

(2) 銀行・証券残高一覧サービスとは、利用者が証券オンライントレードを通じて特定端末を操作することにより、当行および指定証券会社所定の口座残高を、利用者が操作する特定端末による依頼にもとづき、リアルタイムに一つの特定端末上に表示するサービスをいうものとします。

(3) 銀行・証券残高推移サービスとは、利用者が証券オンライントレードを通じて特定端末を操作することにより、当行および指定証券会社所定の月末基準の口座残高の推移や商品ごとの資産配分状況を、その翌月の当行が指定する日以降に、利用者が操作する特定端末による依頼にもとづき、特定端末上に表示するサービスをいうものとします。

(4) 即時入出金サービスとは、当行および指定証券会社所定の条件を満たす利用者が証券オンライントレードを通じて特定端末を操作することにより、本件決済用口座(当行および指定証券会社所定の方法により利用者と同一人が開設したことが確認できる普通預金口座で、利用者が指定した口座をいうものとします。)と証券取引口座(当行および指定証券会社所定の方法により利用者と同一人が開設したことが確認できる証券総合口座で、利用者が指定した口座をいうものとします。)双方の間を、利用者が操作する特定端末による依頼にもとづき、当行および指定証券会社所定の条件で資金移動することのできるサービスをいうものとします。当該サービスの利用に際しては、決済用口座は、1口座のみ指定できるものとし、利用者は指定証券会社を収納企業とする当行所定の口座振替規定にもとづく預金口座振替契約を締結するものとします。なお、利用者は決済用口座からの出金にあたって、総合口座取引規定にもとづく当座貸越等を利用できないものとします。

(5) 証券不足金自動振替サービスとは、当行および指定証券会社所定の条件を満たす利用者が、当行が指定する日以降に証券取引口座において不足金等が発生した際、当行および指定証券会社所定の条件で自動的に決済用口座から不足金相当額を振り替えるサービスをいうものとします。利用者は当該サービスの利用に際して、必ず前記1.(4)の即時入出金サービスを申し込むものとし、利用者が操作する特定端末による依頼にもとづき、即時入出金サービスの申込時に指定した決済用口座から当該不足金相当額を振り替えるものとします。なお、利用者は決済用口座からの出金にあたって、総合口座取引規定にもとづく当座貸越等を利用できないものとします。

(6) 証券手数料優遇サービスとは、当行および指定証券会社所定の条件を満たす利用者が、証券オンライントレードを通じて特定端末を操作することにより、指定証券会社所定の取引を行うことで、取引手数料が割引されるサービスをいうものとします。

## 2. 申込者および申込手続

(1) バンク&トレードを利用できる者は、20歳以上の利用者で、当行および指定証券会社所定の方法により、利用者と同一人が開設したことが確認できる当行および指定証券会社所定の証券総合口座を保有し、かつ、当該証券総合口座に係る指定証券会社の証券オンライントレードの契約がある者に限ります。

(2) バンク&トレードの利用にあたって指定できる指定証券会社の証券総合口座は1口座のみとします。

(3) バンク&トレードは、前記2.(1)の条件を満たす利用者が、当行および指定証券会社所定の方法により申し込み、当行および指定証券会社の各種規定、利用者の情報を当行および指定証券会社間で共有すること等に同意したうえで、当行および指定証券会社の双方がこの申込を承諾したときに開始されるものとします。

(4) バンク&トレードの申込後、利用者が当行または指定証券会社のいずれかの届出事項を変更した場合や、当行もしくは指定証券会社に対して取引制限等の措置がなされている場合には、バンク&トレードの全部または一部が提供されないことがあります。

## 3. 本人確認

(1) 利用者が、特定端末(端末が店頭パソコンの場合を除く。)を使用して、バンク&トレード(ただし、シングルログインサービスを除く。)の依頼を行う場合は、利用者は、SMBCダイレクト利用規定3.(3)(ア)Aの方法またはSMBCダイレクト利用規定3.(3)(ア)Bの方法のいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかげる情報のすべてを、当行宛に、当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

(2) 前記3.(1)により、利用者が特定端末(端末が店頭パソコンの場合を除く。)を使用して、SMBCダイレクト利用規定3.(3)(ア)Aの方法またはSMBCダイレクト利用規定3.(3)(ア)Bの方法のいずれかの方法を選択のうえ、それぞれにかかげる情報を当行に正確に伝達し、当行が確認したこれらの情報が、利用者により当行に届け出られまたは当行が交付した情報とそれぞれ一致した場合には、当行は利用者からの取引の依頼とみなし、受付手続を行います。

(3) 前記3.(1)および3.(2)による本人確認手続を経た後、バンク&トレードの利用行為(SMBCダイレクト利用行為を含むがこれに限られません。)が実行された場合は、当該行為は、利用者本人により行われたものとみなされ、特定端末および暗証番号等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生

じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。ただし、SMBCダイレクト利用規定6.および同7.が準用されるものとします。

(4) SMBCダイレクト利用規定3.(3)およびワンタイムパスワードサービス利用にかかる追加規定1.(5)にかかわらず、利用者が、特定端末(端末が店頭パソコンの場合を除く。)を使用して、シングルログインサービスを利用して、指定証券会社所定の方法で利用者本人の認証をされたときは、本人確認手続きが経られたとみなされるものとします。ただし当行所定の一部のSMBCダイレクト利用行為の依頼を行う場合または当行所定の一部のバンク&トレードを利用する場合は、暗証番号(パスワードカード方式)または暗証番号(暗証カード方式)の入力が追加的に必要となることがあります。

(5) 前記3.(4)により本人確認手続きが経られたとみなされた後、バンク&トレードの利用行為(SMBCダイレクト利用行為を含むがこれに限られません。)が実行された場合は、当該行為は、利用者本人により行われたものとみなされ、特定端末および暗証番号等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。ただし、SMBCダイレクト利用規定6.および同7.が準用されるものとします。

#### 4. 個人情報の取扱

利用者がバンク&トレードを利用するにあたって、当行および指定証券会社は、氏名、生年月日、当行および指定証券会社における口座等の番号、取引情報、残高情報、その他利用者がバンク&トレードを利用するにあたり共有することが必要な情報を、当行と指定証券会社の間で相互に提供、受領、共有、使用できるものとします。

#### 5. 電子メールアドレスの登録

利用者は、当行に対し、利用者がバンク&トレードを利用するにあたって、あらかじめ電子メールアドレスの登録をするものとします。

#### 6. バンク&トレードの解約等

(1) SMBCダイレクトが利用停止された場合または証券オンライントレードが解約となった場合、当行は利用者に通知することなく、バンク&トレードを解約できるものとします。

(2) バンク&トレードの解約は、当行または利用者の一方の都合で、通知によりいつでもすることができるものとします。なお、利用者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

(3) 利用者が当行の取引約定に違反した場合等、当行がバンク&トレードの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知する

ことなくバンク&トレードの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当行はバンク&トレードの利用停止を解除できます。

(4) 利用者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、バンク&トレードを解約することができます。この場合、利用者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知をSMBCダイレクト利用規定10.(1)に定める連絡先にあてて発信したときにバンク&トレードは解約されたものとします。

住所変更の届出を怠る等により、当行において利用者の所在が不明となったとき。  
支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立て、または、今後制定される倒産手続開始の申し立てがあったとき。

相続の開始があったとき。

1年以上にわたりバンク&トレードの利用がないとき。

その他バンク&トレードの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。

(5) 決済用口座がSMBCダイレクトのサービス利用口座から解除されたときは、当該決済用口座と関連付けられたバンク&トレードは同時に解約されたものとみなされるものとします。

(6) SMBCダイレクトが利用停止された場合、バンク&トレードもその一部または全部が利用停止されることがあります。

#### 7. 免責事項

SMBCダイレクトまたは証券オンライントレードのシステムメンテナンス状況、システム障害または通信障害等により、バンク&トレードの取扱が遅延する場合やご利用できない場合があります。このために生じた損害については、当行はいっさいの責任を負いません。

#### 8. 規定等の準用

バンク&トレード追加規定に定めのない事項については、SMBCダイレクト利用規定および指定証券会社が定める規定等により取り扱います。

#### 9. バンク&トレード追加規定の変更等

(1) バンク&トレード追加規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの記載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記9.(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上  
(2018年3月19日現在)

### SMBC インターネット宝くじサービス利用にかかる追加規定

SMBCインターネット宝くじサービスの利用に際しては、後記1.から13.までの追加規定（以下「宝くじ追加規定」といいます。）を適用します。宝くじ追加規定は、当せん金付証票法にもとづき、同法第4条に定める都道府県および全指定都市が発売する当せん金付証票（以下「宝くじ」といいます。）の販売について、販売受託業者である金融機関（以下「受託金融機関」といいます。）より販売の再委託を受けた当行が提供する「インターネット宝くじサービス」（以下「インターネット宝くじサービス」といいます。）に関する事項を定めるものです。なお、宝くじ追加規定においては、SMBCダイレクトのことを「SMBCダイレクト」といひ、またSMBCダイレクトを利用して行われるサービス利用口座に関するすべての取引、行為および手続、SMBCダイレクトに含まれるすべてのサービスに関する取引、行為および手続、ならびにその他SMBCダイレクトを利用して行われるすべての取引、行為および手続のことをあわせて、「SMBCダイレクト利用行為」という点を除き、特段の定めのない限り、SMBCダイレクト利用規定における定義は、宝くじ追加規定においても適用されるものとします。

#### 1. サービス内容

インターネット宝くじサービスとは、次の各取引を一括して行うサービスをいいます。

(1) SMBCダイレクトによる宝くじの購入

(2) 前記1.(1)により購入した宝くじの当行による保護預かり

(3) 前記1.(1)により購入した宝くじの当行による当せんの有無の調査、および当せん金の支払

#### 2. サービス利用対象者

(1) インターネット宝くじサービスを利用しようとする利用者は、初めてインターネット宝くじサービスを利用する前に、宝くじ追加規定に同意いただくことが必要です。

(2) 前項にかかわらず、次の各号に掲げる利用者は、インターネット宝くじサービスをご利用いただけません。

利用者が未成年者である場合

利用者が日本国内にお住まいでない場合

(3) 日本国内にお住まいの利用者が一時的に海外に渡航中の場合も含めて、海外からの購入はできません。なお、海外からの購入であることが判明したときは、当行は海外から購入した取引を取り消すことがあります。

#### 3. 宝くじの購入

(1) 宝くじの購入はSMBCダイレクトを利用して後記3.(3)または(5)に定める通常購入または定期購入の方法で、当行所定の日時に行うことができます。当行本支店の窓口、自動入出金機で購入することはできません。

(2) 宝くじの購入代金の決済については、出金指定口座からの引き落としの方法によるものとします。

(3) 通常購入とは、当行所定の方法により宝くじの種類、申込数字、申込タイプ（ナンバーズの場合のみ）、各口数、継続回数等、その他当行所定の事項を入力し、宝くじ購入の申込をすることを指します。ただし、申込数字を利用者自身で選ぶ代わりに当行または受託金融機関の指定するシステムにより自動で申込数字を選ばせる方法を利用する場合は、申込数字を入力する必要はありません。なお、入力することのできる各口数、継続回数および1回の入力で購入できる宝くじの購入額等には当行所定の上限があります。

(4) 前記3.(3)において、2以上の継続回数を選択した場合は、前項の定めにより選択または入力した依頼内容と同じ内容で、当該購入申込をした回数を初回の購入として、選択された抽せん回数分の連続した申込をしたものとします。この場合、2回目以降の購入時における宝くじ追加規定の同意を省略し、利用者が各購入時点において適用される宝くじ追加規定に同意したものとみなします。

(5) 定期購入とは、当行所定の方法により宝くじの種類、購入期間、購入曜日（ナンバーズ、ロト6の場合のみ）、申込数字、申込タイプ（ナンバーズの場合のみ）、各口数、その他当行所定の事項を入力し、宝くじ購入の申込をすることを指します。ただし、申込数字を利用者自身で選ぶ代わりに当行または受託金融機関の指定するシステムにより自動で申込数字を選ばせる方法を利用する場合は、申込数字を入力する必要はありません。なお、入力することのできる各口数および1回の入力で購入できる宝くじの購入額等には当行所定の上限があります。

(6) 宝くじの定期購入を申し込んだ場合は、利用者が指定した期間、曜日（ナンバーズ、ロト6の場合のみ）に抽せん対象となる宝くじについて、購入期間が終了するまでの間、前項の定めにより選択または入力した依頼内容と同じ内容で、自動的に宝くじの購入を申し込みしたものとします。この場合、購入時における宝くじ追加規定の同意を省略し、当行は、利用者が各購入時点において適用される宝くじ追加規定に同意したものとみなします。

(7) 当行がインターネット宝くじサービスによる宝くじの購入取引の依頼を受け付けた場合、利用者に依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、端末の操作により確認した旨を当行所定の方法により当行に回答することとします。この回答を当行が受信し、依頼内容が確定した後は、依頼内容を変更または取り消すことは

できません。ただし、定期購入については、後記3.(10)の定める方法により、定期購入の設定の解除ができます。通常購入については、宝くじの購入取引の依頼内容の確定と同時に、当行が購入代金（複数回購入する場合は、その合計金額）を出金指定口座から前記3.(2)に定める方法により受領します。定期購入については、当行は当行所定の日時に購入代金を出金指定口座から前記3.(2)に定める方法により受領します。宝くじの購入取引が抽せん日当日の場合、当日18:20～翌日8:00、抽せん日当日ではない場合、当日20:00～翌日8:00に受け付けた取引は、翌日以降を抽せん日とする宝くじの予約購入となります。予約購入時間帯に受け付けた取引でも、資金の引き落としは、通常購入および定期購入ともに、前記3.(2)に定める方法によるものとします。

(8)インターネット宝くじサービスにおける各回号の宝くじの購入は、前記3.(2)に定める方法で購入代金受領後、当行が購入申込に係る情報を受託金融機関の指定するシステムに受け渡し、これを有効な購入申込として受託金融機関の指定するシステムから通知を受け付けた時点で完了するものとします。なお、当行は、宝くじの購入申込の受付が完了した場合、SMBCダイレクトにて、その旨を通知するものとします。

(9)宝くじの購入申込の受付後、当行システムまたは受託金融機関の指定するシステムの不具合その他の事由により、前記3.(8)に定める方法で、宝くじの購入が完了しなかった場合、当行は、その回号の購入申込の受付を取り消すものとし、その回号の宝くじは購入されません。通常購入で2以上の継続回数を選択した場合は、取り消された回号以降の宝くじも購入されません。この場合当行は、SMBCダイレクトにて、その旨を利用者に通知するとともに、当該購入代金を受領済の場合は、当行が定める期間内に出金指定口座に返還します。なお、当行は、宝くじの購入が完了しなかったことについて、当行に責めがある場合を除き、当該購入代金の返還以外はいっさい責任を負わないものとします。

(10)利用者は、当行所定の方法により、定期購入の申込を取り消すことができます。ただし、利用者が指定した購入日当日の当行が指定する時間以後は、当日分の宝くじの申込は取り消すことはできません。利用者は、定期購入の申込内容を変更する場合には、いったん定期購入の申込を取り消したうえで、改めて定期購入の申込を行うものとします。

(11)通信手段・コンピュータ機器の障害等が生じたことにより購入取引を取り消すべきと当行が判断した場合は、購入取引を取り消します。購入取引の結果は、SMBCダイレクトにて確認するものとします。既に出金指定口座から購入代金が引き落としとなった後、購入取引が完了する前に、当行が前記事由により購入取引を取り消した場合は、当該代金を当行所定の方法で返金します。

#### 4. 宝くじの保護預かり

(1)インターネット宝くじサービスにより購入された宝くじは、すべて当行が電磁的記録を作成することにより保護預かりするものとし、交付・返還はいたしません。また相当の安全策を講じたにもかかわらず、災害、事変等により当行が保護預かりした電磁的記録を滅失、紛失等した場合、電磁的記録の再作成はしません。

(2)宝くじの保護預かり期間は、当せんの有無にかかわらず、後記6.(4)に定める支払終了日までとします。

#### 5. 当せんの調査

当行は保護預かりする宝くじにつき、当該宝くじにかかる各抽せん日において当せんの有無を調査します。

#### 6. 当せん金の支払い

(1)前記5.による調査にもとづき、当行は、当せんした宝くじの当せん金を、原則として、抽せん日の2営業日後に申込代表口座に振り込む方法で支払います。利用者は、振込日の指定はできません。また利用者は、当せん金を現金で受け取ることはできません。

(2)1口あたりの当せん金が300万円を超える場合には、前記6.(1)による支払いとともに、当行から利用者あてに別途通知を行います。

(3)当せん金を申込代表口座へ振り込むことができなかったときは、当行において当せん金をお預かりします。この場合、お預かりした当せん金に利息はつきません。お預かりした当せん金は利用者からの当行所定の方法による申し出により支払います。

(4)前項により当行がお預かりする当せん金は、抽せん日の翌日から1年を経過した日（以下「支払終了日」といいます。）までに前項に定める申し出がないと、受け取ることができなくなります。ただし、支払終了日が営業日でないときは、その翌営業日に受け取ることができます。

#### 7. 受託金融機関への情報開示

当行は、受託金融機関に対し、受付番号（購入日時等にもとづき、購入取引毎に当行が付した番号をいいます。）購入内容、購入者の住所のうち都道府県または指定都市の名称等、受託金融機関が指定する情報を通知します。この情報は、インターネット宝くじサービス以外の目的で使用されることはありません。

#### 8. 免責事項

次の各号の事由により、宝くじの購入不能・当せん金の入金遅延等の事態が発生しても、これによって生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が生じたとき

当行、または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末・通信回線・コンピュータ等に障害が生じたとき

また、当行がインターネット宝くじサービスに付随して利用者が購入する宝くじの参考となる情報または当せん番号を提供する場合、当行は、当該情報の正確性、信憑性その他いかなる保証もせず、また、当該情報にもとづき購入した宝くじの当せん結果についていっさいの責任を負いません。当行は、宝くじ追加規定において当行が責任を負うことを明示的に定めた場合を除き、インターネット宝くじサービスの利用により利用者に生じた損害について責任を負いません。

#### 9．禁止事項

インターネット宝くじサービスにもとづく利用者の権利を譲渡・質入することはできません。

#### 10．規定等の準用

宝くじ追加規定に定めのない事項については、SMBCダイレクト利用規定その他関係規定により取り扱います。

#### 11．宝くじ追加規定の変更等

(1) 宝くじ追加規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記11.(1)の変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 12．通知・連絡

当行に届け出ている内容が事実と異なる場合、宝くじを購入できないことがあります。インターネット宝くじサービスに関する利用者への通知・連絡は、申込代表口座について届け出られた氏名・住所・電話番号等に基づいて行います。利用者の届出事項に変更があったときは、ただちに当行所定の手続により当行へ届け出てください。届け出られた氏名・住所にあてて当行が通知、連絡、その他書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。届け出られた電話番号の不通、預金口座の解約等の理由により通知・連絡を行うことができなかったとしても、これによって生じた損害について、当行はいっさい責任を負いません。

#### 13．インターネット宝くじサービスの終了

当行は、当行所定の方法により事前に告知することで、インターネット宝くじサービスを変更、停止または終了できるものとします。なお、当行がインターネット宝くじ

サービスを変更、停止または終了したことにより利用者に損害等が発生しても、当行はいっさい責任を負いません。

以上  
(2018年3月19日現在)

#### 生体認証サービス利用にかかる追加規定

生体認証サービスの利用に際しては、後記1．から10．までの追加規定（以下「生体認証サービス追加規定」といいます。）を適用します。なお、生体認証サービス追加規定においては、SMBCダイレクトのことを「SMBCダイレクト」といい、またSMBCダイレクトを利用して行われるサービス利用口座に関するすべての取引、行為および手続、SMBCダイレクトに含まれるすべてのサービスに関する取引、行為および手続、ならびにその他SMBCダイレクトを利用して行われるすべての取引、行為および手続のことをあわせて、「SMBCダイレクト利用行為」という点を除き、特段の定めのない限り、SMBCダイレクト利用規定における定義は生体認証サービス追加規定においても適用されるものとします。

#### 1．生体認証サービス

(1) 生体認証サービスとは、端末（端末のうち後記1.(2)に定める生体認証アプリが動作可能なものに限り、以下「生体認証端末」といいます。）を使用して、SMBCダイレクトを利用するに際し、利用者の生体情報（個人の顔、虹彩、声紋、指紋、掌紋等の身体の一部の特徴のうち、当行が認めるものをいい、以下「生体情報」といいます。）を、用いることにより、本人確認方法の送信を補助するサービスをいいます。ただし、それぞれの生体情報については、生体認証端末が後記1.(2)に定める生体認証アプリの生体情報に関する認証機能に、それぞれ対応している場合にのみ用いることができます。

(2) 生体認証サービスにおいては、当行の指定する提供会社（以下「提供会社」といいます。）が提供する、当行の指定するアプリケーション（以下「生体認証アプリ」といいます。）によって、利用者の生体情報とあらかじめ生体認証アプリに登録された利用者の生体情報（以下「認証データ」といいます。）との照合（以下「生体認証」といいます。）を行います。

#### 2．利用登録等

(1) 利用者は、生体認証サービスを利用するに当たり、生体認証アプリを利用者の生体認証端末にインストールしたうえで、同アプリ所定の手続にしたがって、同アプリの利用登録を行う必要があります。

(2) 前記2.(1)の利用登録完了後、利用者は、生体認証アプリに生体情報を認証データとして登録するものとします。ここで、認証データとして登録できるのは、利用者本人の生体情報のみとし、他人(利用者の親族、同居人、利用者の関係者を含みますが、これらに限られません。)のものを登録してはならないものとします。なお、生体認証サービスにおいて、利用者の生体情報が当行に伝達されることはなく、また、当行のサーバ等に保管されることもありません。

(3) 前記2.(2)の認証データの登録完了後、利用者は、生体認証アプリから遷移するSMBCダイレクトの画面において、当行所定の手続にしたがって生体認証サービスの利用開始申込を行うものとします。この利用開始申込手続において、利用者は、後記の情報を利用者の生体認証端末に登録するものとします。

#### 第一暗証

) SMBCダイレクト利用規定3.(3) (ア) Aの方法の ) および ) にかかげる情報、  
または

) SMBCダイレクト利用規定3.(3) (ア) Bの方法の ) にかかげる情報

(4) 前記2.(3)の利用開始申込手続が完了した後、SMBCダイレクトの画面において手続が完了した旨が表示された時から、利用者は生体認証サービスを利用できるものとします。

(5) 認証データおよび前記2.(1)または(2)の手続に伴い生体認証端末に記録された情報を変更する場合は、生体認証アプリ所定の手続にしたがって行うものとします。

(6) 利用者は、生体認証端末の変更をした場合、生体認証端末から生体認証アプリのアンインストールもしくは削除をした場合、またはその他理由を問わず生体認証アプリを再インストールした場合で、引き続き生体認証サービスを利用しようとするときは、生体認証サービスの利用登録等を再度行うものとします。利用者が前記2.(3)により利用者の生体認証端末に登録した情報の全部または一部を変更した場合で、引き続き生体認証サービスを利用しようとするときも同様とします。

#### 3. 生体認証サービスの利用

(1) 生体認証サービスを利用している利用者が生体認証端末を使用して、SMBCダイレクト利用行為の依頼を行う場合は、利用者は、本人確認手続に先立って、前記2.(3)の利用申込手続完了後、生体認証アプリを起動し、認証データにかかる生体情報を同アプリ所定の方法で入力するものとします。

(2) 生体認証アプリにおいて、前記3.(1)によって入力された生体情報と認証データの一致が確認されたときは、生体認証アプリが、前記2.(3)により端末に登録された情報を当行に伝達します。

(3) 生体認証サービスを利用して、SMBCダイレクトの本人確認手続を経た後、SMBCダイレクト利用行為が実行された場合は、当該SMBCダイレクト利用行為は、利用者本人により行われたものとみなされ、生体認証端末、暗証番号等、生体情報、登録シリアル番号、パスワード生成機、ワンタイムパスワード等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。ただし、SMBCダイレクト利用規定6.および同7.が準用されるものとします。

#### 4. 生体認証サービスの利用停止、廃止等

(1) 利用者が、生体認証サービスの停止を希望するときは、利用者は生体認証アプリ所定の手続にしたがって停止の措置をとるものとします。当該手続にしたがって利用者が生体認証サービスを停止した場合、手続完了後は、利用者は生体認証サービスの利用ができなくなります。この場合において、利用者が生体認証サービスの利用を希望するときは、利用者は前記2.(1)ないし(3)の手続にしたがって、再度、生体認証サービスの利用開始申込を行わなければならないものとします。利用者が生体認証サービスを停止したことにより利用者に損害等が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。なお、利用者が生体認証サービスを停止した場合でも、SMBCダイレクトは利用停止されません。

(2) 利用者が、前記2.(3)により、生体認証端末にダイレクト利用規定3.(3)(ア)のAの方法の ) および ) にかかげる情報を登録した場合、登録した情報にかかる口座がサービス利用口座でなくなったときは、利用者が生体認証サービスの利用を停止したものとみなされ、利用者は生体認証サービスの利用ができなくなります。この場合において、利用者が生体認証サービスの利用を希望するときは、利用者は前記2.(1)ないし(3)の手続にしたがって、再度、生体認証サービスの利用開始申込を行わなければならないものとします。利用者が、前記2.(3)により生体認証端末に登録した情報が変更された場合も同様とします。利用者が生体認証サービスを停止したとみなされたことにより利用者に損害等が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

(3) 利用者は、生体認証サービスが不正利用(生体情報もしくは認証データの偽造、変造、盗用もしくは不正使用等、生体認証端末の盗用、使用上の過誤もしくは第三者の使用または生体認証端末への不正アクセスなどを含みますが、これらに限りません。以下同じ。)されるおそれが生じたときまたは不正利用がなされたことを認知したと

きは、ただちに生体認証サービスの利用を止め、当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当行はSMBCダイレクトの利用停止その他当行所定の措置を講じることができるものとします。当行がSMBCダイレクトの利用停止の措置をした場合、利用者は、SMBCダイレクトの利用ができなくなります。この場合、当行は、当行がSMBCダイレクトの提供をすることが適切であると合理的に判断するまでの間、SMBCダイレクトの利用停止を継続することができるものとします。当行がSMBCダイレクトの利用停止その他当行所定の措置をとったことにより利用者に損害等が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

(4) 利用者が、最後に生体認証サービスを利用してから1年の間、生体認証サービスを利用しないときは、当行は利用者が生体認証サービスの利用を停止したものとみなすことができるものとします。利用者が生体認証サービスの利用を停止したとみなされた場合、利用者は生体認証サービスの利用ができなくなります。この場合において、利用者が生体認証サービスの利用を希望するときは、利用者は前記2.(1)ないし(3)の手続にしたがって、再度、生体認証サービスの利用開始申込を行わなければならないものとします。利用者が生体認証サービスを停止したとみなされたことにより利用者に損害等が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

(5) 当行は、当行所定の方法により事前に告知することで、いつでも生体認証サービスの利用を停止することができるものとします。告知は、当行のホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により行うものとします。当行が生体認証サービスの利用を停止した場合、利用者は、生体認証サービスの利用ができなくなります。この場合、当行は、当行が生体認証サービスの提供をすることが適切であると合理的に判断するまでの間、生体認証サービスの利用停止を継続することができるものとします。当行が生体認証サービスの利用を停止したことにより利用者に損害等が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

(6) 当行は、当行所定の方法により事前に告知することで、いつでも生体認証サービスを廃止することができるものとします。告知は、当行のホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により行うものとします。当行が生体認証サービスの提供を廃止した場合、利用者は、生体認証サービスの利用ができなくなります。この場合、当行は、生体認証サービスの提供を再開しないものとすることができます。当行が生体認証サービスを廃止したことにより利用者に損害等が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

(7) 当行は、生体認証サービスが不正利用されるおそれが生じたまたは不正利用されたと認めるときは、当該利用者に対するSMBCダイレクトの利用停止の措置その他当行所定の措置をとることができるものとします。当行がSMBCダイレクトの利用を停止した場合、利用者は、SMBCダイレクトの利用ができなくなります。この場合、当行は、当行がSMBCダイレクトの提供をすることが適切であると合理的に判断するまでの間、SMBCダイレクトの利用停止を継続することができるものとします。当行がSMBCダイレクトの利用停止その他当行所定の措置をとったことにより利用者に損害等が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

#### 5．顧客情報の取扱

生体認証サービスの利用に関し、当行は利用者の情報を生体認証サービスおよびSMBCダイレクトの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、利用者の情報の提出が求められた場合は、その要求にしたがうことができるものとします。

#### 6．生体認証アプリの権利帰属等

(1) 生体認証アプリの著作権その他の各知的財産権は、これら知的財産権を保有するそれぞれの保有者に帰属し、利用者は、生体認証アプリの利用規約に別段の定めがあり、当該定めにより当該保有者から何らかの権利または権限を与えられた場合を除き、これら知的財産権について何らかの権利も付与されるものではありません。また利用者は、これら知的財産権について当行から何らかの権利、権限を与えられるものではありません。利用者は、生体認証アプリの利用規約により、同アプリを利用するものとします。

(2) 利用者は、生体認証アプリを構成する情報または生体認証アプリもしくは生体認証サービスにより生体認証端末に保存された情報について、転載・複製・転送・改変、改竄その他の不正な行為を行わないものとします。これに反して、転載、複製、転送、改変、改竄その他の不正な行為が行われた場合、利用者に生じたすべての損害について、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

(3) 前記6.(1)および6.(2)の規定は、利用者が提供会社に無断でまたは提供会社が正当に許諾する範囲を超えて生体認証アプリをダウンロードした場合にも適用されるものとします。また、この場合、生体認証アプリに関連して利用者に生じたすべての損害について、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

#### 7．注意事項等

(1) 利用者は、生体認証サービスの利用および生体認証アプリの使用(同アプリのダウンロードおよびバージョンアップ等に伴う再ダウンロードを含みます。)に必要な通信機器、ソフトウェア、通信回線その他の環境を、自らの責任と負担において準備するものとし、これらに必要な通信料その他の費用は、利用者が負担するものとし、

(2) 前記2.(4)により、利用者が生体認証サービスを利用できることとなった時以降の時であっても、SMBCダイレクトの取扱時間外の場合は、SMBCダイレクトを利用できません。

(3) 認証データ、前記2.(1)または(2)の手続に伴い生体認証端末に記録された情報ならびに同(3)により登録した情報は、生体認証端末内に保存されますので、利用者は、生体認証端末の管理に十分に注意するものとし、

(4) 利用者以外の生体情報が、生体認証端末の指紋認証機能その他の生体認証端末の機能に登録されている場合、生体認証アプリは、生体認証端末の指紋認証機能その他の生体認証端末の機能に登録された情報を生体認証アプリに登録された情報として取り扱う可能性があることから、このような生体認証端末を用いて生体認証サービスが利用された場合、利用者以外の生体情報が入力されたにもかかわらず、認証データとの一致が確認されたものとして取り扱われる可能性があります。生体認証アプリをインストールする生体認証端末には、当該利用者以外の生体情報が、生体認証端末の指紋認証機能その他の生体認証端末の機能に登録されないようご注意ください。当行は、利用者以外の生体情報が生体認証端末の指紋認証機能その他の生体認証端末の機能に登録されていることに起因または関連して、利用者が被るすべての損害について、当行に責めがある場合を除き、いっさいその責任を負いません。

(5) 利用者が、生体認証アプリ所定の方法で、生体認証サービスにおいて用いる生体情報の種類または組合せを設定することができる場合、この設定は、利用者が、自身の判断と責任において行うものとし、設定した種類または組合せが不適切であったことによって利用者が被るすべての損害について、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

(6) 生体認証アプリのインストール後に、生体認証端末の設定その他のご利用環境の変更や生体認証アプリのアップグレード等が行われた場合には、生体認証サービスをご利用いただけなくなる場合があります。この場合には、生体認証アプリを再インストールしていただく必要があります。ただし、再インストールできることおよび再インストール後も生体認証サービスをご利用いただけることを保証するものではありません。

## 8．免責事項等

(1) 生体認証サービス追加規定の他の条項に定めるほか、この8.で定めるところによっても、当行は免責されるものとします。

(2) 生体認証アプリの作動に係る不具合(表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等)または同アプリが生体認証端末に与える影響等によって利用者が被る不利益、提供会社のシステム上の問題に起因して利用者が被る損害、その他生体認証サービスのご利用に関して利用者が被るすべての損害について、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいその責任を負いません。

(3) 生体認証サービスの利用にあたっては、認証データその他の前記2.(3)により生体認証端末に登録された情報および前記2.(1)により登録された情報について、利用者が全面的な管理責任を負うものとし、したがって、いずれの認証情報その他の情報に偽造・変造・盗用・不正使用等が生じても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

(4) 当行は、生体認証端末の盗用、使用上の過誤、第三者の使用または不正アクセス等により利用者に生じた損害のすべてについて、当行に責めがある場合を除き、責任を負いません。

(5) 前記8.(1)ないし(4)のほか、以下の事由により、利用者が生体認証サービスを利用できなかった場合であっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由。

当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、生じた通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等。

生体認証端末の設定その他のご利用環境の変更、生体認証アプリのアップグレード等。

当行が提携する生体認証アプリの提供者その他当行以外の第三者の責に帰すべき事由。

## 9．規定等の準用

生体認証サービス追加規定に定めのない事項については、SMBCダイレクト利用規定その他関係規定により取り扱います。

## 10．生体認証サービス追加規定の変更等

(1) 生体認証サービス追加規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記 10.(1) の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上  
(2018年3月19日現在)

#### SMBC ダイレクト 外部連携サービスにかかる追加規定

外部連携サービス(後記 1.(1) に定義します)の利用に際しては、SMBC ダイレクト利用規定のほか、後記 1. から 8. までの規定(以下「本規定」といいます)が適用されるものとします。なお、本規定において別段の定めがある場合を除き、SMBC ダイレクト利用規定に定める定義が、本規定にも適用されるものとします。

##### 1. 外部連携サービスの内容

###### (1) 外部連携サービス

「外部連携サービス」とは、利用者が、特定事業者(後記 1.(2) に定義します)が提供する特定サービス(後記 1.(2) に定義します)を通じた利用可能サービス(後記 1.(3) に定義します)の利用を希望する場合に、当行が当該利用を許容するサービスをいいます。

###### (2) 特定事業者等

「特定事業者」とは、当行が外部連携サービスの提供のために必要となる API 連携を許諾している Web サービス等を運営する事業者のうち、利用者が後記 3.(1) に定める方法によりアクセス許可を行った者をいうものとします。なお、当行が当該 API 連携を許諾している事業者は、当行ホームページに記載する方法で公表されるものとします。

「特定サービス」とは、特定事業者が利用者の委託を受けて電子情報処理組織を使用する方法により利用者に対して提供するサービスのうち、当行が API 連携による利用可能サービスの利用を許容し、当行ホームページに記載する方法で公表するものをいいます。

「特定サービス利用契約」とは、利用者が特定サービスを利用するために特定事業者との間において締結する契約をいいます。

「API 連携」とは、当行が有する API (Application Programming Interface) 機能のうち当行所定の範囲のものを利用できることをいいます。

「利用者データ」とは、外部連携サービスの利用申込画面において利用者が同意するサービス利用口座にかかる残高照会、振入金明細照会、入出金明細照会、取引明細照会、ローン借入明細照会等の口座情報をいいます。

「アクセス許可」とは、外部連携サービスを利用するために必要となる利用者データを当行から直接受領する権限を、利用者が特定事業者とすることを希望する者に対して付与することをいいます。

「トークン」とは、外部連携サービスを利用するための当該利用者にかかる本人確認方法として当行が発行・付与する認証キーをいいます。

##### (3) 利用可能サービス

「利用可能サービス」とは、SMBC ダイレクト利用規定に定めるサービスのうち、照会サービスをいいます。

##### 2. 外部連携サービスにおける本人確認の特例

当行は、後記 3.(1) により利用者にかかるトークンを発行・付与した場合には、当該トークンを付与した時点以降、当該利用者にかかるトークンの有効期間内において、特定事業者から当該トークンを利用したアクセスがなされたものと当行所定の方法により確認できる限り、当該利用者の正当な権限者により真実かつ正確に利用可能サービスの利用がなされたものとみなします。この場合、外部連携サービスに関し、トークンの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

##### 3. 外部連携サービスの利用方法

外部連携サービスの利用開始手続は、以下の方法によるものとします。

###### (1) アクセス許可およびトークンの発行・付与

利用者は、トークンの発行・付与を希望する場合には、特定事業者として利用者がアクセス許可を行おうとする者が提供する画面から遷移する当行所定の画面において、SMBC ダイレクト利用規定に定める本人確認手続を行うものとします。

利用者は、前記 3.(1) の本人確認手続を行った後に利用者に対して表示される画面において掲示される当行から API 連携を許諾された事業者が、自らアクセス許可を行うことを希望する相手方であることを確認したうえで、当該事業者に対するアクセス許可を行うものとします。

当行は、利用者が前記 3.(1) のアクセス許可を行ったことを当行所定の方法により確認した場合には、トークンを発行し、特定事業者に付与するものとします。

利用者および特定事業者は、いかなる場合においても、特定事業者以外の者(利用者を含みます)がトークンを管理または利用することがないようにします。利用者および特定事業者は、トークンについて、アクセス許可した特定事業者以外の第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分および貸与その他の利用権限の付与をしてはならないものとします。

利用者は、トークンを用いて第三者が外部連携サービスを利用しないように、また、特定事業者が利用者の意思に反してトークンを用いて外部連携サービスを利用しないように、利用者の責任において、自らまたは特定事業者をしてトークンを厳重に管理しまたは管理させるものとします。

当行は、トークンを付与した時点以降、利用者と特定事業者との間において特定サービス利用契約が適法かつ有効に成立し存続している（利用者による特定事業者に対する利用者データを直接授受する権限の付与を含みます）ものとみなし、当行は、本規定3.(1)に定める方法により、利用者にかかる本人確認をするものとします。

#### (2) トークンの有効期間

当行が発行したトークンは、利用者がアクセス許可を行った日から[30]日間のみ有効であるものとします。ただし、トークンの有効期間内に、当該トークンを用いた外部連携サービスの利用が、当行所定の方法により確認された場合には、当該トークンの有効期間は当該確認がなされた日から更に[30]日間延長されるものとします。

#### (3) トークン有効期間満了後の再度のアクセス許可

利用者は、当該利用者にかかるトークンの有効期間の満了後において、当該トークンを用いた外部連携サービスを利用できなくなるものとします。外部連携サービスの利用の再開を希望する利用者は、前記3.(1)の方法により再度アクセス許可を行うものとし、当行は、利用者が当該アクセス許可を行ったことを当行所定の方法により確認した場合には、当該利用者にかかるトークンを再度発行し、当該利用者がアクセス許可する画面で確認した特定事業者当該トークンを付与するものとします。

#### (4) 利用者の義務

外部連携サービスは、利用者が特定サービスを適法かつ有効に利用できることを前提とするものです。利用者は、特定事業者との間において特定サービス利用契約の締結その他の特定サービスを適法かつ有効に利用するために必要ないっさいの措置を講じるものとし、特定サービス利用契約を遵守（同契約に基づく認証手続を適切に履行することを含みます）し、かつ、特定サービス利用契約を解除、解約その他の理由により失効させることなく適法かつ有効に存続させ、特定サービスの利用者としての地位を維持するものとします。

利用者は、特定サービス利用契約が解約、有効期間の満了その他の事由により失効した場合には、直ちに、その旨当行所定の方式により当行に通知するものとし、

当行が当該失効を確認した時点において、失効した特定サービス利用契約に関する外部連携サービスは終了するものとします。

当行が前記3.(4)の失効を確認するまでの間、当行は、特定サービス利用契約は有効に存続するものとみなして外部連携サービスの提供を続けることができるとし、これによって利用者が生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

#### 4. 情報開示にかかる同意

利用者は、外部連携サービスの利用により利用者データおよびこれに関連する利用者の情報が特定事業者の開示・提供されることについて、ここに予め同意します。

#### 5. 免責事項

##### (1) 特定サービスに関する責任等

特定サービスは当行の提供する外部連携サービスとは別個独立した専ら特定事業者が提供するものであり、特定サービスの利用または特定サービスが利用できなかったことによって利用者が生じた損害、損失、費用等の賠償および補償については、利用者と特定事業者との間で、特定サービス利用契約の定めに従い解決されるものとします。

特定サービスの利用について、別途特定事業者に対して手数料（これにかかる消費税および地方消費税を含みます）の支払が必要となる場合があります。

##### (2) 不正アクセス等への対応

外部連携サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・漏洩等（以下「不正アクセス等」といいます）が生じた場合、そのために利用者が生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。当行は、外部連携サービスの利用に関し、不正アクセス等により利用者に損害が生じた場合またはそのおそれがある場合（トークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合を含みます）の連絡窓口を当行ホームページに記載する方法で公表します。

##### (3) API連携・外部連携サービスの変更・停止等

当行は、当行が必要と判断した場合には、特定事業者との間におけるAPI連携の範囲を変更し、または、API連携の全部もしくは一部を終了させる場合があります。利用者は当該変更または終了がなされる場合があることを承認のうえ外部連携サービスを利用するものとし、当該変更または終了により利用者が生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

当行は、当行が必要と判断した場合には、外部連携サービスまたは利用可能サービスの内容を変更し、停止し、または終了する場合があります。利用者は、当該変

更、停止または終了がなされる場合があることを承認のうえ外部連携サービスを利用するものとし、当該変更、停止または終了により利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

SMBC ダイレクト利用規定に基づき SMBC ダイレクトが利用停止となった場合には、外部連携サービスも利用停止となるものとします。

#### 6．外部連携サービスの終了

##### (1) 利用者による外部連携サービスの終了

利用者は、外部連携サービスを終了させることを希望する場合には、特定事業者に対し、特定サービス利用契約の解約または特定サービスの利用停止の措置を申し出るものとします。かかる特定サービス利用契約の解約または特定サービスの利用停止の申出を行った場合であっても、当行が当行所定の方式により特定サービス利用契約が解約され、または特定サービスが利用停止されたことを確認するまでの間、当行は、特定サービス利用契約が有効に存続しまたは特定サービスが利用停止されることなく継続しているものとしてみなして外部連携サービスの提供を続けることができるものとし、これによって利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

##### (2) 外部連携サービスの当然終了

前記6.(1)のほか、3.(1)によりトークンの発行・付与に際して利用した SMBC ダイレクトが利用停止されたときは、当該トークンにかかる外部連携サービスも当然に終了するものとします。また、特定事業者と当行との間における API 連携にかかる契約のいずれかが解約、有効期間の満了その他の事由により失効した場合には、当該特定事業者との間における外部連携サービスも当然に終了するものとします。かかる外部連携サービスの終了によって利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

#### 7．規定等の準用

本規定に定めのない事項については、SMBC ダイレクト利用規定その他関連規定が定めるところにより取り扱います。

#### 8．規定の変更等

(1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記8.(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2018年3月19日現在)

#### SMBC toto 特約

SMBC toto特約(以下「本特約」といいます。)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」といいます。)が販売するスポーツ振興投票券(以下「toto チケット」といいます。)について、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます。)がSMBCダイレクト利用規定に定める利用者(以下「利用者」といいます。)に提供するサービス(詳細は本特約第2条に定めるものとし、以下「SMBC toto」といいます。)に関する事項を定めるものです。

(用語)

第1条 本特約で使用する用語の定義は、本特約で別途定義されるものを除いて、センターが関係法令に基づき定めるtoto約款(以下「toto約款」といいます。)で定めるものと同一とします。

(SMBC toto)

第2条 SMBC totoとは、利用者が当行の指定する方法によりtotoチケットを購入するにあたり、当行が提供する以下の各号に定めるサービスをいいます。

(1) totoチケットの購入受付

(2) 利用者がSMBC totoにおいて購入したtotoチケットの購入代金の決済

(3) 利用者がSMBC totoにおいて購入したtotoチケットの払戻金等の振込

(4) 前各号に付帯して当行が提供するサービス

(SMBC toto会員登録)

第3条 利用者は、SMBC totoの利用を希望する場合は、利用に先立ち、当行所定の方法により会員登録手続を行うものとします。

2 当行は、会員登録手続の際にSMBCダイレクト利用規定において定める本人確認手続が完了していることをもって、会員登録手続が利用者本人によってなされたものとみなします。なお、当行は、本項に定める取り扱いにより利用者に生じた如何なる不利益または損失についても、いっさいの責任を負わないものとします。

3 次のいずれかに該当する利用者は会員登録手続を行うことができません。

(1) 19歳未満の利用者、および19歳以上であることが確認できない利用者

(2) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第10条またはtoto約款第4条第2項、第3項および第4項のいずれかに該当する利用者

(投票方法)

第4条 利用者がSMBC totoにおいて投票を行う場合、toto約款で規定する投票方法にかえて、別途当行が指定するSMBC toto専用のサイト（以下「取引サイト」といいます。）を利用するものとします。

（投票内容の確認）

第5条 SMBC totoにおいて行う投票内容の確認については、toto約款の定めにかかわらず、取引サイトで確認を行うものとします。なお、当行は、利用者が次条の定めに従いtotoチケットの購入手続きを完了した場合、利用者が当該購入手続きに係る投票内容について、本条に定める確認を行ったものとみなします。

2 投票内容の確認による購入手続終了後は、第7条で規定する購入完了前であっても、理由の如何を問わず、当該投票内容について変更または取消をすることはできません。

（購入手続）

第6条 利用者は、SMBC totoにおいてtotoチケットを購入する場合、toto約款の規定にかかわらず、totoチケットを当行所定の方法にて取引サイトで購入するものとします。

2 当行は、利用者がSMBC totoにおいて購入するtotoチケットの代金を、SMBCダイレクト利用規定において定める出金指定口座（以下「出金指定口座」といいます。）より引き落とします。この場合、出金指定口座にかかる各種規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手等の提出を省略するものとします。またこの場合、SMBCダイレクト利用規定に関わらず、出金指定口座からtotoチケットの代金の引き落としを行うことができる金額には当座貸越を利用できる範囲内の金額を含まないものとします。

3 利用者は、メンテナンス等のために当行がSMBC totoに係るシステム（以下「当行システム」といいます。）を停止する時間帯を除き、センターが指定する販売期間中、取引サイトにてtotoチケットを購入することができます。なお、当行は、原則として事前に当行のホームページ等に掲示することにより、当行システムを停止する時間帯をお知らせするものとしますが、やむをえない場合は、予告なしに当行システムを停止できるものとし、予告の有無を問わず、当行システムの停止に起因して発生した損害についていっさいの責任を負いません。

4 totoチケット購入にかかる購入金額および口数の上限については、toto約款の定めとおりとします。

5 日本国外から本サービスを利用してtotoチケットを購入することはできません。現地法令により罰せられる場合があります。日本国外からの購入であることが判明し

た場合には、toto約款で定めるものの他、それによって利用者に生じた損害について当行はいっさいの責任を負いません。

（購入完了）

第7条 SMBC totoにおけるtotoチケットの購入は、前条に定める購入手続終了後、当該購入手続に係る情報をセンターの所有するセンターシステムが受信し、これを有効な購入申込みとしてセンターが受け付けた時点で完了するものとします。なお、当行は、センターによる当該受付を確認した場合、当行はその旨を取引サイト上に表示します。

2 前条に規定する購入手続終了後、当行システムの不具合その他の事由により購入完了とならなかった場合、当該購入手続についてtotoチケットは販売されません。この場合、当行はその旨を取引サイト上に表示するとともに、toto約款の規定にかかわらず、本特約第11条に定める手続きにより利用者にtotoチケットの代金を返還します。

（totoチケット）

第8条 当行は、利用者がSMBC totoを利用して購入したtotoチケットの購入履歴を電子データとして保管し、取引サイト上に当行の定める期間、表示するものとします。なお、利用者は、SMBC totoを利用して購入したtotoチケットについて、書面その他の有形の媒体による引き渡しを当行またはセンターに請求することはできません。

2 利用者は、SMBC totoを利用して購入したtotoチケットに係る権利（払戻金等に係る請求権を含む）を第三者に譲渡することはできません。

（結果等の表示）

第9条 当行は、第4条に定める投票に係る結果の情報その他のセンターから提供された情報を取引サイトに掲載します。当行およびセンターは、当該情報に基づいて利用者が行動したことにより被ったいかなる損害についてもいっさいの責任を負いません。

（払戻金）

第10条 利用者がSMBC totoを利用してtotoチケットを購入し、当該totoチケットに係る投票内容がtoto約款に定める各等のいずれかに該当した場合、toto約款の定めに関わらず、当行はセンターの依頼に基づき、原則として利用者のSMBCダイレクト利用規定に定める申込代表口座（以下、「申込代表口座」といいます。）に振り込みます。

2 払戻金は、原則として、センターが定める払戻開始日から3営業日後（営業日とは、銀行法に定める銀行の休日を除く日とします。）に振り込まれます。但し、センターが定める払戻開始日および払戻期限は予定日であり、指定試合結果の確定の都合等により、センターにより変更される場合があります。

3 申込代表口座に入金ができない場合または申込代表口座が払戻金受取前に解約された場合は、利用者は前2項による方法によっては払戻金を受け取ることができません。この場合利用者に生じた損害について当行はいっさいの責任を負いません。

(返還金)

第11条 利用者がSMBC totoを利用して購入したtotoチケットがtoto約款の規定により発売されなかったとみなされた場合、当行は、toto約款の規定にかかわらず、当該totoチケットに係る利用者の購入金額をセンターが別途定める期間内にセンターの依頼に基づき、原則として利用者の申込代表口座に返還金として振り込みます。

2 申込代表口座に入金ができない場合または申込代表口座が払戻金受取前に解約された場合は、利用者は前項による方法によっては返還金を受け取ることができません。この場合、利用者に生じた損害について当行はいっさいの責任を負いません。

(SMBC toto利用の終了)

第12条 利用者がSMBC totoの利用を終了する場合は、当行所定の方法により、当行にその旨を通知するものとします。

2 当行は、利用者が本特約、toto約款等または関係法令の定めに従っていないことが判明した場合、何らの催告または事前の通知なく、ただちにSMBC totoの全部または一部の利用を終了させ、その旨をセンターに通知することができるものとします。

3 本条に基づき利用者がSMBC totoの利用を終了したことにより利用者に損害等が発生しても、当行はいっさいの責任を負いません。

(サービス提供の終了等)

第13条 当行は、当行のホームページに一定期間告知することで、SMBC totoを変更、終了または中止することができるものとします。ただし当行の責めに帰さない事由による場合は、当行は予告なくSMBC totoを変更、終了または中止することがあります。

2 本条に基づき当行がSMBC totoを変更、終了または中止したことにより利用者に損害等が発生しても、当行はいっさいの責任を負いません。

(個人情報)

第14条 当行は利用者がSMBC totoを利用するに当たり、利用者がすでに当行へ届出をしている属性等の情報、および利用者のSMBC totoの利用にかかる情報その他の当行またはセンターが指定する個人情報を、センターに提供するものとします。

(規定等の準用)

第15条 SMBC totoの利用にあたり本特約に定めのない事項については、SMBCダイレクト利用規定、toto約款、関係法令およびその他当行またはセンターの定める規定等を準用するものとします。

2 利用者は、本特約、toto約款等および関係法令を確認し、これに同意のうえ、SMBC totoを利用するものとします。なお、利用者がSMBC totoを利用した場合、利用者は、本特約、toto約款等に同意したものとみなします。

(免責)

第16条 通信手段の障害、並びにtoto約款第22条第1項に定めるセンターの障害等により、totoチケットの購入又は払戻金等の支払いに関して利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

2 本特約は金融情勢やスポーツ振興投票に関する事項、その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ等で公表することにより、変更されることがあります。当行は、当該変更により利用者に生じた損害について、いっさいの責任を負いません。なお本項に定める本特約の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

3 toto約款は予告無く変更されることがあります。当行は、当該変更により利用者に生じた損害について、いっさいの責任を負いません。

(合意管轄)

第17条 本特約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上  
(2018年3月19日現在)

#### 残高等照会サービスにかかる追加規定

後記1.に定めるサービス(以下「残高等照会サービス」といいます。)の利用に際しては、SMBCダイレクト利用規定に加え、後記1.から9.までの追加規定(以下「残高等照会サービス追加規定」といいます。)を適用します。なお、残高等照会サービス追加規定においては、SMBCダイレクトのことを「SMBCダイレクト」といいます。またSMBCダイレクトを利用して行われるサービス利用口座に関するすべての取引、行為および手続、SMBCダイレクトに含まれるすべてのサービスに関する取引、行為および手続、ならびにその他SMBCダイレクトを利用して行われるすべての取引、行為および手続のことをあわせて、「SMBCダイレクト利用行為」という点を除き、特段の定めのない限り、SMBCダイレクト利用規定における定義は残高等照会サービス追加規定においても適用されるものとします。

#### 1. 残高等照会サービスの内容

(1) 残高等照会サービスとは、利用者が、スマートフォン、スマートウォッチ、スマートスピーカー等の当行が認めたスマートデバイス（以下「スマートデバイス」といいます）を使用して、当行が認めたアプリケーションソフトウェア等（以下「アプリケーション」といいます）を通じて、SMBCダイレクト利用規定 2.1. (1) に定める照会サービスのうち、残高照会および取引明細照会をすることが可能となるサービスです。

(2) 利用者から、当行所定の方法で残高等照会サービスによる照会があったとき、当行は、利用者に、スマートデバイスを通じ、電磁的方法による表示や音声の再生等当行所定の方法で残高または取引明細の情報を伝達します。

(3) 残高等照会サービスにより残高照会および取引明細照会ができる口座は、当行所定の口座に限られます。

(4) 残高等照会サービスにより取引明細照会ができる取引の範囲は、当行所定の範囲に限られます。

## 2. 利用登録等の方法

利用者は、残高等照会サービスを利用するに当たり、アプリケーションのインストール等当行所定の手続にしたがって、残高等照会サービスの利用登録を行う必要があります。

## 3. 本人確認手続

利用者が残高等照会サービスを利用する場合、当行は、スマートデバイスまたはアプリケーションによる生体認証等当行所定の方法（当行以外の第三者から本人確認手続の結果を受領する方法、当行以外の第三者から伝達されたトークン化された契約者番号と当行が保存するトークン化された契約者番号との一致の確認による方法も含むが、これらに限られない。）により本人確認手続を行うことがあります。

## 4. 残高等照会サービスの利用停止、廃止

(1) 利用者が、残高等照会サービスの利用の停止を希望するときは、アプリケーションごとに当行所定の手続にしたがって利用停止の措置をとるものとします。

(2) 利用者は、残高等照会サービスが不正利用（スマートデバイスの盗用、使用上の過誤もしくは第三者の使用またはスマートデバイス、アプリケーションへの不正アクセスなどを含みますが、これらに限りません。以下同じ。）されるおそれが生じたとき、または、不正利用がなされたことを認知したときは、ただちに当行に通知のうえ、当行所定の手続にしたがって利用停止の措置をとるものとします。

(3) 利用者が、当行所定の期間、残高等照会サービスの利用に使用しなかったアプリケーションについて、当行は、当該アプリケーションを通じての残高等照会サービスの利用を停止できるものとします。利用者が当該アプリケーションによる残高等照

会サービスの利用再開を希望するときは、利用者は、再度、前記 2. の利用登録を行う必要があります。

(4) 当行は、当行所定の方法により事前に告知することで、いつでも残高等照会サービスの全部または一部の提供を利用停止または廃止することができるものとします。

(5) 当行は、残高等照会サービスが不正利用されるおそれが生じたまたは不正利用されたと認めるときは、当該利用者に対する残高等照会サービスの利用停止その他当行所定の措置をとることができるものとします。

## 5. 知的財産権の権利帰属

(1) スマートデバイス、アプリケーションおよび残高等照会サービスに関連する著作権その他の各知的財産権は、これら知的財産権を保有するそれぞれの保有者に帰属し、利用者は、別段の定めにより当該保有者から何らかの権利または権限を与えられた場合を除き、これら知的財産権について何らの権利も付与されるものではありません。また利用者は、これら知的財産権について当行から何らかの権利、権限を与えられるものではありません。

(2) 利用者は、残高等照会サービスによりスマートデバイス、アプリケーションおよびそれらに関連するシステムに保存された情報について、転載・複製・転送・改変、改竄その他の不正な行為を行わないものとします。これに反して、転載、複製、転送、改変、改竄その他の不正な行為が行われた場合、利用者に生じたすべての損害について、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

## 6. 注意事項

(1) 利用者は、残高等照会サービスの利用に必要な通信機器、ソフトウェア、通信回線その他すべての環境を、自らの責任と負担において準備するものとし、これらに必要な通信料その他の費用は、利用者が負担するものとします。

(2) 利用者は、スマートデバイスの管理に十分に注意するものとします。また、利用者はアプリケーションの ID・パスワード等の情報を厳重に管理し、第三者に開示しないものとします。

(3) 利用者は、残高等照会サービスを利用するとき、スマートデバイスを用い、アプリケーションを通じて、スマートデバイスおよびアプリケーション所定の操作方法にしたがって、残高等照会サービスの利用に必要な情報を正確に伝達するものとします。

(4) 残高等照会サービスにより当行が提供する情報は、対象となる口座の残高、取引明細を証明するものではありません。万一、対象となる口座の残高、取引明細の内容が、当行の帳簿などに記載されたものと、残高等照会サービスにより提供したもの

が異なる場合には、利用者は、当行の帳簿などに記載された内容にしたがうものとします。

(5) スマートデバイスの交換、スマートデバイスのOSのアップグレード、アプリケーションのアップグレード等により、前記2の利用登録を再度行う必要が生じることがあります。

#### 7. 免責事項

(1) スマートデバイス、アプリケーション、その他残高等照会サービスの利用に必要なシステム等に係る不具合(表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等)に関して利用者が被るすべての損害について、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいその責任を負いません。

(2) 当行は、スマートデバイスの盗用、使用上の過誤、第三者の使用または不正アクセス等により利用者に生じた損害のすべてについて、当行に責めがある場合を除き、責任を負いません。

(3) 前記7.(1)および(2)のほか、以下の事由により、利用者が残高等照会サービスを利用できなかった場合であっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由。

当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、生じた通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等。

スマートデバイスの設定その他のご利用環境の変更、スマートデバイスのOSのアップグレード等。

その他当行以外の第三者の責に帰すべき事由。

(4) 利用者に生じた損害について、当行に責めがある場合も、当行の過失が軽過失にとどまるときは、通常生じる損害を超える範囲の損害については、当行は責任を負いません。

#### 8. 規定等の準用

残高等照会サービス追加規定に定めのない事項については、SMBCダイレクト利用規定その他関係規定により取り扱います。

#### 9. 残高等照会サービス追加規定の変更等

(1) 残高等照会サービス追加規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、事前の告知なく、変更できるものとします。

(2) 前記9.(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上  
(2018年3月19日現在)

#### SMBC ネットワークアプリ利用にかかる追加規定

SMBCネットワークアプリサービス(以下「ネットワークアプリサービス」)の利用に際しては、後記1.から12.までの追加規定(以下「SMBCネットワークアプリ追加規定」)を適用します。なお、SMBCネットワークアプリ追加規定においては、SMBCダイレクトのことを「SMBCダイレクト」といい、またSMBCダイレクトを利用して行われるサービス利用口座に関するすべての取引、行為および手続、SMBCダイレクトに含まれるすべてのサービスに関する取引、行為および手続、ならびにその他SMBCダイレクトを利用して行われるすべての取引、行為および手続のことをあわせて、「SMBCダイレクト利用行為」という点を除き、特段の定めのない限り、SMBCダイレクト利用規定における定義は、SMBCネットワークアプリ追加規定においても適用されるものとします。

##### 1. ネットワークアプリサービス

ネットワークアプリサービスとは、利用者が、端末(ただしSMBCネットワークアプリ(以下「ネットワークアプリ」といいます。))が動作可能なものに限ります。以下この端末を「アプリ端末」といいます。)を使用して、ネットワークアプリを通じて、後記4.(1)から(3)に規定するサービスを利用することを可能とするサービスです。

##### 2. 利用者

ネットワークアプリサービスを利用できる者は、ネットワークアプリをアプリ端末にインストールのうえ、SMBCネットワークアプリ追加規定に同意いただいた利用者となります。

##### 3. サービス取扱時間

SMBCダイレクトの利用可能な時間内であっても、臨時のシステム調整等の実施により、ネットワークアプリサービスの全部または一部が利用できない場合があります。

##### 4. 提供するサービスの内容

###### (1) SMBCダイレクト利用サービス

SMBCダイレクト利用サービスとは、アプリ端末を通じ、アプリ端末の操作に適した形式で、SMBCダイレクトのサービスの一部の利用を可能とするサービスです。

## (2) 三井住友フィナンシャルグループ各社等との取引情報の一覧表示・合算表示サービス

三井住友フィナンシャルグループ各社等との取引情報の一覧表示・合算表示サービス(以下「一覧表示・合算表示サービス」といいます。)とは、アプリ端末に利用者が登録した当行および三井住友フィナンシャルグループ各社等(以下「SMFG各社等」といいます。)のインターネットサービスサイトの認証情報を利用し、アプリ端末上で、利用者の当行およびSMFG各社等との取引情報の一覧表示・合算表示を行うサービスです。

一覧表示・合算表示サービスの対象となるSMFG各社等の範囲は、当行所定の範囲の会社とします。

一覧表示・合算表示サービスの利用にあたっては、あらかじめSMFG各社等のインターネットサービスを別途ご契約のうえ、SMFG各社等のインターネットサービスサイトの認証情報をネットワークアプリに登録することが必要です。

利用者が、一覧表示・合算表示サービスを利用する際に、ネットワークアプリに登録したSMFG各社等のインターネットサービスサイトの認証情報は、ネットワークアプリ内に暗号化され、保存されます。したがって、利用者は、ネットワークアプリに都度、SMFG各社等のインターネットサービスサイトの認証情報を入力することなく、利用者のSMFG各社等の取引情報を閲覧することができます。

一覧表示・合算表示サービスは、SMFG各社等の取引情報の一覧表示・合算表示に限ります。

## (3) SMBCデビットの付加情報表示サービス

SMBCデビットの付加情報表示サービス(以下「付加情報表示サービス」といいます。)とは、マネーツリー株式会社の提供する個人資産管理サービス「Moneytree」と連携することで、普通預金等の入出金明細の内SMBCデビットを利用して決済された際の出入金明細を表示する、または、SMBCデビットの利用明細のみを集約して表示するサービスです。

付加情報表示サービスの利用にあたっては、「Moneytree」への登録およびSMBCデビットのインターネットサービスサイトの認証情報の設定が必要です。「Moneytree」の契約、初回登録、利用、利用時間、認証情報の設定、マネーツリー株式会社へのSMBCデビットのインターネットサービスサイトの認証情報の提供・管理等は、マネーツリー株式会社が規定する「Moneytree」に関する規定にしたがいます。

SMBCデビットについては、SMBCデビット会員規約のほか、当行が別途定める規定等にしたがいます。

## 5. ネットワークアプリサービスの利用

## (1) 本人確認手続

ネットワークアプリサービスを利用しようとする利用者は、利用者として利用しているサービスの内容および提供を受けるネットワークアプリサービスの内容により、当行所定の限度で、SMBCダイレクト利用規定、SMBCダイレクト ライト利用にかかる追加規定またはワンタイムパスワードサービス利用にかかる追加規定に定める本人確認手続を経ることが必要になる場合があります。

## (2) 情報の登録

ネットワークアプリを利用しようとする利用者は、利用者の任意により、後記 から までのいずれかを選択のうえ、それぞれにかかげる情報のすべてを、利用者自身の責任において、アプリ端末に登録することができます。ネットワークアプリを利用しようとする利用者は、前記により登録した情報を、前記5.(1)に定める本人確認手続を行う際の補助とすることができます。

サービス利用口座の口座保有店の支店番号、当該口座保有店のサービス利用口座のうち普通預金口座の口座番号および第一暗証

サービス利用口座の口座保有店の支店番号および当該口座保有店のサービス利用口座のうち普通預金口座の口座番号

契約者番号および第一暗証

契約者番号

## (3) 生体情報の登録

ネットワークアプリを利用しようとする利用者が、当行所定のアプリ端末を使用している場合は、当該アプリ端末に登録された当行所定の生体情報を本人確認の補助として利用することができます。ここで、認証データとして登録できるのは、利用者本人の生体情報のみとし、他人(利用者の親族、同居人、利用者の関係者を含みますが、これらに限られません。)のものを登録してはならないものとします。なお、利用者の生体情報が当行に伝達されることはなく、また、当行のサーバ等に保管されることもありません。

## (4) 生体情報による本人確認手続の補助

前記5.(3)によりアプリ端末に当行所定の生体情報が認証データとして登録され、かつ前記5.(2)により情報が登録されているときは、利用者は、生体情報をアプリ端末に入力することで、アプリ端末に登録されている情報を当行に伝達し、前記5.(1)に定める本人確認手続を行う際の補助とすることができます。

(5) ネットワークアプリサービスを利用して、SMBCダイレクトの本人確認手続を経た後、ネットワークアプリサービスの利用行為(SMBCダイレクト利用行為を含むがこれに限られません。)が実行された場合は、当該行為は、利用者本人により行われた

ものとみなされ、アプリ端末、暗証番号、生体情報等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。ただし、SMBCダイレクト利用規定6．および同7．が準用されるものとします。

#### 6．顧客情報の取扱

SMBCネットワークアプリサービスの利用に関し、当行は利用者の情報をSMBCネットワークアプリサービスおよびSMBCダイレクトの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、利用者の情報の提出が求められた場合は、その要求にしたがうことができるものとします。

#### 7．ネットワークアプリの権利帰属

(1) ネットワークアプリの著作権その他の各知的財産権は、各保有者に帰属します。利用者は、ネットワークアプリサービスの利用に限り、ネットワークアプリを利用することができ、当行から請求があった場合、利用者は、すみやかにスマートフォンのネットワークアプリを削除するものとします。また、利用者は、ネットワークアプリおよびネットワークアプリサービスにより利用者のスマートフォンにダウンロードされた情報の転載・複製・転送・改変または改竄等を行うことはできません。

(2) 前記7．(1)の規定は、利用者が当行に無断でネットワークアプリをダウンロードした場合にも適用されるものとし、この場合、ネットワークアプリに関連して利用者に生じた損害について当行はいっさいの責任を負いません。

#### 8．免責事項

(1) ネットワークアプリサービスのご利用に関して、ネットワークアプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）ネットワークアプリがアプリ端末に与える影響および利用者がネットワークアプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他すべての不利益について、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいその責任を負いません。

(2) SMBCダイレクト利用サービスの利用にあたっては、前記5．(2)によりアプリ端末に登録ができるすべての情報（実際に登録がなされたか否かは問いません。）およびSMFG各社等のインターネットサービスサイトの認証情報（以下、あわせて「認証情報等」といいます。）について、利用者が全面的な管理を負うものとします。したがって、認証情報等の偽造・変造・盗用・不正使用等が生じても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

(3) 利用者が誤って登録した認証情報等を用いて、SMBCダイレクト利用サービスを利用した場合、SMFG各社等および当行の正しい認証情報等が失効することがあります。

(4) 当行およびSMFG各社等のインターネットサービスにはご利用できない時間帯やお取り扱いできない内容があります。当行およびSMFG各社等のサービスの制約により、前記4．のサービスの全部または一部が利用できない場合があります。取扱内容や手数料・サービス時間帯等の詳しい内容はSMFG各社等のホームページ等でご確認ください。

(5) SMBCダイレクト利用サービスを利用することにより、SMBCダイレクトおよびSMFG各社等のインターネットサービスの履歴等が更新される場合や、同時にSMFG各社等のインターネットサービスサイトにログインできない場合があります。

(6) 前記4．(2)のサービスの対象となるSMFG各社等の範囲は、事前の連絡なく、変更となる可能性があります。最新のSMFG各社等の範囲は、当行ホームページ等でご確認ください。

(7) 前記4．(3)のサービスでは、利用者がSMBCデビットを利用した加盟店のシステム制約等により、全部または一部の加盟店情報が表示されない、または正しく表示されない場合があります。また、付加情報表示サービスのサービス利用時点の正確な加盟店情報等につきましては、当行所定のSMBCデビットのインターネットサービスサイトにてご確認ください。

(8) 前記8．(1)から(7)のほか、以下の事由により、ネットワークアプリまたはSMBCネットワークアプリサービスが利用できなかった場合であっても、これによって生じた損害について、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が生じた場合。

当行・SMFG各社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、生じた通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等。

利用者より提供された認証情報を元に情報を取得するSMFG各社等のインターネットサービスサイト側の事情（メンテナンス等）。

当行以外の第三者の責に帰すべき事由。

(9) ネットワークアプリのインストール後に利用者のスマートフォンの設定その他のご利用環境の変更やネットワークアプリのアップグレード等が行われた場合には、ネットワークアプリサービスをご利用いただけなくなる場合があります。この場合には、ネットワークアプリを再インストールしていただく必要があります。ただし、再インストールできることおよび再インストール後も生体認証サービスをご利用いただけることを保証するものではありません。

#### 9．利用の際の注意点

(1) ネットワークアプリの利用およびネットワークアプリのダウンロード(バージョンアップ等に伴う再ダウンロードを含みます。以下本項において同じ。)には別途通信料がかかり、利用者のご負担となります。ご利用環境によってダウンロードに数分を要する場合があります。

(2) 利用者がSMFG各社等のインターネットサービスサイトの認証情報を変更した場合には、ネットワークアプリサービスに登録した事項も当行所定の手続で変更するものとします。

(3) SMBCネットワークアプリ追加規定または利用者の申出にしたがい、ネットワークアプリサービスが停止される場合であっても、当行およびSMFG各社等によるインターネット上のサービスの提供は停止されません。利用者は、当行およびSMFG各社等によるインターネット上のサービスを停止するときは、当行およびSMFG各社等のインターネットサービスサイト所定の手続により、当該サービスの利用を一時停止する等の措置を講ずるものとします。

(4) 当行およびSMFG各社等のインターネットサービスサイトの認証情報等について、偽造・変造・盗用または不正使用その他の恐れがある場合には、利用者の判断と責任において、当行およびSMFG各社等のインターネットサービスサイト所定の手続により、当該サービスの利用を一時停止する等の措置を講ずるものとします。

利用者は、前記4.(2)のとおり、ネットワークアプリには登録したSMFG各社等のインターネットサービスサイトの認証情報はネットワークアプリ内に保存されることを認識のうえで、アプリ端末の管理に十分注意を払うものとする。

#### 10. 他の規定の準用

SMBCネットワークアプリ追加規定に定めのない事項については、SMBCダイレクト利用規定その他関係規定により取り扱います。

#### 11. 規定の変更

SMBCネットワークアプリ追加規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、事前の告知なく、変更できるものとします。

#### 12. サービスの終了・変更

当行は、当行所定の方法により事前に告知することで、ネットワークアプリサービスを変更、停止または終了できるものとします。なお、当行がネットワークアプリサービスを変更、停止または終了したことにより利用者に損害等が発生しても、当行はいっさい責任を負いません。

以 上

(2018年3月19日現在)

### 三井住友銀行アプリサービス利用にかかる追加規定

三井住友銀行アプリサービスの利用に際しては、後記1.から10.までの追加規定(以下「三井住友銀行アプリサービス追加規定」といいます。)を適用します。なお、三井住友銀行アプリサービス追加規定においては、SMBCダイレクトのことを「SMBCダイレクト」といし、またSMBCダイレクトを利用して行われるサービス利用口座に関する取引、行為および手続、SMBCダイレクトに含まれるすべてのサービスに関する取引、行為および手続、ならびにその他SMBCダイレクトを利用して行われるすべての取引、行為および手続のことをあわせて、「SMBCダイレクト利用行為」という点を除き、特段の定めのない限り、SMBCダイレクト利用規定における定義は三井住友銀行アプリサービス追加規定においても適用されるものとします。

#### 1. 三井住友銀行アプリサービス

三井住友銀行アプリサービスとは、当行が三井住友銀行アプリサービス追加規定に定めるところにより、お客様に端末(ただし三井住友銀行アプリが動作可能なものに限ります。以下この端末を「アプリ用端末」といいます。)にインストールした三井住友銀行アプリを使用して、かんたん残高照会、My通帳その他の当行所定の範囲のSMBCダイレクト利用行為をしていただくサービスです。三井住友銀行アプリは、利用者にSMBCダイレクトを利用させていただくために当行が提供するアプリケーションであり、後記(1)および(2)に定める機能その他の機能を具えています。

##### (1) かんたん残高照会

かんたん残高照会は、三井住友銀行アプリを起動したときに、当行が保有する当行所定の範囲のサービス利用口座の残高および入出金明細を、当行所定の限度で表示する機能です。

##### (2) My通帳

My通帳は、当行が保有する当行所定の範囲のサービス利用口座の入出金明細の情報を閲覧できるように、後記3.(1)に定める本人確認手続を経たときに、当行が保有する当行所定の範囲のサービス利用口座の入出金明細の情報を、三井住友銀行アプリ内に複製する機能です。

#### 2. 情報の登録等

(1) 利用者は、三井住友銀行アプリを利用するにあたり、当行所定のサイトからダウンロードの上、三井住友銀行アプリを利用者のアプリ用端末にインストールする必要があります。

(2) 前記2.(1)により三井住友銀行アプリをアプリ用端末にインストールした後、利用者は、後記 または のいずれかを選択のうえ、それぞれにかかざる情報のすべてを、利用者の任意により、利用者自身の責任において、三井住友銀行アプリに登録することができます。三井住友銀行アプリを利用しようとする利用者は、前記により登録した情報を、後記3.(1)に定める本人確認手続を行う際の補助とすることができます。

口座保有店の支店番号およびサービス利用口座のうち普通預金口座の口座番号  
契約者番号

(3) 前記2.(1)により三井住友銀行アプリをアプリ用端末にインストールした後、三井住友銀行アプリを利用しようとする利用者が、当行所定のアプリ用端末を使用している場合は、後記 または のいずれかを選択のうえ、それぞれにかかざる情報のすべてを、利用者の任意により、利用者自身の責任において、三井住友銀行アプリに登録することができます。前記による登録を行った場合、アプリ用端末に登録された当行所定の生体情報（ただし利用者の生体情報に限ります。以下この生体情報を「認証データ」といいます。）があるときは、前記により三井住友銀行アプリに登録した情報を、後記3.(1)に定める本人確認手続を行う際の補助とすることができます。なお、利用者の生体情報が三井住友銀行アプリから、当行に伝達されることはなく、また、当行のサーバ等に保管されることもありません。

口座保有店の支店番号、サービス利用口座のうち普通預金口座の口座番号および第一暗証

契約者番号および第一暗証

(4) 利用者は、アプリ用端末の変更をした場合またはアプリ用端末から三井住友銀行アプリのアンインストールもしくは削除をした場合で、引き続き三井住友銀行アプリサービスを利用しようとするときは、前記2.(1)ないし前記2.(3)が適用されるものとします。その他理由を問わず三井住友銀行アプリをアプリ用端末に再インストールした場合で、引き続き三井住友銀行アプリサービスを利用しようとするときは、前記2.(2)および前記2.(3)が適用されるものとします。

### 3. 三井住友銀行アプリサービスの利用

(1) 利用者が三井住友銀行アプリを利用して、SMBCダイレクト利用行為の依頼を行う場合、利用者は、SMBCダイレクト利用規定、SMBCダイレクトライト利用にかかる追加規定またはワンタイムパスワードサービス利用にかかる追加規定に定める本人確認手続を経ることが必要になります。ただし、三井住友銀行アプリを利用して、ワンタイムパスワードサービス利用にかかる追加規定1.(5) ただし書きに定める方法により本人確認手続を経ることはできません。

(2) 利用者は、SMBCダイレクト利用規定、SMBCダイレクトライト利用にかかる追加規定またはワンタイムパスワードサービス利用にかかる追加規定に定める本人確認手続にあたり、前記2.(2)により三井住友銀行アプリに登録された情報を利用することができます。利用者が前記2.(2)により三井住友銀行アプリに情報を登録した後は、三井住友銀行アプリを起動し、三井住友銀行アプリが表示する第一暗証入力欄に第一暗証を入力（ワンタイムパスワードサービスを利用している利用者については、第一暗証入力欄に第一暗証を、ワンタイムパスワード入力欄にワンタイムパスワードをそれぞれ入力）することにより、三井住友銀行アプリが、当該入力された第一暗証（ワンタイムパスワードサービスを利用している利用者が前記により第一暗証およびワンタイムパスワードを入力したときは、当該入力された第一暗証およびワンタイムパスワード）とともに、前記2.(2)により三井住友銀行アプリに登録された情報を当行に伝達します。

(3) 利用者は、SMBCダイレクト利用規定、SMBCダイレクトライト利用にかかる追加規定またはワンタイムパスワードサービス利用にかかる追加規定に定める本人確認手続にあたり、前記2.(3)により三井住友銀行アプリに登録された情報を利用することができます。利用者が前記2.(3)により三井住友銀行アプリに情報を登録した後は、三井住友銀行アプリを起動し、アプリ用端末に生体情報を入力（ワンタイムパスワードサービスを利用している利用者については、アプリ用端末に生体情報を入力した後、三井住友銀行アプリのワンタイムパスワード入力欄にワンタイムパスワードを入力）することにより、アプリ用端末において、入力された生体情報と認証データの一致が確認されたときは、三井住友銀行アプリが、前記2.(3)によりアプリ用端末に登録された情報（ワンタイムパスワードサービスを利用している利用者が前記によりワンタイムパスワードを入力したときは、前記2.(3)により三井住友銀行アプリに登録された情報およびワンタイムパスワード）を当行に伝達します。

(4) 三井住友銀行アプリを利用して、SMBCダイレクト利用規定、SMBCダイレクトライト利用にかかる追加規定またはワンタイムパスワードサービス利用にかかる追加規定に定める本人確認手続を経た後、SMBCダイレクト利用行為が実行された場合、当該SMBCダイレクト利用行為は、利用者本人により行われたものとみなされ、アプリ用端末、暗証番号等、生体情報、認証データ、パスワード生成機、ワンタイムパスワード等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。ただし、SMBCダイレクト利用規定6. が準用されるものとします。

(5) かんたん残高照会を利用しようとする利用者は、三井住友銀行アプリを起動しSMBCダイレクト利用規定、SMBCダイレクトライト利用にかかる追加規定またはワン

タイムパスワードサービス利用にかかる追加規定に定める本人確認手続を経た後、かんたん残高照会を使用する旨の入力をし、かつ三井住友銀行アプリの指示にしたがい第一暗証を入力する必要があります。かかる操作を完了した後に、三井住友銀行アプリを再起動したときは、三井住友銀行アプリが再起動と同時に、当行所定の範囲のサービス利用口座の入出金明細の情報をアプリ用端末に表示します（以下かんたん残高照会を使用する旨の入力をした際の本人確認手続にあたって利用者が使用した 口座保有店の支店番号、サービス利用口座のうち普通預金口座の口座番号および第一暗証、または 契約者番号および第一暗証を「当初使用データ」といいます。）

（6）My 通帳を利用しようとする利用者は、三井住友銀行アプリを起動し、前記3（1）に定める本人確認手続を経た後、My 通帳を使用する旨の入力をする必要があります。かかる操作を完了した後は、三井住友銀行アプリを起動し、前記3（1）に定める本人確認手続を経た場合、当行が保有する当行所定の範囲のサービス利用口座の入出金明細の情報が、アプリ用端末内に複製されます。三井住友銀行アプリが複製したサービス利用口座の入出金明細の情報の閲覧行為は、SMBC ダイレクト利用行為ではなく、前記3（1）に定める本人確認手続を経ることなく行うことができます。

#### 4．三井住友銀行アプリサービスの利用停止、廃止等

（1）サービス利用口座とされていた口座の解約、サービス利用口座とされていた口座のサービス利用口座からの解除、第一暗証の変更などがあった場合は、前記3（1）に定める本人確認手続において、前記2（2）または前記2（3）により三井住友銀行アプリに登録した情報の全部または一部を補助とすることができなくなることがあります。三井住友銀行アプリに登録した情報の全部または一部を補助とすることができなくなった後、利用者が引き続き三井住友銀行アプリサービスを利用しようとするときは、前記2（2）および前記2（3）が適用されるものとします。

（2）利用者は、三井住友銀行アプリが不正利用（暗証番号等、生体情報もしくは認証データの偽造、変造、盗用もしくは不正使用等、アプリ用端末の盗用、使用上の過誤もしくは第三者の使用または三井住友銀行アプリもしくはアプリ用端末への不正アクセスなどを含みますが、これらに限りません。以下同じ。）されるおそれが生じたときまたは不正利用がなされたことを認知したときは、ただちに三井住友銀行アプリサービスの利用を止め、当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当行はSMBC ダイレクトの利用停止その他当行所定の措置を講じることができるものとします。当行がSMBC ダイレクトの利用停止の措置をした場合、利用者は、SMBC ダイレクトの利用ができなくなります。この場合、当行は、当行がSMBC ダイレクトの提供をすることが適切であると合理的に判断するまでの間、SMBC ダイレクトの利用停止を継続することができるものとします。当行がSMBC ダイレクトの利用

停止その他当行所定の措置をとったことにより利用者に損害等が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

（3）当行は、当行所定の方法により事前に告知することで、いつでも三井住友銀行アプリサービスの利用を停止することができるものとします。告知は、当行のホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により行うものとします。当行が三井住友銀行アプリサービスの利用を停止した場合、利用者は、三井住友銀行アプリサービスの利用ができなくなります。この場合、当行は、当行が三井住友銀行アプリサービスの提供をすることが適切であると合理的に判断するまでの間、三井住友銀行アプリサービスの利用停止を継続することができるものとします。当行が三井住友銀行アプリサービスの利用を停止したことにより利用者に損害等が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

（4）当行は、当行所定の方法により事前に告知することで、いつでも三井住友銀行アプリサービスを廃止することができるものとします。告知は、当行のホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により行うものとします。当行が三井住友銀行アプリサービスの提供を廃止した場合、利用者は、三井住友銀行アプリサービスの利用ができなくなります。この場合、当行は、三井住友銀行アプリサービスの提供を再開しないものとすることができます。当行が三井住友銀行アプリサービスを廃止したことにより利用者に損害等が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

（5）当行は、三井住友銀行アプリサービスが不正利用されるおそれが生じたまたは不正利用されたと認めるときは、利用者に対するSMBC ダイレクトの利用停止の措置その他当行所定の措置をとることができるものとします。当行がSMBC ダイレクトの利用を停止した場合、利用者は、SMBC ダイレクトの利用ができなくなります。この場合、当行は、当行がSMBC ダイレクトの提供をすることが適切であると合理的に判断するまでの間、SMBC ダイレクトの利用停止を継続することができるものとします。当行がSMBC ダイレクトの利用停止その他当行所定の措置をとったことにより利用者に損害等が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

#### 5．顧客情報の取扱

三井住友銀行アプリの利用に関し、当行は利用者の情報およびアプリの動作等に関する情報を三井住友銀行アプリサービスおよびSMBC ダイレクトの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、利用者の情報の提出が求められた場合は、その要求にしたがうことができるものとします。

## 6．三井住友銀行アプリの権利帰属等

(1)三井住友銀行アプリの著作権その他の各知的財産権は、これら知的財産権を保有するそれぞれの保有者に帰属し、利用者は、三井住友銀行アプリサービス追加規定に別段の定めがあり、当該定めにより当該保有者から何らかの権利または権限を与えられた場合を除き、これら知的財産権について何らかの権利も付与されるものではありません。また利用者は、これら知的財産権について当行から何らかの権利、権限を与えられるものではありません。利用者は、三井住友銀行アプリサービス追加規定により、同アプリを利用するものとします。

(2)利用者は、三井住友銀行アプリを構成する情報または三井住友銀行アプリもしくは三井住友銀行アプリサービスによりアプリ用端末に保存された情報について、転載・複製・転送・改変、改竄その他の不正な行為を行わないものとします。これに反して、転載、複製、転送、改変、改竄その他の不正な行為が行われた場合、利用者に生じたすべての損害について、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

(3)前記6.(1)および前記6.(2)の規定は、利用者が当行に無断でまたは当行が正当に許諾する範囲を超えて三井住友銀行アプリをダウンロードした場合にも適用されるものとします。また、この場合、三井住友銀行アプリに関連して利用者に生じたすべての損害について、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

## 7．注意事項等

(1)利用者は、三井住友銀行アプリサービスの利用および三井住友銀行アプリの使用(同アプリのダウンロードおよびバージョンアップ等に伴う再ダウンロードを含みます。)に必要な通信機器、ソフトウェア、通信回線その他の環境を、自らの責任と負担において準備するものとし、これらに必要な通信料その他の費用は、利用者が負担するものとします。

(2)利用者は、SMBCダイレクトの取扱時間外の場合は、三井住友銀行アプリを使用してSMBCダイレクトを利用することはできません。

(3)認証データおよび、前記2.(2)または前記2.(3)により登録した情報は、三井住友銀行アプリ内に保存されますので、利用者は、アプリ用端末の管理に十分に注意するものとします。かんたん残高照会を利用している場合には、三井住友銀行アプリを起動すると同時に、当行所定の範囲のサービス利用口座の入出金明細の情報がアプリ用端末に表示され閲覧可能となりますので、利用者は、アプリ用端末の起動用パスワードを設定するなど、アプリ用端末の管理に十分に注意するものとします。またMy通帳を利用している場合における複製された取引明細情報は、前記3.(1)の本人

確認手続を経ているか否かにかかわらず、三井住友銀行アプリを起動したときは閲覧可能となりますので、利用者は、アプリ用端末の起動用パスワードを設定するなど、アプリ用端末の管理に十分に注意するものとします。My通帳を利用している場合における複製された取引明細情報は、三井住友銀行アプリをアンインストールまたは再インストールしたときは、閲覧できなくなり、またアプリ用端末を変更したときは、新しいアプリ用端末にインストールされた三井住友銀行アプリでは、その全部または一部が閲覧できなくなります。

(4)利用者以外の生体情報が、アプリ用端末に登録されている場合、三井住友銀行アプリは、当該登録された生体情報を認証データとして取り扱う可能性があることから、このようなアプリ用端末を用いて三井住友銀行アプリサービスが利用された場合、利用者以外の生体情報が入力されたにもかかわらず、認証データとの一致が確認されたものとして取り扱われる可能性があります。利用者は、三井住友銀行アプリをインストールするアプリ用端末に、利用者以外(利用者の親族、同居人、利用者の関係者を含みますが、これらに限られません。)の生体情報を登録してはならないものとします。当行は、利用者以外の生体情報がアプリ用端末に登録されていることに起因または関連して、利用者が被るすべての損害について、当行に責めがある場合を除き、いっさいの責任を負いません。

(5)三井住友銀行アプリのインストール後に、アプリ用端末の設定その他の利用環境の変更や、三井住友銀行アプリのアップグレード等が行われた場合には、三井住友銀行アプリサービスを利用できなくなる場合があります。この場合には、利用者は三井住友銀行アプリを再インストールする必要があります。ただし、再インストールすることおよび再インストール後も三井住友銀行アプリサービスを利用できることを保証するものではありません。

(6)三井住友銀行アプリの利用に当たっては、利用者はアプリ起動パスワードを設定できます。所定の回数設定されたパスワードと異なる番号が入力された場合は、アプリが動作しなくなります。これによりアプリが動作しなくなった後に、なお三井住友銀行アプリの利用を希望する場合は、利用者は三井住友銀行アプリをアンインストールした後再インストールする必要がある場合があります。

(7)サービス利用口座とされていた口座の解約、サービス利用口座とされていた口座のサービス利用口座からの解除、第一暗証の変更などがあった場合は、前記3.(5)で三井住友銀行アプリに記録された当初使用データでは、認証されず、三井住友銀行アプリの起動をしてもかんたん残高照会が使用できなくなることがあります。

(8)記録された当初使用データは、三井住友銀行アプリ内に保存されますので、利用者は、アプリ用端末の管理に十分に注意するものとします。

(9) My 通帳により複製された情報は、対象となる口座の残高、取引明細を証明するものではありません。万一、対象となる口座の残高、取引明細の内容が、当行の帳簿などに記載されたものと、My 通帳により複製されたものが異なる場合には、利用者は、当行の帳簿などに記載された内容にしたがうものとします。

#### 8. 免責事項等

(1) 三井住友銀行アプリサービス追加規定の他の条項に定めるほか、この 8. で定めるところによっても、当行は免責されるものとします。

(2) 三井住友銀行アプリの作動に係る不具合(表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等)または同アプリがアプリ用端末に与える影響等によって利用者が被る不利益、提供会社のシステム上の問題に起因して利用者が被る損害、その他三井住友銀行アプリサービスの利用に関して利用者が被るすべての損害について、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいその責任を負いません。

(3) 三井住友銀行アプリサービスの利用にあたっては、認証データおよび、前記 2. (2) または前記 2. (3) により三井住友銀行アプリに登録された情報について、利用者が全面的な管理責任を負うものとします。したがって、認証データ、前記 2. (2) または前記 2. (3) により三井住友銀行アプリに登録された情報その他の情報に偽造・変造・盗用・不正使用等が生じて、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

(4) 当行は、アプリ用端末の盗用、使用上の過誤、第三者の使用または不正アクセス等により利用者に生じた損害のすべてについて、当行に責めがある場合を除き、責任を負いません。

(5) 前記 8. (1) ないし前記 8. (4) のほか、以下の事由により、利用者が三井住友銀行アプリサービスを利用できなかった場合であっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由。

当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、生じた通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等。

アプリ用端末の設定その他の利用環境の変更、三井住友銀行アプリのアップグレード等。

当行が提携する三井住友銀行アプリの提供者その他当行以外の第三者の責に帰すべき事由。

#### 9. 規定等の準用

三井住友銀行アプリサービス追加規定に定めのない事項については、SMBC ダイレクト利用規定その他関係規定により取り扱います。

#### 10. 三井住友銀行アプリサービス追加規定の変更等

(1) 三井住友銀行アプリサービス追加規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記 10. (1) の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2018 年 4 月 20 日現在)

#### 電話約定サービス利用にかかる追加規定

電話約定サービスの利用に際しては、SMBC ダイレクト利用規定のほか、後記 1. から 6. までの追加規定(以下「電話約定サービス追加規定」といいます。)が適用されるものとします。

なお、電話約定サービス追加規定において別段の定めがある場合を除き、SMBC ダイレクト利用規定に定める定義が、電話約定サービス追加規定にも適用されるものとします。

#### 1. 電話約定サービス

(1) 電話約定サービスとは、後記 2. に定める電話約定サービスの利用者(以下「電話約定サービス利用者」といいます。)からの依頼にもとづき、SMBC ダイレクト利用規定で定めるサービス利用口座について、当行所定の電話機を利用し、後記 1. (2) に定める取引の依頼を受付するサービスをいいます。なお、当行は電話約定サービスの対象となる取引を電話約定サービス利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(2) 電話約定サービス利用者は、電話約定サービスにて後記 から に定める取引を依頼することができるものとします。

後記 1. (2) または の取引を依頼する目的で、普通預金口座または外貨普通預金

口座から払い戻す取引

後記１．（２） または後記１．（２） の取引を依頼する目的で、定期預金口座の定期預金もしくはパーソナル外貨定期預金口座の外貨定期預金を満期日解約または投資信託保護預り口座の個別商品の解約の注文もしくは買取の申込をする取引

後記１．（２） または後記１．（２） の取引を依頼する目的で、定期預金口座の定期預金またはパーソナル外貨定期預金口座の外貨定期預金を期日前解約する取引

「外貨自動積立サービス」の中止をする取引

累積投資口座の個別商品の解約の注文もしくは買取の申込または「投信自動積立」もしくは「証券投資信託自動購入サービス」を解除する取引

前記１．（２） にて払い戻した金員または前記１．（２）、前記１．（２） もしくは前記１．（２） にて解約した金員を普通預金口座または外貨普通預金口座へ預け入れまたは振り替える取引

前記１．（２） にて払い戻した金員または前記１．（２）、前記１．（２） もしくは前記１．（２） にて解約した金員を原資として定期預金口座にて定期預金を作成する取引、パーソナル外貨定期預金口座にて外貨定期預金を作成する取引、投資信託保護預り口座にて個別商品の設定注文を行う取引または累積投資口座にて個別商品の設定注文の取次を行う取引

手続日の受付時限までに、後記（ア）から（ウ）に定める取引の依頼の取消または変更を行う取引

ただし、受付時限間際、事務の繁忙等やむをえない事由により当日の受付時限に間に合わない場合には、後記行為の取消および変更を行いません

（ア）前記１．（２） にて行った投資信託保護預り口座の個別商品の解約の注文または買取の申込

（イ）前記１．（２） にて行った累積投資口座の個別商品の解約の注文または買取の申込

（ウ）前記１．（２） にて行った投資信託保護預り口座の個別商品の設定注文または累積投資口座の個別商品の設定注文の取次

前記１．（２） から の取引に伴う外国通貨取引

（３）電話約定サービスの取扱時間は、当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの取扱時間を電話約定サービス利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

２．電話約定サービス利用者

電話約定サービスを利用できる者は、SMBCダイレクト利用規定に定める利用者のうち、第一暗証を利用可能な利用者に限り、また、未成年者を除くものとします。

なお、当行所定の基準により、電話約定サービスをご利用いただけない場合があります。

３．電話約定サービスにおける本人確認方法および取引の依頼方法

電話約定サービス利用者は、この項に定める本人確認方法および本人確認手続により、前記１．（２）に定める取引を依頼することができるものとします。当行は、この項に定める事項を確認した上で当該依頼を実行するものとします。

（１）電話約定サービス利用者は、前記１．（２）に定める取引の依頼を行う場合、後記 から の情報のすべてを、当行宛に、当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

サービス利用口座の口座保有店の支店番号

前記３．（１） で伝達した口座保有店の普通預金口座のうち、サービス利用口座である口座の口座番号

第一暗証（ただし、前記１．（２） の取引の依頼を行う場合は、前記 から の情報の確認に加え、当行から届出の電話番号宛てに架電し、届出の情報を確認させていただくものとします。）

（２）電話約定サービス利用者が前記３．（１）にかかげる情報のすべてを正確に伝達し、当行が確認したこれら情報が、電話約定サービス利用者により当行に届け出られまたは当行が交付した情報とそれぞれ一致した場合には、当行は電話約定サービス利用者からの取引の依頼とみなします。

(3) 電話約定サービス利用者は、前記3.(2)の手続の後に、取引に必要ないっさいの事項を当行に伝えるものとします。

(4) 当行は前記3.(3)の依頼内容を復唱し、電話約定サービス利用者が再度確認した時点で、正式な依頼を受けたものとします。

(5) 当行は、各種預金規定にかかわらず、払戻請求書および通帳等の提出を受けることなく、前記3.(4)にしたがい、前記1.(2)の取引を実行できるものとします。

(6) 当行は、前記3.(5)にもとづいて取引を実行する場合、原則として当日付にて取り扱うものとしますが、受付時間によっては翌営業日以降の取り扱いができるものとします。

#### 4. 留意事項

(1) 電話約定サービス利用者は、第一暗証その他の届出事項に変更がある場合には、当行所定の方法によりただちに当行に届け出るものとします。

(2) 品質向上等の観点から、当行は電話約定サービス利用者との電話での会話内容について録音し、保存することができるものとします。

(3) 電話約定サービス利用者は、第一暗証として使用する番号として、生年月日、本人電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、第三者に知られないようにするものとします。

#### 5. 免責事項

##### (1) 本人確認

前記3.(1)に定める方法により本人確認手続を経た場合は、当行は依頼者を電話約定サービス利用者本人であるとみなし、取引を行えるものとします。サービス利用口座の店番号、口座番号、および第一暗証等に関し、偽造、変造、盗用、不正使用、なりすましその他がなされ、電話約定サービスが不正に利用されるおそれがある場合は、電話約定サービス利用者はただちに当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

##### (2) 依頼内容確認

前記3.(4)に定める方法により依頼内容確認手続を経た場合、当行は電話約定サービス利用者本人からの依頼があったものとして、当該依頼内容を実行できるものとします。お客さまの聞き間違い、言い間違いなどを原因として生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 6. 電話約定サービス追加規定の変更等

(1) 電話約定サービス追加規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記6.(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2018年6月29日現在)